

第4日目（3月3日）

第1回福生市議会定例会会議録（第4号）

平成18年3月3日福生市議会議場に第1回福生市議会定例会が招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番	加藤 育男君	2 番	串田 金八君	3 番	田村 昌巳君
4 番	増田 俊一君	5 番	大野 聰君	6 番	前田 正蔵君
7 番	中森 富久君	8 番	阿南 育子君	9 番	高橋 章夫君
10 番	原島 貞夫君	11 番	森田 昌巳君	12 番	石川 和夫君
13 番	田村 正秋君	14 番	大野 悦子君	15 番	羽場 茂君
16 番	青海 俊伯君	17 番	今林 昌茂君	18 番	沼崎 満子君
19 番	松山 清君	20 番	清水 信作君	21 番	遠藤 洋一君
22 番	小野沢 久君				

1 欠席議員は次のとおりである。

なし

1 欠員は次のとおりである。

なし

1 議会事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	小林作二君	議会事務局次長	島田幸治君	臨時速記事務補佐員	大迫暁子君
--------	-------	---------	-------	-----------	-------

1 出席説明員は次のとおりである。

市長	野澤久人君	助役	高橋保雄君	収入役	並木 茂君
教育長	宮城眞一君	企画財政部長	野崎隆晴君	総務部長	吉沢英治君
総務部参事	田中益雄君	市民部長	石川 弘君	生活環境部長	田辺恒久君
福祉部長	木住野佑治君	都市建設部長	清水喜久夫君	教育次長	吉野栄喜君
参事	嶋崎政男君	選挙管理委員会事務局長	山崎典雄君	監査委員事務局長	荒井公雄君

1 本日の議事日程は次のとおりである。

平成18年第1回福生市議会定例会議事日程（第4日目）

開議日時 3月3日（金）午前10時

- 日程第1 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて〔平成17年度福生市一般会計補正予算（第6号）〕
- 日程第2 議案第1号 福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第2号 福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例（第2条給料関係）
- 日程第4 議案第3号 福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例（第4条期末手当関係）
- 日程第5 議案第4号 福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例（第2条給料関係）
- 日程第6 議案第5号 福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例（第3条期末手当関係）
- 日程第7 議案第6号 福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第7号 福生市介護給付費準備基金条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第8号 福生市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第9号 福生市児童遊園条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第10号 福生市学童クラブ条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第11号 福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第12号 福生市都市公園条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第13号 福生市営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第14号 福生市自転車等の放置防止等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第15号 福生市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第16号 福生市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例
- 日程第18 議案第17号 福生市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例

- 日程第19 議案第18号 福生市国民保護協議会条例
- 日程第20 議案第19号 福生市介護費用等の助成に関する条例を廃止する条例
- 日程第21 議案第20号 平成17年度福生市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第22 議案第21号 平成17年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第23 議案第22号 平成17年度福生市老人保健医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第24 議案第23号 平成17年度福生市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第25 議案第24号 平成17年度福生市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第26 議案第25号 平成17年度福生市受託水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第27 議案第26号 平成18年度福生市一般会計予算
- 日程第28 議案第27号 平成18年度福生市国民健康保険特別会計予算
- 日程第29 議案第28号 平成18年度福生市老人保健医療特別会計予算
- 日程第30 議案第29号 平成18年度福生市介護保険特別会計予算
- 日程第31 議案第30号 平成18年度福生市下水道事業会計予算
- 日程第32 議案第31号 平成18年度福生市受託水道事業会計予算
- 日程第33 議案第32号 不動産の譲与について
- 日程第34 議案第33号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第35 議案第34号 福生市介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第36 議案第35号 市庁舎建設工事（建築）請負契約
- 日程第37 議案第36号 市庁舎建設工事（電気設備）請負契約
- 日程第38 議案第37号 市庁舎建設工事（空調設備）請負契約
- 日程第39 議案第38号 市庁舎建設工事（給排水衛生設備）請負契約
- 日程第40 陳情第18-1号 患者・国民負担増計画の中止と「保険で安心してかかる医療」を求める陳情書
- 日程第41 陳情第18-2号 障害者自立支援法に関する陳情書
- 日程第42 陳情第18-3号 サービス利用や負担など介護保険の改善を求める陳情書
- 日程第43 陳情第18-4号 患者負担増の計画の中止を求める陳情書

午前10時 開議

○議長（石川和夫君） ただいまから平成18年第1回福生市議会定例会4日目の会議を開きます。

~~~~~

○議長（石川和夫君） この際、報告事項がありますので、事務局長から諸般の報告をいただきます。

（小林議会事務局長報告）

- 1 追加議案の送付について（議案第34号外4件）（別添参照）
- 2 議案の正誤について（別添参照）
- 3 本会議資料の提出について（議案第34号関係）（別添参照）

○議長（石川和夫君） 以上で報告は終わりました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 本日の議事運営については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願います。

（議会運営委員長 小野沢久君登壇）

○議会運営委員長（小野沢久君） おはようございます。御指名をいただきましたので、昨日の本会議終了後に開催をいたしました議会運営委員会の結果につきまして、御報告をさせていただきます。

4日目の本日の日程でございますが、新たに議案5件が提出されております。日程の順序につきましてはお手元に御配付のとおり、昨日残りました議案等につきまして昨日と同じ順序で編成をさせていただきました。

また、新たに提出されました議案5件につきましては日程第35から日程第39として編成をさせていただきました。

それから、新たに提出されました議案の取り扱いでございますが、議案5件につきましては別紙付託表のとおり所管の委員会に付託することといたしました。

以上のとおり議会運営委員会としては決定をいたしておりますので、よろしくお願いを申し上げます。御報告とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） ただいま委員長から報告されたとおり本日の議事を進めますので、よろしくお願いをいたします。

~~~~~

○議長（石川和夫君） これより日程に入ります。

日程第1、報告第1号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。本案について、提案理由の説明を願います。

（企画財政部長 野崎隆晴君登壇）

○企画財政部長（野崎隆晴君） おはようございます。御指名をいただきまして、報告第1号、専決処分の承認を求めることについて、説明を申し上げます。

本件は、地方自治法第179条第1項の規定によりまして議会を招集するいとまがございませんでしたので、平成18年2月17日付で専決処分をいたしました平成17年度一般会計補正予算（第6号）につきまして、同条第3項の規定により御報告を

申し上げます、御承認をいただこうとするものでございます。

平成17年度一般会計補正予算（第6号）の専決処分の概要でございますが、東京都福祉改革推進事業補助金による自動体外式除細動器（AED）の購入等及び次世代育成支援緊急対策総合事業補助金による子育て支援施設への防犯カメラ等の設置についてでございます。

次に、今回の補正予算に至った経緯を申し上げますと、まずAEDにつきましては平成17年12月の補正予算で、寄附金及び地域保健サービス推進事業補助金により5台分の予算を計上させていただきましたが、学校その他の施設への配備が課題となっておりましたところ、東京都が緊急課題への対応として福祉改革推進事業の拡大対象を図るため、平成17年度に限る特別の緊急措置としてAEDの設置補助を加えることといたしましたことから、これを活用し、追加購入をしようとするものでございます。

また、防犯カメラ等の設置につきましては、昨今、児童が被害者となる事件が相次いで発生しており、市では学校の安全対策として18年度に東京都の小中学校等防犯設備事業補助金を活用し、小中学校への防犯カメラ等の設置を予定しているところでございますが、子育て支援施設への設置が課題となっておりましたところ、東京都が児童の安全確保への対応として次世代育成支援緊急対策総合事業の中で、これも17年度に限り子育て支援施設の安全・安心対策事業が補助対象として加えられましたことからこれを活用し、本事業を実施をしようとするものでございます。

次に、事業内容を申し上げます。まずAED購入等は、市の施設19カ所へ各1台、それにテキスト100冊の購入並びに既に寄附金により12月補正予算で計上いたしております3台分の一般財源持ち出し分への補助でございます。また、本補助金の充当率につきましては100%でございます。

なお、AEDの設置場所につきましては福生、熊川の地域体育館、図書館4館、松林、白梅の公民館分館、プチギャラリー、小学校7校、中学校3校の計19施設でございます。

次に、防犯カメラ等の設置につきましては、市内の子育て支援施設19カ所への設置でございます。各保育園、学童クラブにはカメラ2台、モニター1台、レコーダー1台、学童クラブ併設の児童館にはモニター1台をプラスいたしまして、カメラ2台、モニター2台、レコーダー1台の設置をいたそうとするものでございます。

また、私立保育園8園へは東京都の補助要綱による設置経費の都補助分2分の1と、市負担分の4分の1、合わせて4分の3を私立保育所運営費支弁要綱により委託料で交付をする予定でございます。

設置場所につきましては、公立保育園4園、私立保育園8園、児童館併設でない学童クラブ5カ所、熊川児童館を除く学童クラブ併設の児童館2カ所、計19カ所でございます。なお、熊川児童館につきましては、都営住宅に設置をされている関係で早急に許可を得ることができないとのことで、今回の対象から除いております。

それでは、補正予算書に基づきましてその内容を説明させていただきます。

恐れ入りますが、補正予算書の1ページをお願いいたします。まず、総則でござい

ますが、第1条で、既決予算に歳入歳出それぞれ1887万6000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を208億4443万4000円と定めております。

次の第2項におきましては、歳入歳出予算の補正の款項の区分並びに当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によることといたしております。

内容でございますが、恐れ入りますが、次の2ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算補正につきまして、説明を申し上げます。

まず、歳入についてでございますが、歳入の第15款都支出金、第2項の都補助金は1887万6000円の追加でございます。内訳といたしましては福祉改革推進事業補助金が1312万2000円の追加、次世代育成支援緊急対策総合事業補助金が575万4000円の追加でございます。

次に、歳出でございますが、第3款民生費、第2項の児童福祉費は731万4000円の追加でございます。内訳といたしましては私立保育園8園分の防犯カメラ設置等にかかる保育所運営委託料と、それに公立保育園4園分の防犯カメラ等設置工事費の追加、また田園児童館及び武蔵野台児童館2館分の防犯カメラ等設置工事費の追加でございます。

第4款衛生費、第1項の保健衛生費14万円の追加は、AEDのテキスト代100冊分でございます。

第10款教育費は1545万9000円の追加でございます。このうち第2項小学校費459万2000円の追加は小学校各校へ配備のため、AED7台分の備品購入費でございます。

次の第3項中学校費196万8000円の追加は、中学校各校へ配備のためのAED3台分の備品購入費でございます。

第5項社会教育費は758万7000円の追加でございます。内訳でございますが、中央図書館及び武蔵野台図書館へ配備するAED2台分の備品購入費の追加、それと学童クラブ併設の白梅、さくら、かえで、わかぎり、わかたけ会館5館分の防犯カメラ等設置工事費の追加、また、わかぎり、わかたけ、松林、白梅会館へ配備するAED4台分の備品購入費の追加、それに展示施設のプチギャラリーへ配備するAEDの備品購入費の追加でございます。

第6項保健体育費131万2000円の追加は、熊川地域体育館及び福生地域体育館へ配備するAED2台分の備品購入費でございます。

第13款予備費は403万7000円の減額で、財源調整によるものでございます。

以上が、報告第1号、一般会計補正予算（第6号）の専決処分の内容でございます。補正額の合計1887万6000円の追加によりまして、総額を208億4443万4000円とさせていただきます。

御審議を賜りまして、御承認をいただきますようお願いを申し上げます。報告とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

○16番(青海俊伯君) それでは、防犯カメラの設置の関係でお尋ねを申し上げます。補正予算書の9ページの歳入のところでお話をさせていただきますが、次世代育成支援緊急対策総合事業補助金という形でございますが、これは都の補助金としては複数のメニューと言いますか、包括補助金の性格を持っていて、その中から各市区町村が選んでメニューを選択できる補助金というふうに認識をしてございますが、東京都から示されたメニューの内容についてまずお知らせいただきたい。私の記憶では中高生の居場所の確保、あるいは保育園の充実、あるいは緊急の非常通報ですか、設置等々がある中の学校の安心・安全の確保という形で防犯カメラというものを選んだかと思いますが、各地方自治体に調査をかけましたところそれぞれこの使い方がかなり特色が出ているというふうに伺っておりますので、福生市におきましては幾つか東京都から選択したメニューの中から、どのような福生市における優先順位をつけて、どういう方々が組織の中でその基準の判定をして上申をされて、最終的に市長が決裁をされたのか、という形でお聞きをしたい。メニュー選択から最終決定に至る経過、そして各メニューの優先度をどのように示されたのかお伺いをしたいと思っております。

また、今冒頭、野崎部長の方からお話がありました、提案説明の中にありました議会に諮るいとまがなかったということでございますので、まずこの補助金の話が、次世代育成支援緊急対策総合事業補助金並びにAEDに関する福祉改革推進事業補助金が、東京都から福生市に提示されたのがいつで、そして庁内でもんで最終決定に至った2月17日ですか、専決処分をしたのですが、どれぐらいの期間があつて、どのような作業プロセスで進んだのかをお伺いをいたします。

なぜこういうことをお聞きするかというと、やはりメニューを選択して、その中から優先度をつけるということになりますと、子育て支援事業というのは非常に大きな、意義のあることでございますので、でき得れば議会等に臨時会等でも開こうと思えば市長の権限で開ける部分もございますので、その辺のところの部分で時間的にどうだったのかということが今だもって私の心のどこかにわだかまっておりますので、お伺いをしているところでございますので、よろしくお願いをいたします。以上です。

○福祉部長(木住野佑治君) それでは、青海議員さんから御質問をいただきました件につきましてお答えいたします。

まず、防犯カメラの関係でございますけれども、メニューは確かに御指摘のとおりたくさんございまして、例えば子育て支援施設に通う児童に防犯ブザー、これを貸与するようなこと、あるいは居場所探索システムの導入及び端末を子育て支援施設に通う児童に貸与、それから防犯カメラの設置、監視システムの構築、子育て支援施設や通所児童に情報提供する関係の機器の関係、地元住民による子育て支援施設に通う児童の帰宅時間帯の防犯パトロール隊結成にかかる費用、自転車とか懐中電燈購入、また子育て支援施設への通園路等への照明の設置、死角となる樹木等の伐採、そのほかにもシルバー人材センター、自治会等による子育て支援施設に通う児童の送迎、見守りの組織化、こういったたくさんのメニューがあつたわけでございます。

市といたしましては、先ほど野崎部長の方からも若干の経過についてお答えしておりますけれども、東京都からとにかく「至急重要」というような内容のファックスが

本市に届きましたのが1月23日でございます、事業実施年度が17年度事業ということに限定されておりまして、申請期限が1週間程度、1月末までという短期間、大変短い期間でございます、私ども大変あわてまして、とにかく必要性、緊急性、これだけのことをまとめるということは、福生市として対応すれば補助金もつけてくれるし、やってくれるということなので、とにかくこのチャンスを——大変忙しかったのですが逃すことはないということで、必要性、緊急性ということを考えてまして、安全・安心対策の一つで防犯カメラ、先ほどたくさんメニューがあったわけですが、防犯カメラの設置を選択いたしましたものでございまして、1月31日の総合計画の策定委員会で決定いたしましたところでございます。そのような経過で決定いたしましたわけでございます。

それから、AEDについても来た時期というのはちょっと私、とにかく忙しかったというようなことで今——何か大変バタバタしていましたので、そのような経過でとにかくAEDも東京都側は緊急に17年度事業で実施するからというようなことで、関係各課等々とも調整しまして、ただいま述べました防犯カメラの意思決定というような状況と同じような形で決めさせていただいたわけでございます。

○16番（青海俊伯君） ありがとうございます。23日にファックスが来て、未までにという忙しい中で、それを取り逃すと補助金がないという中からすれば、この1800万円ほどの補助を勝ち取ったという意味では評価できるかなと思います。議会に諮るいとまがなかったというところについては了解をいたしました。

さてそこで、メニューの内容をお聞きしますと「あ、こんなにいいメニューもあったのか」というのが多々感じられるところであります。例えば防犯ブザーの貸与にしましても、あるいは通学路のパトロールに対するいろいろ備品の提供にしましても、あるいは通園路、通学路の明るさの確保と言いますか、安全確保等にしましても、最大60万円の2分の1の補助、30万円という形で一つのもが出ていますと伺っておりますが、そうした中で、今言った中で来年度学校の方に防犯カメラをつけるという計画を予算化してあったので、子育て育成事業である保育園だとか学童クラブ、その他についてをどうしようかと思っていたのでつけたというと、「それはそうかな」とは思うのだけれども、幾つかお聞きしたいのは、そのメニューがあった中でどういう基準で、優先度は防犯ブザーよりも、要するに一般質問でも何人の方も言いましたが、「学校で守る、地域で守る、子どもたち自身で守る」というふうに東京都は三つの守るをうたっているわけです。その中でどういう基準で緊急度、優先度でもって丸、ばつ、三角をつけながら来たのか。それとも単独的に来年度、小・中学校が予算化してやることにしてあったから、では保育園も児童館も地域会館もというふうにしたのか、そこの判断のところを、そこが一番のポイントだと思っているのです。そこがどういうところで決めてされたのかを、そのプロセスをお聞きしたいのです。よろしく願います。

○福祉部長（木住野佑治君） 肝心なところが落ちまして、申しわけございませんでした。とにかくあわてておりました関係で、まず一点は、やはり必要性、緊急性ということ、それとその背景にある世情、安全・安心というようなところには大きな視点

があるわけですが、そこを重視しまして必要性、緊急性を考慮し、安全・安心対策というようなこととあわせて、庁内での関係機関——先ほどメニューがたくさんあったわけですが、1週間という期間の中で、くどくなるかもわかりませんが、調整する期間がなかったというようなこともあります。青海議員さん御指摘の、教育委員会の方でも防犯カメラをやっていたということも大きな一つ、市の行政を児童の安全対策という視点から考えますと、やはり教育委員会の方でそういった施策が出ている中で、それでは学童とか保育園とかそういった児童の方が欠けているのではないかという議論があわせてあったわけです。ですから、その辺の同じ児童に対する安全・安心対策確保というようなことがあったわけです。そのような中で決定させていただいたということでございます。よろしいでしょうか、以上でございます。

○16番（青海俊伯君） 余りここで時間をとっては申しわけないのですが、要は、今言ったように、仮に防犯ブザーなら防犯ブザーということを考えてみましょうか。防犯ブザーについては教育長はいろいろな角度の答弁の中でも、福生市は防犯ブザーの貸与はしないのだと、そういう姿勢をとっておられるわけです。ということは、根本にあれば最初からもう選択メニューから外れるのです。だから私はいろいろな意味で、そういうせっかくの、今回時間がなかった中で最大のベストを尽くしていただいたと思うのだけれども、それはそれとしましても決めうちのメニューではなしに選択をする可能性がある場合には、少しでも広く、庁内でも縦割りを破っていろいろな意見交換をして、あるいは議会なりにどうだろうと求めたりとか、いろいろな角度でのものがないといけないかなと。必然的にやはり防犯カメラに来てしまったのかなという意味では、多少残念な思いもありますが、中には防犯カメラでよかったのだという御意見もあろうと思うので、これはちょっと評価の違いかと思うのですが。ただそれをはっきりしておかないと、この次世代育成支援の緊急対策総合事業補助金というのは、あたかも防犯カメラが最初からあって、それに乗っただけだというふうな判断ではなかったのだということを明らかにしておく必要があったので、質問させていただきました。ありがとうございました。

○21番（遠藤洋一君） 青海議員の質問で非常によくわかりました。

それで、今回、防犯カメラを整備することになったのは非常に結構だと思いますけれども、我が市では防犯カメラに関する規制の何か規則や、今後つくるべき条例とかということについては考え方があるのですか。このままエスカレートしていくと町じゅうが防犯カメラになりますよ。

僕は、一般質問で「節度ある防犯カメラの使用」ということで質問を申し上げわけで、そのときにそういった総合的な防犯カメラの使い方とか、あるいは制限に関することについてはお考えがある、これから考えるというようなことをおっしゃっているわけで、それについてはどうなのでしょう。そういうような、つまり町を守っていくための防犯カメラの総体的な考え方みたいなことをもって学校に引き受けたのだと思うのです。何でもいいからつけてしまえということではないでしょう。それらについて少し伺っておきたい。

それからもう一つ、防犯カメラというのはつけると便利でなかなか外せないのです、

とても楽だから。だれが外しましたか、確認したいのですけれども、かつてのプチギャラリーの4階にあった防犯カメラはもうないですが、防犯カメラというよりはむしろあれは僕に言わせれば監視カメラに近いわけで、今は違います、サポートセンターになっていますが、そこでやっていることを、簡単に言えば2階の管理室から見ておくためにはその防犯カメラ、言ってみれば監視カメラをじっと見ているような担任の方もいらっちゃった。だから、防犯カメラというのは使い方一つということがあるわけです。だから、当然のように使い方に関する規則なり規定なり、最低限のお約束なりをしなければいけないと思いますけれども、そのことも考えた上で、今度この緊急措置に関しては引き受けたのかどうかということを知りたいし、これから先、そういうことをおつくりになるようなおつもりがあるかどうかということも含めて、今、学校だ、幼児施設だからと、いいですよ、そのうちにどこにでも防犯カメラをつけてしまおうと、どこにでもつくようになったら大騒ぎですから、そこについての基本的な考え方について伺いたいと思います。

○総務部長(吉沢英治君) 防犯カメラの規制ということで御質問をいただきました。

現在、市では要綱、規則、あるいは条例といったものはございませんでした。ここで市の方では「福生市防犯カメラの設置及び運用の管理に関する要綱(案)」を作成中でございます、4月1日から施行の予定でございます。

内容をちょっと触れさせていただきますと、要綱の内容でございますけれども、職員の責務、これは防犯カメラに入れた情報を個人情報として認識し、適切な管理に努めるというようなこと。あるいは管理責任者の設置、それから防犯カメラ設置の措置ということで、設置台数の制限、この制限につきましては設置目的を達成するために必要最小限の台数とし、設置台数の制限をしていくというようなことを定めてございます。また、撮影の範囲、あるいは設置の届出等々でございます。それから、映像データの記録、保管といったことの規定をしてございまして、データの記録につきましては原則7日間とする。それから映像データの編集、あるいは加工は禁止する、そういったことを要綱に盛り込んでいるところでございます。

この要綱につきましては、先ほど申し上げましたけれども4月1日からの施行ということでございまして、なぜ要綱なのかと申し上げますと、当面、市としましては各施設に防犯カメラを設置してございますので、そういったことから要綱ということで定めてございますけれども、今後、町中、いわゆる街頭等々につきまして映像を撮り、それを保管するといったことも考えられるわけでございますけれども、そういったときにつきましては要綱から条例ということで、条例で規制をしていくと、そのような考え方を持っておりますので、よろしく願い申し上げます。(「プチギャラリーの件は」と呼ぶ者あり)

○生活環境部長(田辺恒久君) プチギャラリーの4階につきましては、サポートセンターに常時2名の職員がおりますので、そういうことで対応しております。2階で管理していたのですが、それは2階とは切り離れたということ、4階自体についてはないということでございます。

○21番(遠藤洋一君) 最初のことはよくわかりましたが、私はこう聞いたのです。

つまり、どこでも置けばいいという問題ではないけれども、かつてのプチギャラリーの4階に置いてあった防犯カメラ、一種、監視カメラに近いけれども、それは必要がなくなったから撤去したのかと聞いたのであって、2人の管理の人がいるからだからどうなのですか。取ったのですか、取らないのですか。

つまり、これは大事なことで、防犯カメラというのは1回つけてしまうととても便利だから、外す気にはとてもなくなってしまふのですよ。そうすると条例をつくっても歯どめがきかなくなる可能性があるし、その条例の中には撤去に関する内容をきちんと入れておかないといけないはずです。現実的に今、一つ必要がなくなったプチギャラリー4階のいわゆる防犯カメラについてはどうしたのかということを知っているのだから、2人の責任者が出たから、取ったか取らないかについて御返事がないのはおかしいのではないですか。僕は、2人の管理者がいるかどうかを聞いたのではないのです。あそこの監視カメラはどうしたのかということを知っているのです。

○生活環境部長（田辺恒久君） 要するに2階から見えないようにしてあるという形でございます。だから今使用していないという形です。

○21番（遠藤洋一君） あるのですね、まだ。回線を切っているとかという意味で、撤去はしていないという意味なのですか。つまり、将来的にどうするか、防犯カメラをお金がどんどん来てつけるのは全く構わないですよ。だけれども、それをどうするかということの処理まで考えなかったら困るのではないですか。実際に必要がなくなったものになったとすれば、2階のモニターのところとの断線をしてあるのか、それともモニターカメラそのものを撤去したのか、つまりモニターカメラが要らない状態になったから。それとも将来やはりあそこのセンターには怪しい者が集まるかもしれないから、将来のためにちゃんとカメラを残して置いて、いつでも復活できていつでものぞけるようにしてあるのかと、そういうことを知っているわけです。どうしたのですか、カメラは。

○議長（石川和夫君） 暫時休憩します。

午前10時36分 休憩

~~~~~

午前10時37分 開議

○議長（石川和夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○生活環境部長（田辺恒久君） モニターについてというか、カメラについては4階の部分でふさいであります、見えない状態になっています。線は切ってはいません。だから、将来的にはもちろんそれはサポートセンターとしてそこを使用するわけですから、将来的にはそれを復活する考え方は持っております。

○21番（遠藤洋一君） では、サポートセンター、——今度別なチャンスに基本的な考え方を聞くけれども、それは防犯カメラが準備されていなければいけないような活動をするようなセンターなのですね。つまりあなたの言っていることはそういうことでしょうか。将来使うかもしれないということは。

プチギャラリーで防犯カメラを置いていたことに関する一番大事なことは、美術品や展示品や市民の皆さんの財産を置くのだから、それに対する例えばいたずらだとか

盗難だとかということモニターしましょうと、しかし2階に管理人さんを1人しか配置できないから、だから置いたと、いや、それが僕の認識の間違いであればいいですが、そのつもりだからあそこの人は見ていたのではないのですか。それが市民活動ということになれば話は全然違うでしょう。しかしそれもモニターをしたいわけですね、福生市は。そういう理解ができますよ。市民の活動だとか市民の参加だとか、格好いいことを言っているけれども、結局モニターしたいわけですね。そのように理解してよろしいですか。これは要望だからもう返事は要らないですよ。

少なくとも、こういうふうに聞いたときは返事があったのです、つまり4階のプチギャラリーをサポートセンターにするときにはもう必要がないというふうに聞いていたのです。だから、必要がなければ取る、でなかったら、いつでも見れるではないですか。何度も言いますが、何か怪しげな市民団体がやったときにのぞくようなことだってあり得るわけではないですか。しかしそれは市とは限らないでしょう。それはこれから出てくるようなさまざまな国民保護法その他の法律の中で、国家は市民に対するものすごく強い監視体制を強めようとしている。そのときに自治体に乗っかってしまったらおしまいなわけですよ。そういうときのわずかなすき間をつくるべきではない。あるいはこれから国家なりが自治体に対して行ってくるものに対してきちんとした態度を自治体がとらない限りは、国なのか自治体なのかわからなくなってしまうのではないですか。その一つだと思えますよ。

しかも、もう一回繰り返してしつこく言うようだけれども、市民の皆さんのために開いたようなプチギャラリー4階、それを改造して、皆さん頑張ってくれた。サポートセンターにすら監視カメラ———と言っはいけない、防犯カメラがあるということそのものことについてはやはり真剣に考えてくれていいのではないですか。線が見えないようになっているからとかそういうのというのは変ですよ。はっきりと取るなら取るというふうにとらえてほしい。

○議長（石川和夫君） ほかにございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第1号は、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 御異議なしと認めます。よって報告第1号は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより報告第1号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 御異議なしと認めます。よって報告第1号は、原案のとおり承認されました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第2、議案第1号、福生市非常勤の特別職の職員の報酬

及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

(総務部長 吉沢英治君登壇)

○総務部長(吉沢英治君) 御指名をいただきましたので、議案第1号、福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びにその内容につきまして説明を申し上げます。

例規集では546ページの別表でございます。

提案理由でございますが、新たに国民保護協議会委員等の報酬額を定めること、産業医等の嘱託医の報酬額を改定いたすこと、並びに地域新エネルギー詳細ビジョン策定委員会委員を廃止いたすこと、あわせて全体的に非常勤職員の表中の並びかえを行いたいので、本条例の別表の一部を改正しようとするものでございます。

それでは、改正内容につきまして説明を申し上げます。大変恐縮ではございますが、本会議初日に御配付しております本会議資料「福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例 別表第1」により、説明を申し上げさせていただきますので、御参照いただきたいと思います。

この表は、現在提案申し上げております委員や改定等も含めまして表全体を掲載しております。備考欄には改正理由を記載してありまして、網かけ部分が改定等をお願いする部分でございます。また、「並び替え」は地方公務員法の規定の順に従い行っております。

それでは、並び替えを除きまして改定等のありました部分につきまして説明申し上げます。本会議資料の1ページの網かけ部分の「国民保護協議会委員」は、本定例会に議案上程しております国民保護協議会条例に定めます委員の報酬額でございまして、既に定めております他の協議会委員や審議会委員報酬額と同様に「日額8500円」としております。

次に、地域新エネルギー詳細ビジョン策定委員会委員の報酬額「日額8500円」を削除させていただくものでございまして、これは平成18年3月31日をもって条例が廃止になることに伴うものでございます。

次に、障害程度区分認定審査会委員は、後ほど議案を提案させていただきますが、障害者自立支援法に基づき、福生市障害程度区分認定審査会の設置に伴い医師「日額2万4000円」、医師以外の委員「日額1万8000円」の報酬額で、これは既に規定しております介護認定審査会委員の職務と同様でございますので、同額として定めようとするものでございます。

次に、地域包括支援センター運営協議会委員「日額8500円」は、これにつきましても後ほど御提案いたします福生市介護保険条例の一部改正に伴い、福生市地域包括支援センター運営協議会の委員報酬で、他の同様の委員報酬と同じ「日額8500円」としております。

次に、2ページをお願いいたします。備考欄括弧書きは改定前の報酬額でございます。産業医の報酬は「月額6万3500円」から「6万3400円」とし、100円の減額、福祉事務所嘱託医は月額「12万8000円」から「12万4000円」で40

0円の減額、市立保育園嘱託医からは各100円の減額でございまして、月額「2万3000円」から「2万2900円」、市立保育園嘱託歯科医「1万4600円」から「1万4500円」、予防接種医「3万3100円」から「3万3000円」、学校医は「6万3500円」から「6万3400円」とし、ただし書きの2項目目からの報酬額も「4万2100円」から「4万2000円」で100円の減額、学校歯科医「4万2100円」から「4万2000円」、学校薬剤師「2万800円」から「2万700円」とするもので、これは医師会との協議を経まして改定をいたすものでございます。

次に、消費生活相談員「日額1万円」は平成17年度までは相談員謝礼として実施をしてきましたが、平成18年度から嘱託職員化したもので、他の相談員と同様に1万円といたしております。

次に、母子自立支援員「日額1万円」は、福生市母子自立支援員設置規則により母子自立支援員を置くもので、職務内容も他の相談員と同様でありますことから1万円といたしております。

続きまして、議案に戻らせていただきまして、最後の附則といたしまして、この条例は平成18年4月1日から施行いたそうとするものでございます。

以上でございますが、御審議を賜りまして原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（石川和夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○22番（小野沢久君） 嘱託医の報酬の関係ですが、以前にお聞きしたことがあるような気がするのですが、この報酬の決め方はどのような形になっておりますか。西多摩医師会と担当課長が交渉しているということだったろうと思うのですが、交渉の担当、あるいは交渉経過をお聞かせいただきたいのが一つと、恐らくこの100円下がったというの今まではなかったことではないかと思うのですが、そうなのかどうかお知らせ願いたいと思います。

○福祉部長（木住野佑治君） 小野沢議員さんの御質問にお答えいたします。

医師の報酬の協議の関係でございますけれども、協議の実務交渉は西多摩の保健衛生担当課長で構成する課長会と西多摩医師会との協議によりなされまして、その検討案を各市長に持ち帰りまして検討しまして、最終的に西多摩の8市町村長と西多摩医師会理事により会議が開かれ、その中で合意がされてきております。

今回、18年度の医師報酬額につきましては昨年の国の8月の人事院勧告でなされました0.36%の減額勧告をもとに計算されて、このように減額となっておりますけれども、減額となったのは今回初めてではなくて、何回か若干のマイナスの減額で、人勧と連動しているというようなことで減額になっているとたしか記憶しております。

○22番（小野沢久君） そうですか、それではいついつ減額されておりますか、そこを教えてください。

それと、これは産経新聞の17年9月19日のレポートですが、「多摩地区の予防接種、単価最大で3000円の差」ということで、23区よりも高いということになっ

ていて、この産経新聞の表で見る限り福生は多摩地区で比べても若干高いような数字になっています。それと同じ医師会である羽村とあきる野と比べると羽村とあきる野の方が四、五百円高い。羽村もあきる野も同じ西多摩医師会でしょう。そういうことはどういうことでそういうふうになるのですか。

全体に高いという数字がありますので、ここでそういう資料を出せと言ってもなかなか難しいので、総務文教委員会で審議されるわけですから、委員外の私がここで「出せ」と言うのはいいのですけれども、やはりいろいろな資料を出してその辺の検討はよく委員会の中で検討していただきたいと思います。ですから、その答えは結構ですけれども、今、過去にあったということですから、いつといつあったのか、その説明をしてください。

○福祉部長（木住野佑治君） まことに申しわけございませんけれども、ただいま小野沢議員さんの御質問に対しましてちょっと即答はできませんで、お時間をいただきたいと思うのですけれども。

○議長（石川和夫君） 11時まで休憩いたします。

午前10時52分 休憩

~~~~~

午前11時 開議

○議長（石川和夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○福祉部長（木住野佑治君） 小野沢議員さんの御質問にお答えいたします。

即答できませんで、申しわけございませんでした。調べました結果、15年度と16年度、2回引き下げておりまして、例えば予防接種医につきましては15年度が400円の減額、16年度が300円の減額とこのような状況になっております。

○22番（小野沢久君） わかりました。いずれにしても総務文教委員会に付託でございますので、できれば委員の皆さんによそとの比較なども含めた論議をしていただければと思いますので、終わります。ありがとうございました。

○議長（石川和夫君） 以上で質疑は終わります。

ただいま議題となっております議案第1号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第3、議案第2号、福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例（第2条給料関係）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（総務部長 吉沢英治君登壇）

○総務部長（吉沢英治君） 御指名をいただきましたので、議案第2号、福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例（第2条給料関係）につきまして、提案理由並びにその内容につきまして説明を申し上げます。

例規集では553ページでございます。

提案理由でございますが、平成18年4月から市長等の給料月額を改定いたそうとするものでございまして、平成17年度一般職の職員の給与改定で平均3765円、0.85%の引き下げを行ったこと、また、特別職報酬等審議会を開催し、市長等の

給与月額について審議を願い、その答申では据え置きとの答申を受けましたが、審議の中で据え置くことが妥当とする意見と、減額すべきであるとの意見の賛否両論がありましたこと等を勘案し、減額をいたそうとするものでございます。

それでは、改正内容につきまして説明を申し上げます。本条例第2条は、市長等の給料を別表にて定めておりますが、平成18年4月から市長等の給料月額を、1%程度引き下げをするもので、市長現行「86万7000円」を「85万8000円」に1.04%、額にして9000円の減額、助役現行「74万5000円」を「73万7000円」に1.07%、額にして8000円の減額、収入役現行「69万9000円」を「69万2000円」に1.0%、額にして7000円の減額とするものでございます。

このことによりまして、期末手当を含め年間41万6000円の減額となるものでございます。

次に、附則でございしますが、この条例は平成18年4月1日から施行いたそうとするものでございます。

以上、御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、説明とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○22番（小野沢久君） これも担当委員会以外に付託でございしますので、お聞きをしておきたいと思うのですが、報酬審議会があって、今の説明では賛否があって、「報酬審議会の結論は据え置きでありましたが、賛否があったので下げる」ということですが、そうすると報酬審議会の結論は据え置きでしょう。だけれども、中の論議の中で下げるという意見があったからといって、それで下げるのですか。そうすると、結論の意味というのはどこにあるのですか。

どういうメンバーを募集したかわかりませんが、せっかく市民から選んだ第三者機関で論議した結論を簡単に言えば尊重していないわけです。どういう形で、ですから今回の——今まで私の知る限り大体尊重してきているのではないかと思うのですが、それはそれとして意見を尊重しなかった、意見を取り入れなかったという理由はどこにございますか。

○市長（野澤久人君） 私の方からお答えをさせていただきます。

実は、前提としてもう御存じのように、職員の給料は0.85%下げました。そのことが一つ、前提としてございます。この過程の中でも職員の方からはいろいろな意見があったわけですが、かなり無理をしてのんでいただいたところもございます。

それから、今の審議会の答申の関係ということになりますが、これは基本的に尊重すべきものであると、こういう認識は当然のこととして持っておりまして、ただ、過程の中で、私は出ておりませんが、その中で要するに下げた方がいいのではないかという御意見と、上げた方がいいのではないかという御意見があって、何か決を採ったみたいなお話がありますが、据え置きでいいのではないかという方が若干多かったというお話を聞いております。

と同時に、実は最後の答申をいただくときに全委員さんがお見えくださったものですから、「私としてはこんな方向でやらせていただかざるを得ない」というお話を少しさせていただきました。その段階で審議会の委員の皆様方は「それは市長がそういうふうに御判断されるならそれはそれでいいでしょう」というようなお話もいただいたものですから、そういう意味で、審議会の委員の皆様方は、答申を尊重されて市長が自分の判断で決めたというふうに御理解はいただいていると私自身は考えております。

ただ、こういった答申について基本的に尊重していくということについてはそのとおりでございますので、今後こういうことが出てくるかどうかということについては私も慎重に考えていかないといけないというその認識だけはきちっと持たせていただいて、今回だけはお認めいただきたいということでございます。よろしく申し上げます。

○22番（小野沢久君） よくわからない。よくわからないというのは、今回は特例だと。やはり原則、第三者機関に審議を付託しておいて、諮問しておいて、その結論を尊重しないのであれば私は諮問する必要がなかったのではないかと思います。

市長は最初から下げるという気持ちがあったのではないかと思うのです。というのは、この条例からしても2条で、「市長は報酬等の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当報酬等の額について審議会の意見を聞くものとする」だから、提出が先あって、減額をしようという提出が先に頭にあって、そのために諮問をしたのではないかと、その辺の流れはどうですか。しかし、結果としては市長の思惑どおりに下げるという結論でなくて据え置きが出た。だけれども、それは「私はもう最初から決めているのだから下げるのだと、あんな諮問の話なんか関係ない」と、市長さんはそういう思い方はしないかもしれませんが、私の言い方ですとそうなってしまう。だけれども、結果的にはそうでしょう。最初から下げる思いがあって、そのための諮問だったのではないかと思うのですよ。

それで、どういう資料をこの中で、報酬審議会に——今の1点、最初からそうだったのかどうかという話、「下げる」が前提に頭の中にあって諮問した、その結論を受けてから検討しようというのではなくて、「下げる」があって諮問した、そのところです。

それからもう一つは、報酬審議会にいろいろな資料を出されると思うのですけれども、これは議員の報酬も含めて検討なされるわけですが、今回はそのことについても議長にも最初から話がなかったということ、本来、諮問するのは市長さんでしょうけれども、議員の全員の身分にもかかわる問題もあります。それが議長も知らなかったということ。しかしそれは僕はやはり余りよろしくないのではないかと、諮問をしますよということぐらいの話はあってもよかったのではないかと。その見解が二つ目。

それから、資料の関係ですが、議員は御存じのように退職金はございません。しかし市長さんは退職金があるわけです。一部事務組合で4年間で16倍ですね、市長さん。そういうことも資料として出して審議をしたのかどうか。市長と議員と一緒に審議なされているわけでしょう。いろいろな資料があって審議すべきだと思う。ですからその辺があったのかどうか。資料として市長を含めた退職金の資料も出ていたのか

どうか。ですから、三つ質問です。

○市長（野澤久人君） 一番最初に、私の方に意図があってというお話がございました。実は私自身はずっとそういうふうに思っておりましたが、そのことについて直接的に委員の皆さんにお話をすることは一切しておりません。それが1点目です。

それから、諮問に関して議長さんとの話ということでございますが、この点については何かの機会にお話を申し上げた記憶もありますけれども、ただそういう形できちんと話をしていなかったとすれば、まことに申しわけない話でありまして、おわびを申し上げたいと思います。

○総務部長（吉沢英治君） 報酬審議会資料の関係でございますけれども、資料といたしましては主に26市の市長、助役、収入役、教育長の給料月額、あるいは議長、副議長、議員の報酬月額等の額と順位とこういった資料を中心に提出をさせていただいているところでございます。

それで、特別職の報酬審議会の諮問事項でございますけれども、市議会議員の報酬額、それから市長等の給料額、教育長の給料額、改定に伴う実施時期、この4点が諮問事項でございます。したがって、ただいま御質問をいただきました退職金の関係の資料につきましては提出をしていないと、こういう状況でございますので、よろしくお願い申し上げます。

○22番（小野沢久君） わかりました。市長さんもようやく先は見えてきました。「結論ありき」で諮問したけれども、市長さんの思う結論は出なかったと。

それはそうですね、第三者機関が審議するわけだから、それは思いどおりに行かれたのでは困るわけだから、そういう面では、それをだから今回は尊重しなかったのだということですね、ですからこれは特例だと、しかしこれが通例になってくると、ほかの委員会もすべてこうなってしまう。いろいろな形の諮問をし、市民が一生懸命参加して諮問したことも、それは「聞き置く程度よ、この程度」と、「おれの考えとは違うな」ということでは困るわけです。ですからこれは特例中の特例ということでない、ほかの委員会に諮問することがこれから非常に軽くなってしまいますよ。諮問の結論が、非常に薄い、ただ、やったという形になりますから。ぜひそのことは助役さんでも総務部長でも、「特例中の特例だ」という答えを言ってください。そうでないとこれは困ります。これが通常化されたのでは、諮問する意味がなくなりますので。

それからもう一つ、今、吉沢部長の方から諮問の内容に入っていないということですが、報酬というのは退職金も含めてすべてに絡んでくるのではないですか。ですから、そのデータを私は出した方がいいと思う。ですから、出すか出さないかは私が決めるのではなく、そちらが決めることですから。そうすると、市長さんの退職金はあと2年行くとして、4年たったときにこの額で幾らになって、幾ら、今のまま改正しないでいくと幾らになりますか。改正すると幾らになりますか。幾ら下がっていますか。計算すればいいのだけれども、やってください。以上です。

○助役（高橋保雄君） 今回の市長等の給与に関する条例の一部改正する条例につきましては、先ほど市長が答弁したとおり「特例中の特例」ということで御判断をいただきたいと思っておりますので、よろしくどうぞお願いいたします。

○総務部長（吉沢英治君） 退職金の関係でございますけれども、現行の給料月額で申し上げますと、1期4年でございまして、1387万2000円でございます。改定案でございますけれども、1372万8000円、したがって14万4000円の減という見込みでございます。

○22番（小野沢久君） わかりました。報酬審議会にいろいろな資料を出せということは、その結論が今言ったように市長さんの退職金を見ても14万2000円影響が出てくるわけですよ。ですから、いろいろな資料を出した上で論議していただかないと、そういう面では正確な審議ができないのではないかと、影響しないならいいですが、月額だけで、ほかに例えば期末手当にも影響がありませんとか、今言ったように退職金に影響がないというなら出さなくても結構ですけれども、結果的には退職金にも影響が出てくるわけです。ですから、それは資料として審議をする方にいろいろな情報を出す、中には議員だって事によったら退職金をもらっているのではないかと、思っている人がいるかもしれないから、それはやはりそういう形での公平な判断ができるような資料を提出していただいた方がいいかと私は思います。終わります。ありがとうございました。

○議長（石川和夫君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第2号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第4、議案第3号、福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例（第4条期末手当関係）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（総務部長 吉沢英治君登壇）

○総務部長（吉沢英治君） 御指名をいただきましたので、議案第3号、福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例（第4条期末手当関係）につきまして提案理由並びにその内容につきまして、説明を申し上げます。

例規集では553ページでございます。

提案理由でございますが、市長、助役及び収入役の平成18年3月期の期末手当の支給率を改定いたそうとするものでございまして、平成17年度の東京都人事委員会勧告で期末勤勉手当0.05カ月の引き上げ及び平成17年度一般職の職員の給与改定で平均3765円、0.85%の引き下げを行ったこと等を勘案し、改定をいたそうとするものでございます。

それでは、改正の内容につきまして説明を申し上げます。本条例第4条は、市長等の期末手当を規定しておりまして、第2項中、3月に支給いたします支給率を「100分の40」から「100分の45」に100分の5引き上げるものでございます。

次に、附則でございますが、この条例は公布の日から施行いたそうとするものでございます。

経過措置といたしまして、改正後の市長等の給与に関する条例第4条第2項の規定

の適用につきましては、平成18年3月31日までの間、同項中「100分の45」とありますのは「100分の31」とするものでございます。この3月期の支給割合につきまして月数で申し上げますと、現行が0.4カ月で、これに人事院勧告を勘案して0.05カ月を加え、さらに所要の調整といたしまして平成17年4月から平成18年3月までの給料を1%引き下げ、年間期末手当影響分も含めた1%に相当する額を月数に換算いたしますと0.14カ月となりますことから、0.45カ月から0.14カ月を差し引きました0.31カ月を支給しようとしたものでございます。これによりまして、市長、助役、収入役で40万円の減額となるものでございます。

以上、御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第3号は、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第3号は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、議案第3号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第3号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第5、議案第4号、福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例（第2条給料関係）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（総務部長 吉沢英治君登壇）

○総務部長（吉沢英治君） 御指名をいただきましたので、議案第4号、福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例（第2条給料関係）につきまして、提案理由並びにその内容につきまして説明を申し上げます。

例規集では559ページでございます。

提案理由でございますが、議案第2号、福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の給与関係と同様に、一般職の職員の給与改定及び特別職報酬審議会の意見を勘案し、平成18年4月から教育長の給料月額を改定いたそうとするものでございます。

それでは、改正の内容につきまして説明を申し上げます。本条例第2条は、教育長

の給料を定めておりますが、平成18年4月から教育長の給料を1%引き下げるもので、現行「69万9000円」を「69万2000円」に、額にして7000円の減額とするものでございます。このことによりまして、期末手当を含め年間12万1000円の減額となるものでございます。

次に、附則でございますが、この条例は平成18年4月1日から施行いたそうとするものでございます。

以上、御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第4号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第6、議案第5号、福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例（第3条期末手当関係）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（総務部長 吉沢英治君登壇）

○総務部長（吉沢英治君） 御指名をいただきましたので、議案第5号、福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例（第3条期末手当関係）につきまして、提案理由並びにその内容につきまして説明を申し上げます。

例規集では559ページでございます。

提案理由でございますが、議案第3号、福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の期末手当関係と同様に、人事院勧告及び一般職の職員の給与改定を勘案し、教育長の平成18年3月期の期末手当の支給率を改定いたそうとするものでございます。

それでは、改正の内容につきまして説明を申し上げます。本条例第3条は、教育長の期末手当を規定しておりまして、第2項中3月に支給いたします支給率を「100分の40」から「100分の45」に改め、100分の5引き上げるものでございます。

次に、附則でございますが、この条例は公布の日から施行いたそうとするものでございます。

経過措置といたしまして、改正後の教育長の給与及び旅費に関する条例第3条第2項の規定の適用につきましては、平成18年3月31日までの間、同項中「100分の45」とありますのは「100分の31」といたすものでございます。この支給割合につきましても市長等と同様に人事院勧告等所要の調整を相殺いたしまして、同じ支給割合の0.31カ月といたすものでございます。このことによりまして、教育長で12万1000円の減額となるものでございます。

以上、御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第5号は、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第5号は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、議案第5号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第5号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第7、議案第6号、福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（総務部長 吉沢英治君登壇）

○総務部長（吉沢英治君） 御指名をいただきましたので、議案第6号、福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びにその内容につきまして説明を申し上げます。

例規集では564ページでございます。

提案理由でございますが、国家公務員の給与を定めております一般職の職員に関する法律等の一部を改正する法律の施行によりまして、「調整手当」が「地域手当」に改められたことに伴いまして、地方公務員における手当の支給根拠であります地方自治法が同様に改正されたことによる改正と、あわせて文言の整理をお願いするものでございます。

改正の内容でございますが、本則中すべての部分の「調整手当」について「地域手当」に改めようとするものでございまして、地域手当の率でございますが、現行、調整手当と同じ給料月額の12%といたしております。

なお、東京都においても東京都人事委員会の勧告に基づき、「調整手当」を「地域手当」に名称改正を既に行っております。

次に、第4条第1項中「正規の勤務時間」を「福生市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和37年条例第13号。以下「勤務時間条例」という。）に規定する正規の勤務時間」に改めるもので、これは条例の文言を統一的に整備するための改

正でございます。

次に、第5条第1項第1号中「行政職給料表(1)」を漢数字の「(一)」に改め、同項第2号中「行政職給料表(2)」につきましても漢数字の「(二)」に改めようとするものでございます。

次に、第5条の2中「福生市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和37年条例第13号。以下「勤務時間条例」という。)」を「勤務時間条例」に改めようとするもので、これは先ほどの第4条第1項中で改正したことに伴いまして、改正をいたすものでございます。

次に、附則でございますが、この条例は平成18年4月1日から施行いたそうとするものでございます。

以上でございますが、御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長(石川和夫君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石川和夫君) 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第6号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長(石川和夫君) 日程第8、議案第7号、福生市介護給付費準備基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

(福祉部長 木住野佑治君登壇)

○福祉部長(木住野佑治君) 御指名をいただきましたので、議案第7号、福生市介護給付費準備基金条例の一部を改正する条例の提案理由並びにその内容につきまして、御説明申し上げます。

なお、例規集は791ページでございます。

まず、提案理由でございますが、介護保険法等の一部を改正する法律による介護保険法の一部改正に伴い、規定の整備をいたそうとするものでございます。

介護給付費準備基金につきましては、介護保険制度発足時に第1号被保険者の保険料の剰余金を管理するために設置され、介護保険にかかる保険給付に要する費用に不足が生じた場合に処分することが可能となっております。このたびの介護保険法の改正に伴い、地域支援事業が創設され、保険給付に要する費用に不足が生じた場合と同様に基金を処分することが可能となりましたので、保険給付に加え地域支援事業の追加を、またあわせて用語の整理をするため改正をお願いするものでございます。

次に、本条例の内容でございますが、第1条中「事業運営期間」を「計画期間」に改めるものでございます。従来まで5年を1期として事業運営期間と規定し、3年ごとに見直しを行っておりましたが、今回の事業運営期間に改正によりまして3年を1期とすることになり「計画期間」と改正されましたことにより、介護保険法にあわせ用語の整理を行うものでございます。

次に、第6条中「保険給付」の次に、「及び地域支援事業」を加えるものでございます。

最後に、附則でございますが、本条例は平成18年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上、御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださるようお願い申し上げまして、説明とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第7号は、市民厚生委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第9、議案第8号、福生市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（福祉部長 木住野佑治君登壇）

○福祉部長（木住野佑治君） 御指名をいただきましたので、議案第8号、福生市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びにその内容につきまして、御説明を申し上げます。

なお、例規集は1377ページでございます。

初めに、提案理由でございますが、現行の乳幼児医療費助成制度につきましては、ゼロ歳児から小学校就学前の乳幼児を対象として実施をしておりますが、すべての年齢層につきまして所得制限を設けているところでございます。市といたしましては、今回このうちの2歳未満児につきまして所得制限を撤廃し、子育て支援の充実を図ろうとするものでございます。

次に、改正の内容でございますが、条例の第4条は所得制限を規定しておりますが、新たに第3項といたしまして「前2項の規定は、2歳に達した日の属する月の末日までの乳幼児を養育している者には適用しない。」といたしまして、2歳未満児について所得制限の対象から除く規定を加えるものでございます。

次に、附則でございますが、第1項は施行日の規定でございますが、本条例は平成18年10月1日から施行いたそうとするものでございます。

第2項は、経過措置でございますが、施行日前に行われた療養にかかる助成については、なお従前の例によるとしております。

以上、御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第8号は、市民厚生委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第10、議案第9号、福生市児童遊園条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（福祉部長 木住野佑治君登壇）

○福祉部長（木住野佑治君） 御指名をいただきましたので、議案第9号、福生市児童遊園条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びにその内容につきまして御説明申し上げます。

なお、例規集は1428ページでございます。

初めに、提案理由でございますが、このたび宅地開発指導要綱に基づき寄附を受けました公園につきまして、児童遊園として活用するため、名称及び位置を定め、あわせて用語の整理をするため改正をお願いするものでございます。

なお、児童遊園の名称につきましては寄附申し出に関して「玉川上水」を用いた名称を希望する旨お話があったところでございます。市といたしましては、現在、15カ所ございます児童遊園につきましては、その所在地がある程度特定できるような名称となっております。今回の設置場所が福生市大字福生1159番地9で、消防団第五分団車庫から羽村方面へ約50メートルほど行った奥多摩街道沿いに面しております。永田町会の区域にありますことから、寄附された方の希望も踏まえまして、名称を「永田玉川上水児童遊園」と定めようとするものでございます。

また、概要につきましては、面積が340平方メートル、付帯設備といたしまして幼児用の滑り台が一つ、木製ベンチが4カ所設置されております。

次に、改正の内容でございますが、第4条、第6条、第7条、第8条及び第11条中の改正は用語の整理をするものでございます。

次に、第2条関係の別表中、「熊牛わらつけ児童遊園 福生市大字熊川1109番地」の次に名称及び位置として、「永田玉川上水児童遊園 福生市大字福生1159番地9」を加えるものでございます。

次に、附則でございますが、この条例は平成18年4月1日から施行いたそうとするものでございます。

以上、御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第9号は、市民厚生委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第11、議案第10号、福生市学童クラブ条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

(福祉部長 木住野佑治君登壇)

○福祉部長(木住野佑治君) 御指名をいただきましたので、議案第10号、福生市学童クラブ条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びにその内容の説明を申し上げます。例規集は1418ページでございます。

まず、提案理由でございますが、市では年々増加する学童保育ニーズにこたえるため、庁内に設置した学童クラブ施設の拡充に関する検討会及び教育委員会内部に設置した学校施設利用検討会において、現行の施設で活用できる部分があるのか、また新たに設置できる施設の可能性を検討してまいりました。検討する過程の中で基本的な考え方といたしまして、児童の安全確保の視点から学校の余裕教室の活用を第1優先として、地域会館など他の団体が所有している施設を第2優先として検討してまいりました。

その結果、平成18年4月1日から第二小学校区に第二小学校の余裕教室を目的外使用として「臨時第2たんぼぼクラブ」を新たに開設いたそうとするものでございまして、別表に追加するため福生市学童クラブ条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、改正の内容でございますが、別表中「たんぼぼクラブ 福生市大字熊川559番地1」の次に、「臨時第2たんぼぼクラブ 福生市大字熊川623番地」を加えようとするものでございます。

附則でございますが、本条例につきましては平成18年4月1日から施行いたそうとするものでございます。

以上でございますが、御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長(石川和夫君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石川和夫君) 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第10号は、市民厚生委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長(石川和夫君) 日程第12、議案第11号、福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

(市民部長 石川弘君登壇)

○市民部長(石川弘君) 冒頭に、議案書の一部の訂正をお願い申し上げました。御迷惑をおかけしております。これは障害者自立支援法の制定によりまして全市町村、今定例会で提案しているところでございますが、東京都からの案文、あるいは指導により進めてまいりましたが、この改正案を東京都へあらかじめ送付いたしましたところ連絡が入ったものでございます。お手元の議案書第8条第2項中4行目の「第1条第3項」を、「第1条第3号」と訂正させていただきたくお願いを申し上げたところで

ございます。

それでは、御指名をいただきましたので、議案第11号、福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びにその改正内容につきまして、御説明申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第32条により、精神障害者の適正な医療の普及のための医療に必要な費用を公費負担できる旨の法律が廃止され、これにかわりまして新たに法律第123号、障害者自立支援法が制定施行されたところでございます。この障害者自立支援法第58条により、自立支援、医療費の公費負担を行うもので、これらの改正によりまして福生市国民健康保険条例の一部を改正させていただくものでございます。

それでは、改正の内容について御説明申し上げます。例規集は1698ページから1699ページでございます。

第8条第1項中、現行の「結核・精神医療給付金」を改正後、「結核医療給付金」に改め、「者を除く」の次に「。以下この条において同じ」を加え、「又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第32条第1項」を削り、「次項」を「第3項」に、「（申請のあった月）」を「（結核医療給付金の申請のあった月）」に改め、条文整備をしようとするものでございます。

第2項は、自立支援法に基づく条文の整備でございます。現行の支給については「市長に申請し、交付を受けなければならない」を、改正後「精神医療給付金は、被保険者が障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「支援法」という。）第58条の規定による負担において医療（障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号。以下「支援法施行令」という。）第1条第3号に規定する精神通院医療に限る。）に関する給付を受ける場合であって、支援法施行令第35条第1項第3号又は第4号に該当する者である場合に支給する」に改正しようとするものでございます。

第3項は、受給者証に関する規定の整備で、現行の受給者証の返還義務でございますが、改正後「結核医療給付金又は精神医療給付金（以下「結核・精神医療給付金」という。）の支給を受けようとする被保険者は、市規則の定めるところにより、支給を受ける資格を証する書面の交付を受けなければならない。」としようとするものでございます。

次の第4項は、現行の自己負担の規定でございますが、改正後結核医療給付金及び精神医療給付金となったことから、次の掲げる通りとする。「（1）結核医療給付金の支給額は、第1項に規定する場合における自己の負担の額に相当する額とする。（2）精神医療給付金の支給額は、第2項に規定する場合における自己の負担の額とする。ただし、支援法施行令第35条第1項第3号又は第4号に規定する額を限度とする。」ものでございます。

次の第5項は、「第1項」の次に「又は第2項」を加えようとするものでございます。

今回の改正点におきまして、障害者の自己負担分が問題となっておりますが、改正前は医療費の公費負担は95%、自己負担5%でございましたが、改正後医療費の

公費負担90%、自己負担10%となりましたが、この自己負担分につきましては従来から東京都独自の助成事業でございまして、全額付加事業として国保を通して助成を行ってまいりました。10%の自己負担につきましては今後も東京都は予算措置をし、実施していくとのごことでございますので、安心できるのではないかというふうに思っております。

附則といたしまして、この条例の施行期日は平成18年4月1日から施行しようとするものでございます。

第2項の経過措置は、改正後の福生市国民健康保険条例の規定は、施行日以後に行われる医療に関する給付を受ける場合について適用し、施行日前に行われた医療に関する給付を受ける場合については、なお従前の例によるものでございます。

以上、福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましての説明とさせていただきますが、御審議を賜りまして御決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（石川和夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第11号は、市民厚生委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第13、議案第12号、福生市都市公園条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（都市建設部長 清水喜久夫君登壇）

○都市建設部長（清水喜久夫君） 御指名をいただきましたので、議案第12号、福生市都市公園条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びにその内容につきまして御説明させていただきます。例規集は1888ページでございます。

提案理由でございしますが、原ヶ谷戸緑地（仮称）新設事業といたしまして、防衛施設庁の補助事業により平成16年度用地買収、17年度整備工事を行い、平成18年3月中旬には竣工いたしますので、新たに都市公園を設置するための改正で、都市公園条例第18条に基づくもののほか、用語の整備をしようとするものでございます。

改正の内容でございしますが、第7条中の「若しくは」から第9条第2項「立ち入ろう」までは用語の整備でございます。

第2条別表中の「下の川緑地せせらぎ遊歩道公園」の後に、公園の名称といたしまして「原ヶ谷戸どんぐり公園」、位置といたしまして「福生市大字福生196番地7」を追加させていただこうとするものでございます。

なお、この公園の概要でございしますが、公園の面積は約1.4ヘクタール、施設につきましてはパーゴラ1基、ベンチ15基、トイレ1カ所、水飲み1カ所、園路754平方メートル、ボードウオーク122.5メートル、ウッドデッキ3カ所等でございます。

次に、附則といたしまして本条例は平成18年4月1日から施行しようとするもの

でございます。

以上でございますが、御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、提案理由とその内容の説明とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第12号は、建設環境委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第14、議案第13号、福生市営住宅条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（総務部長 吉沢英治君登壇）

○総務部長（吉沢英治君） 御指名をいただきましたので、議案第13号、福生市営住宅条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びにその内容につきまして説明を申し上げます。例規集では1897ページでございます。

提案理由でございますが、本条例は市営住宅の設置及び管理を定めておりますが、公営住宅法施行令の一部を改正する政令に伴い、公営住宅の入居資格の見直しが図られたことのほか、市営住宅の取り壊しによる戸数の変更と条文の整理をしようとするものでございます。

それでは、改正内容につきまして説明申し上げます。第5条第6号は、公募の例外を規定しておりますが、条文の整理をし、既存入居者等を明確にしようとするものでございます。

第6条は、入居者の資格で、第2項では高齢等対応住宅の単身者用の規定で、第1号は年齢を定めておりますが、高齢者の年齢の適正化を図るため、「50歳」以上から「60歳」以上に改めるものでございます。

第2号は、根拠法令を身体障害者福祉法から障害者基本法とし、改正前は身体障害者のみを規定しておりましたが、精神障害、知的障害を新たに加え、対象を広げたものでございます。

第3号は、根拠条例の見直しによる改正で、また同項第8号は新たに追加するもので、配偶者からの暴力被害者の入居を認めようとするものでございます。

第6条第4項は、高齢等対応住宅の2人世帯用住宅を定めておまして、第1号では高齢等対応住宅の単身者用と同様に年齢の変更をしようとするものでございます。また、改正前は対象者を第2号から第4号で定めておりましたが、第2号に整理し、単身者用と同様に規定したことによりまして、第3号、第4号を削除し、第5号を第3号とし、同項第6号から第9号までを2号ずつ繰り上げるものでございます。

別表第1は、住宅の返還に伴い住宅を除却したことによる戸数の改正で、第一市営住宅の項、戸数の欄中「13戸」を「12戸」へ、第五市営住宅の項、戸数の欄中「6戸」を「5戸」へ、「2戸」を「1戸」へそれぞれ改正しようとするものでございます。

附則でございますが、第1項で施行期日を平成18年4月1日から施行するものとし、別表の住宅戸数の改正は公布の日から施行しようとするものでございます。

第2項では、経過措置といたしまして、施行日前に50歳以上である者の市営住宅の入居資格については、改正後の福生市営住宅条例第6条第2項第1号及び同条第4項第1号の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとするものでございます。

以上、御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第13号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第15、議案第14号、福生市自転車等の放置防止等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（生活環境部長 田辺恒久君登壇）

○生活環境部長（田辺恒久君） 御指名をいただきましたので、議案第14号、福生市自転車等の放置防止等に関する条例の一部を改正する条例の提案理由並びに改正内容につきまして、説明申し上げます。例規集は2082ページからでございます。

提案の理由でございますが、国道16号線の拡幅工事に伴いまして、現在の拝島駅南口臨時自転車駐車を撤去する必要が生じたため、新たに自転車駐車を熊川446番地1に移設するための条例改正でございます。

改正の内容でございますが、別表第2中「拝島駅南口臨時自転車駐車場」の所在地を現在の「福生市大字熊川1395番地2」から「福生市大字熊川446番地1」に改めるものでございます。

なお、駐車場撤去の日を国土交通省と調整中で、日程が未確定なため、附則によりまして施行日を「市規則で定める日から」といたしました。

御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第14号は、建設環境委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第16、議案第15号、福生市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

(生活環境部長 田辺恒久君登壇)

○生活環境部長(田辺恒久君) 御指名をいただきましたので、議案第15号、福生市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の提案理由並びに改正内容につきまして、説明申し上げます。例規集は2090ページからでございます。

提案の理由でございますが、拝島駅南口臨時自転車駐車場を移設することに伴い、定期使用料の料金を改定しようとするものでございます。

改正の内容でございますが、別表中「拝島駅南口臨時自転車駐車場」の定期使用の自転車の使用料を、一般「2000円」を「1600円」に、学生「1000円」を「800円」にするものでございます。

この駐車場は簡易舗装のみで屋根は設置いたしません。そのため現在、屋根のない熊川駅自転車駐車場と同様の料金といたしました。

最後に附則でございますが、本則につきましては現在の駐車場の撤去の日取りが未確定でございますので、附則によりまして施行日を「市規則で定める日から」といたしました。

御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長(石川和夫君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石川和夫君) 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第15号は、建設環境委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長(石川和夫君) 午後1時まで休憩いたします。

午前11時59分 休憩

~~~~~

午後1時 開議

○議長(石川和夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第17、議案第16号、福生市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

(福祉部長 木住野佑治君登壇)

○福祉部長(木住野佑治君) 御指名をいただきましたので、議案第16号、福生市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の規定につきまして、提案理由並びにその内容につきまして御説明申し上げます。

まず、提案理由でございますが、本条例は平成17年11月7日に公布されました障害者自立支援法第15条の規定に基づき、福生市障害程度区分認定審査会の設置をし、同法第16条第1項の規定におきまして市町村審査会の委員の定数は政令で定める基準に従い条例で定める数とするとなっておりますことから、福生市障害程度区分認定審査会の委員の定数を定める条例を制定いたそうとするものでございます。

条例の内容でございますが、第1条審査会の委員の定数につきましては、「障害者自立支援法第15条の規定に基づき設置する福生市障害程度区分認定審査会（以下「審査会」という。）の委員の定数は8人以内」といたそうとするものでございます。

また、法第16条第2項におきまして、委員は障害者等の保健又は福祉に関する学識経験を有する者のうちから市町村長が任命をするをいたしておりますことから、医師2名に加え、身体、知的、精神の各障害分野から学識経験を有する者2名ずつ計6名にお願いしたいと考えております。身分は非常勤の特別職となり、報酬につきましては本議会におきまして議案第1号にて先ほど御審議をいただいているところでございます。なお、審査会委員の職務でございますが、介護給付等の支給決定を受けようとする障害者の申請に対し、障害程度区分の1次判定をもとに医師の意見書等を勘案いたしまして、障害程度区分の審査及び2次判定等を行います。

第2条は、規則への委任でございますが、法令及び条例で定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は市規則で定めようとするものでございます。

なお、市規則につきましては省令の公布を待って制定をいたす予定でございます。

次に、附則でございますが、第1項は施行日の規定でございますが、本条例は平成18年4月1日から施行いたそうとするものでございます。

第2項は、準備行為でございますが、審査会委員におきましては3月中に審査委員としての研修等も予定されておりますことから、審査会はこの条例の施行日前においても審査判定業務その他の必要な行為を行うことができるをいたそうとするものでございます。

以上、議案第16号、福生市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例につきましても提案理由並びにその内容の説明とさせていただきます。御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（石川和夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第16号は、市民厚生委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第18、議案第17号、福生市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（総務部長 吉沢英治君登壇）

○総務部長（吉沢英治君） 御指名をいただきましたので、議案第17号、福生市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例につきましても、提案理由並びにその内容につきましても説明申し上げます。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる「国民保護法」が平成17年9月17日に施行され、国民の保護のための措置を総合的に推進するための体制として、市町村国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置が

必要となり、国民保護法第31条で対策本部に関し、法に規定するもののほか必要な事項は条例で定めるとされておりますことから、福生市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例を制定いたしますのでございます。

恐れ入りますが、内容説明に入ります前に本会議の初日に資料といたしまして「区市町村国民保護計画について」御配付をさせていただきましたので、その概要を説明させていただきます。1の目的ですが、「武力攻撃や大規模なテロ等から住民の生命、財産を保護するため、住民の避難や救護などの国民保護措置を的確・迅速に実施する」とされております。

2の根拠は、「国民保護法第35条」により、「市町村長は、都道府県計画に基づき国民保護計画を作成する」こととなりますが、計画に規定する事項は、3の(1)で区市町村の区域にかかわる国民保護措置のための総合的な推進に関する事項、(2)の区市町村が行う国民保護措置といたしまして警報の伝達、避難指示の伝達・誘導、避難住民の救護等、(3)として訓練及び物資・資材の備蓄、物資は災害対策用を活用してまいります。(4)は国民保護の実施体制、(5)として関係機関との連携等の事項について計画に定めるものでございます。

4の計画の作成時期は、「平成18年度」、5の協議報告事項といたしまして(1)として計画作成に当たっては国民保護協議会に付議・諮問をすること、(2)は計画案を策定し、その後都知事に協議すること、(3)として計画作成後、議会に報告するとされております。

次に、計画作成の体系ですが、国は平成17年3月に計画作成の基準となるべき事項や想定される武力攻撃事態の類型等を基本指針として定めております。基本指針を受けまして平成17年度には警視庁等の指定行政機関、都道府県、東京電力等の指定公共機関がそれぞれ計画を作成し、平成18年度には都道府県の計画の中で市町村計画の作成基準等が示されることから、東京都の計画と整合性を図る中で福生市の計画を作成してまいりますのでよろしくお願い申し上げます。

それでは、本条例の内容につきまして説明申し上げます。第1条は目的でございます。福生市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定める旨の規定でございます。

第2条は、職員の規定で、保護本部に本部長、副本部長及び本部員を置くものとしておりますが、本部長は国民保護法第28条第1項で市長が当たるとされております。

第3条は、職務の規定で、本部長、副本部長及び職員の職務を定めております。

第4条は、会議の規定で、第1項では保護本部の会議招集を、第2項では法の規定により国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させることができるとされておまして、会議出席者から意見を求めることができる旨を定めております。

第5条は、国民保護現地対策本部の規定で、第1項では国民保護現地対策本部に現地本部長、本部員等を置き、本部長が指名する者をもって充てること、第2項では国民保護現地対策本部長の事務の掌理を定めております。

第6条は、委任でございまして、条例に定めるもののほか、必要な事項は市規則で定めることを、第7条は、福生市緊急対処事態対策本部を定めたもので、第2条から

第6条までの規定を準用する旨を定めようとするものでございます。

なお、福生市緊急対処事態対策本部は国からの指示が東京都を通じて市に連絡され、設置されることとなりますが、これは原子力発電施設等の破壊や大規模集客施設、ターミナル等の爆破、いわゆるテロ行為が発生した場合等を想定いたしております。

一方、前段の福生市国民保護対策本部も同様に国からの指示により設置いたしますが、着上陸侵攻や特殊部隊による攻撃等、いわゆる有事状態になった場合に設置されるものでございます。

最後に、附則といたしましてこの条例は公布の日から施行いたそうとするものでございます。

以上でございますが、御審議を賜りまして原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○19番（松山清君） 地方自治体としてこれをつくれというふうに政府から言われているからつくらざるを得ないのだろうと思えますけれども、このいわゆる「武力攻撃事態」という、これ自体のことはテロだとか原子力発電がどうのこうのといえそれはそういう理屈はつけるでしょうけれども、この武力事態法そのものが出てきた背景というのは全然違うわけでしょう。結論からいけば、いわゆるアメリカ軍と自衛隊が一緒になって戦争を始めると、そのときに国民が邪魔だからどうするかという話なはずなので、問題はそこにあるわけです。それは大災害とかそういうものに対して国民を保護するなどという話では全然ないわけでしょう。ですから、国からの指示がもともと頭にあるわけでしょう。

これは市町村が、例えば地方自治体がこれをつくらなかったらどういう形の処罰を受けるわけですか、その辺を一つ。

○総務部長（吉沢英治君） 私ども、市といたしましては、法律が既に施行されております、そしてその中で市町村計画を定めるということになっておりますので、法に抵触するというふうに考えております。

○19番（松山清君） だから、市町村としては非常に苦しいわけですが、しかしこの事態が発生するという事態は、さっきも言ったように万々が一にもあり得ますか。

○総務部長（吉沢英治君） ないことが好ましいわけでございますけれども、想定されるという部分のこととございまして、法に規定されている以上は、私どもは法に沿ったような形で計画策定をしてみたいというふうに考えております。

○19番（松山清君） 法に縛られるという形で、もうそのもとでしか動けないという話になってしまうわけだけでも、しかしこの法律のもともとの出た大もとというのは、そんなもともとの日本政府だって日本が攻められるなどということは万々が一がないのだと、そんな話になっているわけで、だから結局はそういう攻められるというよりも攻めていくということの方が問題なわけで、そっちの方があり得るわけですよ。言ってみれば、きのうもいろいろ一般質問で問題になりました、いわゆる米軍が世界戦略を進める上での再編を進めていくと、むしろそっちの方が現実味があるわけ

ですよ。そうやって自衛隊と一緒にあって出ていくと、そのときに国民がうじゃうじゃその辺に何の認識も持たないでいれば邪魔だから、それをどかすという形になるわけですよ。それ以外の何ものでもないですよ。

それに、こういう法案を地方自治体がつくらざるを得ないというのはまことに不幸な事態であって、これはやはり決して許される法律そのものではありませんよ。これは万が一などという話ではないですよ。これはとんでもない話なので、そのことだけ申し上げておきたいと思います。

○議長（石川和夫君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第17号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第19、議案第18号、福生市国民保護協議会条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（総務部長 吉沢英治君登壇）

○総務部長（吉沢英治君） 御指名をいただきましたので、議案第18号、福生市国民保護協議会条例につきまして、提案理由並びにその内容につきまして説明申し上げます。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の施行に伴い、国民保護のための措置に関して重要事項を審議する福生市国民保護協議会に関して、必要な事項を定めようとするものでございます。

それでは、本条例の内容につきまして説明させていただきます。第1条は、目的でございまして、国民保護協議会の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものでございます。

第2条は、委員及び専門委員でございまして、委員の総数は30人以内とし、第2項で専門委員の解任を規定しております。なお、協議会委員は法第40条第4項で規定されておきまして、会長は市長、委員は指定地方行政機関の職員、自衛隊に所属する者、東京都の職員、助役、教育長、消防団長、市職員、区域の指定地方公共機関の役員、または職員、国民の保護のための措置に関し知識、または経験を有する者のうちから市長が任命することとなっております。また、専門委員は法第40条第6項で、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができると定められておりますことから、専門委員を置いたときの解任を規定しているものでございます。

第3条は、会長の職務代理を定めております。

第4条は、会議でございまして、第1項で協議会は会長が招集し、議長となること、第2項は委員の過半数の出席がなければ会議を開き議決をすることができないことを、第3項は、議事の決定については委員の過半数で決することを定めております。

第5条は、委任でございまして、条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める旨を定めております。

附則といたしまして、本条例は公布の日から施行いたそうとするものでございます。

以上でございますが、御審議を賜りまして原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第18号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第20、議案第19号、福生市介護費用等の助成に関する条例を廃止する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（福祉部長 木住野佑治君登壇）

○福祉部長（木住野佑治君） 御指名をいただきましたので、議案第19号、福生市介護費用等の助成に関する条例を廃止する条例の提案理由並びにその内容につきまして御説明申し上げます。なお、例規集は1498ページでございます。

本条例につきましては、平成5年4月1日から施行してまいりましたものでございます。身体上、もしくは精神上の障害のため日常生活に著しい支障のある高齢者、または心身に重度の障害のある者で、介護を必要とする者を介護している者及び被介護者と同様の状態にあるひとり暮らしの者に対し、介護費用等の一部を助成することにより、これらの者の精神的及び経済的負担の軽減並びに福祉の増進を図ることを目的とし、実施してまいりました。

助成対象者は、被介護者を在宅で介護している同居の親族、入院している被介護者の費用を負担している親族の方、あるいは上記に該当するひとり暮らしの方で、助成額は被介護者1人につき月額8000円でございます。現在、この条例の適用を受けておられる高齢被介護者につきましては34名、身体障害者等につきましては13名でございます。ほとんどの方は介護保険制度でのサービス給付、あるいは支援費制度でのサービス支給を受けられておられます。

介護保険制度が平成12年度に創設され、平成15年度からは支援費制度が開始され、居宅での介護は格段に充実してまいりました。障害者の方々につきましては平成17年11月に障害者自立支援法が公布され、法による確たるサービスが約束されました。

これらの状況を勘案し、この事業の所期の目的は達成されたと存じますことから、福生市介護費用等の助成に関する条例を廃止いたしたく、福生市介護費用等の助成に関する条例を廃止する条例をお願いするものでございます。

最後に、附則でございますが、この条例は平成18年4月1日から施行いたそうとするものでございます。

以上、御審議を賜りまして原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（石川和夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○16番（青海俊伯君） 二、三お伺いいたします。1498ページのこの条例を見ますと、第1条の目的のところ、今、部長が説明をされた負担軽減と福祉の増進を図ることを目的とすると、そして介護保険制度並びに支援費制度、そしてこの17年の5月から、5月に成立した障害者自立支援法で手厚い介護サービスによって所期の目的は達成されたという趣旨の今の御発言でございました。

サービスのボリュームと言いますか、量とか質はかなり満たされてはきていると思うのだけれども、本来、この条例の趣旨であるところの所期の目的が達成したかどうかというのはちょっとまだわからないのです。

それで、具体的にお伺いしますが、「所期の目的を達成した」ということに相当する介護保険法、あるいは支援費制度の法の第何条何項がこうなっているのかとか、そういうふうな具体的な、ここによって担保されたというようなものがあるのかどうか。これは、金額は月額8000円という具体的な、経済的な助成をしているわけで、介護保険法並びに支援費制度においてもサービスの提供はしていても、経済的負担の軽減というのは段階を、今度の新しい介護保険法でも新たに第2段階をつくるとかという意味での軽減の処置を相当とられていると私は思っているのだけれども、その辺の考え方をもうちょっと整理していただきたいとこのように思っております。

合計で、高齢者の方で34名、障害をお持ちの方で13名ぐらいということで、平成6年からされていて、ここで廃止するに足る条件が満たされたというところを、提案理由のところをもうちょっと細かく教えていただければ、あとは委員会の方で慎重に審議していただければ結構でございますので、まずその冒頭だけ確認させてください。

○福祉部長（木住野佑治君） どのような所期の目的が、どのようなところで担保されたかという青海議員さんの御質問でございますけれども、基本的に、大きくとらえまして介護保険上のサービスを受給している方につきましては、介護保険法によって担保されているということですが、実際に高齢者の方が34名いらっしゃいますが、数名の方が医療法に基づく入院をされているわけでございます。それからその他、残りの方、全員が介護度4以上で、介護保険法によるホームヘルプサービス等を受給しております。

ちょっと、私、条文のところまでは、細かいところはお許しをいただきたいのですが、それから身体障害者等につきましては現在13名の方がいらっしゃるわけですが、支援費制度を利用してデイサービス、あるいはホームヘルプサービス、あるいはデイサービスとホームヘルプサービス、併用の方、それから介護保険制度を利用されている方等がいらっしゃいまして、障害者の方でサービスを利用されていない方が2名ほどいらっしゃるということでございますけれども、私どもは支援費制度が15年にスタートしまして、現在、障害者自立支援法の施行にあわせまして体制を準備しているわけでございます。

条文等の細かいところはちょっとお許しをいただきたいのですが、そういった基本

的な考え方で所期の目的は達成されていると考えておるわけでございます。

○16番(青海俊伯君) わかりました。細かいところは、またうちの会派の委員もいますから、担当の所管の委員会でやってもらいますが、要は介護保険制度に、あるいは支援費制度でもって適切なサービスを受けて、経済的負担も、平成6年、これができた当時の8000円を助成するよりも、より個人の経済的負担等、サービスも含めてよくなっているという意味で、所期の目的を達成したという表現をされているというふうにはまず理解をしておきますので、あとは各委員がしっかりとやっていただければと思います、ありがとうございました。

○議長(石川和夫君) ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石川和夫君) なければ、以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第19号は、市民厚生委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長(石川和夫君) 日程第21、議案第20号、平成17年度福生市一般会計補正予算(第7号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

(企画財政部長 野崎隆晴君登壇)

○企画財政部長(野崎隆晴君) 御指名をいただきまして、議案第20号、平成17年度福生市一般会計補正予算(第7号)につきまして、提案理由並びにその内容について説明申し上げます。

今回の補正予算でございますが、歳入の主な内容といたしましては個人市民税滞納繰越分の追加、地方譲与税等各種交付金の補正、それに調整額の解除に伴う地方交付税の追加、また三位一体の改革に伴う延長保育事業補助金減額と次世代育成支援対策交付金の追加、それと中央図書館お話し室アスベスト飛散防止工事に対する民生安定施設改修事業補助金の追加などがございます。

一方、歳出では職員人件費につきまして全般にわたり所要の減額補正を行っております。内容は職員給料の改定のほか市長等及び職員の3月期期末手当並びに職員の扶養手当、通勤手当及び特殊勤務手当の改定、4月、10月の人事異動、年度途中の退職などに伴う精査をいたしまして、人件費の合計では5002万5000円の減額となっております。また、そのほかの主なものでは保険給付費の増加等に伴う国民健康保険特別会計繰出金の追加、介護給付費見込額の増に伴う介護保険特別会計繰出金の追加、また保育単価の増などによる保育所運営委託料及び福生熊川保育園運営費委託料の追加などがございます。

それでは、補正予算書に基づきましてその内容を説明させていただきます。恐れ入りますが、予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

まず、総則でございますが、第1条で既決予算に歳入歳出それぞれに5317万円を追加をいたしまして、歳入歳出予算の総額を208億9760万4000円と定めようとするものでございます。

次の第2項におきましては、歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額

並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によることといたしております。

次に、第2条の地方債の補正につきましては、後ほど「第2表 地方債補正」のところで説明させていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、内容でございますが、恐れ入りますが、次の2ページ、3ページをお願いいたします。第1表、歳入歳出予算補正につきまして説明を申し上げます。

まず、歳入でございますが、第1款市税は市民税個人分の滞納繰越分収入見込額の増加に伴う2200万円の追加でございます。

次の第2款の地方譲与税から第7款の自動車取得税交付金までの補正につきましては、東京都からの情報に基づきそれぞれ計上をさせていただいております。

続きまして、第10款の地方交付税は普通交付税1396万3000円の追加でございます。これは国の補正予算に伴う調整額の解除によるものでございます。

次に、第13款使用料及び手数料は1612万1000円の減額でございます。これは市営駐車場使用料が利用者の減に伴う減額と、電力会社、ガス会社等からの減免申請に基づく道路占用料の減額、それに市営野球場、体育館等の使用料の増に伴う体育施設使用料の追加等によるものでございます。

次に、第14款国庫支出金は3905万4000円の追加でございます。このうち第1項国庫負担金は780万6000円の追加でございます。内容でございますが保育所運営費負担金が所得税の配偶者特別控除廃止の影響により保護者世帯の所得税額が全体的に上昇し、階層区別に定める国基準徴収金額が増加したことに伴う減額、また、国民健康保険保険基盤安定負担金が当初三位一体の改革に伴い、東京都に移譲されるとの情報から都支出金に計上しておりましたが、税源移譲の対象外となったため国庫負担金として計上することに伴う追加でございます。

第2項の国庫補助金は、3124万8000円の追加でございます。主な内容といたしましては幼稚園就園奨励費補助金が対象件数の減に伴う減額、それに延長保育事業補助金が、三位一体の改革により延長保育にかかわるこの補助金が交付金化されたことに伴う減額と、これにかわりまして新しく創設をされました次世代育成支援対策交付金の追加、また国の補正予算に伴うNTT無利子借付債の元金償還分補助による公立学校施設整備資金貸付金償還費補助金の追加、それと中央図書館のお話室アスベスト飛散防止工事が防衛補助対象となったことに伴う民生安定施設改修事業補助金の追加、また、額の確定に伴い特定防衛施設周辺整備調整交付金が525万5000円の追加でございます。

次に、第15款都支出金は5305万5000円の減額でございます。このうち第1項都負担金は1468万6000円の減額となっておりますが、内容といたしましては国民健康保険保険基盤安定負担金が、これは国庫負担金のところでも説明申し上げますが、三位一体の改革により国から東京都に移譲されるとの情報により、当初都支出金に計上しておりましたが、税源移譲の対象外となったことに伴い、国庫負担金では追加をさせていただいておりますが、ここでは減額をいたそうとするものでございます。また、保育所運営費負担金がこれも国庫負担金と同様に、配偶者特別控除

の廃止に伴う国基準徴収金額の増加による減額でございます。

3 ページをお願いいたしますが、次に第2項都補助金は3440万2000円の減額でございます。内容でございますが、私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業補助金が対象件数の減に伴う減額、それと国庫補助金と同様に三位一体の改革により保育所運営費補助金が次世代育成支援対策交付金制度へと移行したことなどに伴う減額、また、定期予防接種補助金が日本脳炎接種の減に伴う減額などでございます。

次に、第3項の委託金につきましては、都議会議員選挙費委託金、それに国勢調査費委託金の精算に伴う減額でございます。

続きまして、第16款財産収入は1725万6000円の追加でございます。このうち第1項財産運用収入は庁舎建設基金積立金利子と学校施設等整備基金積立金利子、それにふるさと人づくりまちづくり基金積立金利子の追加でございます。

第2項財産収入では、廃道敷及び国道16号線拡幅に伴う移転者への土地売却収入で、1584万4000円の追加でございます。

次に、第17款寄附金の追加は、匿名の市民の方からの育英資金運営費寄附金18万円の追加でございます。

続きまして、第18款繰入金は基金繰入金4000万円の減額でございます。都市施設整備基金が3000万円の減額、それに学校施設等整備基金繰入金1000万円の減額でございます。

次に、第20款の諸収入は1761万9000円の追加でございます。これはオータムジャンボ宝くじの収益金による新市町村振興宝くじ助成金の追加でございます。

第21款市債は、650万円の減額でございます。内訳といたしましては耐震性貯水槽新設事業債が事業費の減に伴い290万円の減額、それに住民税等減税補てん債が許可予定額の確定に伴い360万円の減額でございます。

以上が歳入の補正内容でございます。

続きまして、4ページ、5ページの歳出につきまして説明を申し上げます。なお、今回の補正におきましては提案理由のところでも申し上げましたが、職員人件費につきまして所要の補正を全般的に行っております。

まず、第2款総務費は1332万8000円の追加でございます。このうち第1項の総務管理費は1895万4000円の追加でございます。主な内容でございますが、退職手当組合特別負担金や職員5人分の勤奨退職に伴い3342万円の追加、また印刷単価の減等に伴う広報の印刷製本費の減額、それに市営駐車場のエレベーター使用の減などに伴う光熱水費の減額、また対象件数の減に伴い私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業補助金と幼稚園就園奨励費補助金が減額でございます。

次の第4項選挙費は、都議会議員選挙費の精査に伴う減額、それと第5項の統計調査費は国勢調査費の精査に伴う減額でございます。

続きまして、第3款民生費は1億3443万1000円の追加でございます。このうち第1項社会福祉費の主なものでございますが、国民健康保険特別会計繰出金のその他繰出分が保険給付費の増加等に伴い1億1689万7000円の追加でございます。この繰出金の額は16年度決算の繰上充用分などの精算額相当分とさせていた

だいております。また、事業費の精査に伴うものとしたしましては、在宅介護支援センター運営委託料、それに福生ことぶき苑への特別養護老人ホーム建設費補助金、また老人福祉センター運営委託料でそれぞれ減額となっております。それと老人医療費では老人保健医療特別会計繰出金が医療給付見込額の増に伴う360万3000円の追加、また介護保険費では介護給付見込額の増に伴い介護保険特別会計繰出金が1727万9000円の追加でございます。

次に、第2項の児童福祉費は1722万5000円の追加でございますが、これは主に保育単価の増、2歳児以下児童数の増などに伴う保育所運営委託料の追加及び福生熊川保育園運営費委託料の追加でございます。

次に、第4款衛生費は5222万7000円の減額でございます。第1項の保健衛生費におきましては福生病院組合建設費負担金が国への立替承諾料及び看護宿舍焼却炉解体工事費の減などに伴い1720万5000円の減額、それに予防接種費で日本脳炎ワクチン代と接種委託料の減額などがございます。

第2項清掃費は、主に職員人事異動等による職員人件費の減額でございます。

次の第7款商工費、それと第8款の土木費は職員人件費の減額でございます。

次に、第9款消防費は552万4000円の減額でございます。消防事務都委託費負担金が額の確定に伴う減額、それに耐震性貯水槽新設事業の契約差金に伴う工事費の減額でございます。

続きまして、第10款教育費は4127万8000円の減額でございます。人件費以外の主なものとしたしましては、第3項の中学校費で第一中学校のスキー教室が日帰りとなったことに伴う修学旅行等負担補助金の減額、また、第三中学校ランチルーム等整備事業の監理委託料及び工事費の減に伴う減額でございます。

次に、5ページをお願い申し上げます。次に第11款公債費は、632万2000円の増額でございます。これは国庫補助金のところでも説明をさせていただきましたが、国の補正予算に伴うNTT無利子貸付債の元金償還分の前倒しによるものでございまして、14年度に実施をいたしました第一中学校体育館建物耐震補強事業の際に借入れをいたしました義務教育事業債の元金の繰上償還をいたそうとするものでございます。

第13款予備費は、1351万2000円の追加でございまして、財源調整でございまして。

以上が、一般会計の補正内容でございまして、補正額の合計5317万円の追加によりまして、総額を208億9760万4000円といたそうとするものでございます。

続きまして、恐れ入りますが次のページ6ページ、7ページをお願いいたします。第2表、地方債補正につきまして説明を申し上げます。今回の地方債補正につきましては変更でございまして、歳入の市債のところでも説明をさせていただきましたが、耐震性貯水槽新設事業債につきましては、工事費等の精査によりまして290万円を減額いたしまして、限度額を1870万円から1580万円にいたそうとするものでございます。また、住民税等減税補てん債につきましては、許可予定額の確定に伴い

360万円を減額いたしまして、限度額を1億1700万円から1億1340万円にいたそうとするものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前と同様でございます。

以上、議案第20号、平成17年度福生市一般会計補正予算（第7号）につきましての提案理由並びにその内容の説明とさせていただきます。御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願いを申し上げます。説明とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第20号は、総務文教、建設環境、市民厚生 of 3 常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第22、議案第21号、平成17年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（市民部長 石川弘君登壇）

○市民部長（石川弘君） 御指名をいただきましたので、議案第21号、平成17年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由並びにその内容につきまして御説明申し上げます。

大変厳しい国民健康保険事業運営でございますが、最近においても国民健康保険への加入者は増加している状況でございます。加入者は増加しているものの景気の長期低迷の影響から所得の伸びは見られないところでございますが、保険税収入については1月末現在若干ではございますが、伸びたところでございます。そこで、今回の補正予算でございますが、大幅な療養給付費の伸びによる補正でございます。歳入では退職国民健康保険税の増額、国庫負担金の増額、三位一体の改革による国庫補助金の減額、都補助金の増額及び一般会計繰入金金の増額が主なものでございます。

歳出におきましては、保険給付費の大幅な伸びによる増額が主なものとなっております。

それでは、補正予算の内容につきまして御説明申し上げます。恐れ入りますが、補正予算書の59ページをお開き願います。まず、総則でございますが、第1条第1項の歳入歳出予算の補正でございますが、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2716万9000円を追加いたしまして、歳入歳出予算総額を50億8588万円と定めようとするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正につきましては、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

続きまして、補正予算書の60ページをお開き願います。第1表歳入歳出予算補正でございます。まず、歳入では第1款第1項の国民健康保険税4787万6000円

を増額しようとするものでございます。

次の第2款国庫支出金、第1項国庫負担金は、療養給付費等負担金2346万3000円を増額しようとするものでございます。

次の第2項国庫補助金2083万6000円の減額は、三位一体改革による財政調整交付金の東京都への財源移譲による減額でございます。

次に、第3款第1項療養給付費等交付金6079万円の増額は、歳出補正中の退職被保険者等療養給付費の増額でございます。

次の第4款都支出金、第2項都補助金3985万7000円の増額は、三位一体改革による国からの財源移譲による財政調整交付金の増が主なものでございます。

次に、第5款第1項共同事業交付金4012万3000円の減額は、交付金対象高額療養件数の減少によるものでございます。

次に、第6款繰入金、第1項他会計繰入金は、1億1614万2000円の増額は療養給付費の伸びを見込み、あるいは繰上充用分、また決算見込み上必要と考える財源補てん分として計上させていただいたところでございます。

以上、歳入合計といたしまして2億2716万9000円の追加をお願いいたしまして、歳入総額を50億8588万円といたそうとするものでございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。第2款保険給付費、第1項療養諸費2億2333万3000円の追加は、一般被保険者療養給付費1億1872万9000円の増額と、退職被保険者等療養給付費1億460万4000円の合計額で、医療給付費の伸びによるものでございます。

次に、第3款第1項老人保健拠出金83万6000円の増額は、平成17年度老人保健拠出金額の確定に伴う老人医療費拠出金83万2000円の追加と事務費4000円の追加でございます。

次に、第4款第1項介護給付費納付金146万3000円の減額は、同じく平成17年度介護給付費納付金額の確定に伴う減額でございます。

次に、第8款諸支出金、第1項償還金及び還付金50万7000円の追加は都支出金精算返還金でございます。

次に、第9款第1項予備費395万6000円は、財源調整額でございます。

以上、歳出合計といたしまして2億2716万9000円を増額し、歳出総額を50億8588万円といたそうとするものでございます。

以上でございますが、慎重御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（石川和夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第21号は、市民厚生委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第23、議案第22号、平成17年度福生市老人保健医

療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（市民部長 石川弘君登壇）

○市民部長（石川弘君） 御指名をいただきましたので、議案第22号、平成17年度福生市老人保健医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由並びにその内容につきまして御説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、平成17年度の実績によりまして17年度末までを見込みまして、歳出においては医療給付費の増額をお願いし、歳入では医療給付費の増額に伴いまして支払基金交付金、国都の支出金及び一般会計からの繰入金をそれぞれ増額をさせていただくものでございます。

恐れ入りますが、補正予算書の81ページをお開き願います。初めに、総則でございますが、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3238万1000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ33億2630万7000円と定めようとするものでございます。

第2項は、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

次に、82ページをお開き願います。第1表歳入歳出予算補正でございます。初めに歳入では、第1款第1項支払基金交付金でございますが、医療費の伸びによりまして今回1076万4000円の追加をお願いしようとするものでございます。

次の第2款国庫支出金、第1項国庫負担金は1441万1000円の追加でございます。これも医療給付費の伸びによります増額となっております。

次の第3款都支出金、第1項都負担金におきましては360万3000円の追加、第4款繰入金、第1項他会計繰入金につきましても360万3000円の追加をお願いしようとするものでございます。

以上、歳入の補正額といたしまして3238万1000円を増額し、歳入予算の総額を33億2630万7000円としようとするものでございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。第1款第1項医療諸費でございますが、3238万1000円の追加でございます。先ほど申し上げましたとおり医療費の増加によるものでございます。以上、歳出は医療諸費のみの補正でございます。3238万1000円を増額し、歳出予算の総額を33億2630万7000円としようとするものでございます。

以上でございますが、慎重御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第22号は、市民厚生委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第24、議案第23号、平成17年度福生市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（福祉部長 木住野佑治君登壇）

○福祉部長（木住野佑治君） 御指名をいただきまして、議案第23号、平成17年度福生市介護保険特別会計補正予算（第3号）の提案理由並びにその内容につきまして、御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、平成17年度分の介護給付費におきましてこれまでの実績等を踏まえて、その見込額を精査する中で介護給付費予算額の不足が見込まれますことや、介護給付費の伸びがなお著しいことから、今回歳出においてさらに介護給付費の追加をお願いするものでございます。

また、歳入では国都支出金、支払基金交付金の交付見込額との精査による追加等や、介護給付費の増額に伴う一般会計からの繰入金及び東京都からの財政安定化基金貸し付けの借り入れに伴う追加をいたそうとするものでございます。

それでは、補正予算の内容につきまして説明を申し上げます。補正予算書の95ページをお開き願いたいと存じます。最初に総則でございますが、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3823万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額を24億5930万1000円と定めようとしたものでございます。

また、第2項におきましては、歳入歳出予算の補正後の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によることといたしております。

次に、第2条の地方債補正につきましては、後ほど「第2表 地方債補正」のところで説明させていただきますので、よろしく申し上げます。

次に、予算書の97ページをお願いいたします。第1表、歳入歳出予算補正でございます。まず、歳入でございますが、第2款国庫支出金、第1項国庫負担金で2764万7000円の増額でございます。これは介護給付費負担金の現年度分の交付額が4億7491万8000円と見込まれることによる増額、また、第2項国庫補助金では2375万1000円の減額でございますが、これは調整交付金の交付額が7655万3000円と見込まれることによる減額でございます。

次の第3款支払基金交付金では、4423万5000円の増額でございますが、これは介護給付費交付金の現年度分の交付額が7億5986万9000円と見込まれることによる増額でございます。

次の第4款都支出金では、第1項都負担金で1727万9000円の追加でございますが、これは歳出における介護給付費の増額に伴い、介護給付費負担金の現年度分の交付額が2億9682万3000円と見込まれることによる追加でございます。

次の第6款繰入金では、第1項一般会計繰入金で1727万9000円の追加でございます。これは歳出における介護給付費の増額に伴う財源として一般会計からの繰入金が3億4787万6000円と見込まれることから、追加いたそうとするものでございます。

第2項基金繰入金は、154万7000円の増額でございます。

また、第8款市債は第1項財政安定化基金貸付金でございます。利用者の増加等に伴い介護給付費が増大し、財源となる第1号被保険者の保険料が不足することにより、5400万円を追加し8200万円の貸し付けを受けようとするものでございます。財政安定化基金貸付金制度につきましては都道府県が設置しておりまして、財源は国が3分の1、都道府県が3分の1、区市町村3分の1でございます。また、制度を利用する状況でございますが、努力しても保険料収納額が予定に達していないときや、給付金が見込みを上回ったときなど財政収支が赤字とならないよう必要な資金を貸与するものでございます。返済につきましては、借り受けた次の事業計画でその費用を第1号保険料に算入して、3年間の均等払いで返済を行うものでございます。以上、歳入の補正額は1億3823万6000円の追加でございます。歳入総額は24億5930万1000円となるものでございます。

次に、歳出でございますが、第2款介護給付費で1億3823万6000円の追加でございます。これは冒頭に申し上げましたように平成17年度分の介護給付費見込額をこれまでの実績等を踏まえて精査する中で、その額が23億1243万円と見込まれ、介護給付費予算額に不足が生じますことから追加をお願いいたそうとするものでございます。これによりまして、歳出の補正額は1億3823万6000円の追加でございます。歳出総額は24億5930万1000円となるものでございます。

次に、98ページ、第2表地方債補正につきまして御説明申し上げます。今回の地方債補正につきましては変更でございます。歳入の市債のところの説明させていただいておりますが、第1号保険料の不足分を補てんするために5400万円を追加いたしまして、限度額を2800万円から8200万円に変更させていただこうとするものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前と同様でございます。

以上で、議案第23号、平成17年度福生市介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましての提案理由並びにその内容の説明とさせていただきます。御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（石川和夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第23号は、市民厚生委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 2時15分まで休憩いたします。

午後2時3分 休憩

~~~~~

午後2時15分 開議

○議長（石川和夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第25、議案第24号、平成17年度福生市下水道事業会計補正予算（第2号）

を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

(都市建設部長 清水喜久夫君登壇)

○都市建設部長(清水喜久夫君) 御指名をいただきましたので、議案第24号、平成17年度福生市下水道事業会計補正予算(第2号)につきまして、提案理由並びにその内容につきまして、御説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出の事業の精査、あるいは確定見込みによります補正と、汚水浸水事故による損害賠償金などが主な内容でございます。また、あわせまして地方債の変更をお願いしようとするものでございます。

それでは、補正予算書の内容につきまして、御説明させていただきます。恐れ入りますが、補正予算書の117ページをお開きいただきたいと思います。まず、総則でございますが、第1条で歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2507万5000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億345万8000円と定めようとするものでございます。内容につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」で後ほど御説明させていただきます。

第2条の地方債の変更でございますが、後ほど「第2表 地方債補正」のところで御説明させていただきます。

恐れ入りますが、119ページをお開きいただきたいと思います。第1表歳入歳出予算補正につきまして御説明させていただきます。歳入でございますが、第3款国庫支出金、第2項国庫補助金で2050万円の減額は、多摩川排水区の幹線に接続する支線の雨水管理設工事にかかる補助金で、補助対象額が確定したことに基づき減額するものでございます。

次に、第4款都支出金、第1項都補助金で51万3000円の減額は、国庫補助金同様に多摩川排水区の支線工事にかかる補助金の確定に伴い、減額するものでございます。

次に、第8款諸収入、第3項雑入で66万2000円の減額は、汚水浸水事故に伴います損害保険金の増額と、前年度の決算に基づく消費税還付金が確定したことによります減額との相殺によるものでございます。

次に、第9款市債、第1項市債340万円の減額は、公共下水道事業債で歳出関係事業費の実績が確定したことによります減額と、流域下水道事業債で建設負担金の実績の確定によります減額をいたそうとするものでございます。

以上、歳入の補正額は2507万5000円の減額で、歳入総額は21億345万8000円といたそうとするものでございます。

次に、歳出でございますが、第1款総務費、第1項総務管理費で308万7000円の減額は、汚水浸水事故に伴います損害賠償金の増額と、事業費の確定見込みによります下水道台帳管理システムデータ入力委託料、原材料費の減額と相殺によるものでございます。

次に、第2款事業費、第1項下水道整備費で2192万4000円の減額は、事業費の確定によります監理委託料と地下埋設物調査委託料、事業計画変更認可申請委託

料、多摩川排水区の幹線に接続する支線の雨水管理設工事費の減額、昭島市残堀2号幹線築造工事請負負担金につきましては、地盤改良工事などの追加工事によります増額、申請件数の減少に伴います汚水ます設置事業の減額、また、多摩川上流流域下水道建設事業負担金は、事業の確定及び前年度の精算等によりまして減額をいたそうとするものでございます。

次に、第4款予備費、第1項予備費は6万4000円の減額で、財源調整によるものでございます。

以上、歳出の補正額は2507万5000円の減額で、歳出総額は21億345万8000円といたそうとするものでございます。

次に120、121ページをお開きいただきたいと思えます。第2表の地方債補正でございますが、これは起債対象事業費の変更により、公共下水道事業債における限度額1億6970万円を1億6730万円に、また流域下水道事業債において限度額7970万円を7870万円にそれぞれ変更しようとするものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前と同様でございます。

以上、議案第24号の説明とさせていただきます。御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、説明とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第24号は、建設環境委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第26、議案第25号、平成17年度福生市受託水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（都市建設部長 清水喜久夫君登壇）

○都市建設部長（清水喜久夫君） 御指名をいただきましたので、議案第25号、平成17年度福生市受託水道事業会計補正予算（第2号）の提案理由並びに内容につきまして、御説明させていただきます。

今回の補正予算の内容でございますが、一般会計と同様職員人件費の精査及び人事異動等に伴う変更分の調整をいたそうとするものでございます。

それでは、予算の内容につきまして御説明をさせていただきます。恐れ入りますが、予算書の139ページをお開きいただきたいと思えます。総則でございますが、第1条において既決予算額に歳入歳出それぞれ242万3000円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億9434万6000円と定めようとするものでございます。

恐れ入りますが、140ページをお開きいただきたいと思えます。第1表、歳入歳出予算補正につきまして、御説明させていただきます。まず歳入でございますが、第1款受託水道事業収入、第1項都受託事業収入で242万3000円を減額し、歳入総額を3億9434万6000円と定めようとするものでございます。この減額は人

事異動等に伴う職員人件費の精査によります減額で、職員18名分となっております。

次に、歳出でございますが、第1款受託水道事業費、第1項水道管理費で240万6000円と、第2項建設改良費1万7000円を減額いたそうとするもので、これも歳入で御説明申し上げましたように職員の人件費の精査によります減額で、合わせて242万3000円を減額し、歳出総額を3億9434万6000円に定めようとするものでございます。

以上、議案第25号の説明とさせていただきます。御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第25号は、建設環境委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第27、議案第26号、平成18年度福生市一般会計予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（助役 高橋保雄君登壇）

○助役（高橋保雄君） 御指名をいただきましたので、議案第26号、平成18年度福生市一般会計予算につきまして、御説明を申し上げます。

福生市の財政状況は、近年の市税や地方交付税の大幅な減収、少子高齢化への対応など行政需要の増加に伴いまして極めて厳しいものとなってきております。

こうした現状を踏まえまして、平成18年度の予算編成に当たりましては、五つの基本方針に基づき編成をいたしたところでございます。まず一つ目には、財源の重点的、効果的配備による総合計画の推進、二つ目は、将来の財政需要、財政負担軽減のため長期的視点に立った財政運営、三つ目として行政改革大綱推進計画を反映させた財政運営の健全化、四つ目は事務事業評価を踏まえた既存事務事業の精査、五つ目といたしましては事業効果、緊急性等を勘案した新規、レベルアップ事業の予算措置でございます。

この基本方針に基づき予算編成作業を進めました結果、新庁舎建設事業、拝島駅自由通路整備事業、福生病院組合建設費負担金、この三つの大規模事業に合わせて約24億3200万円の予算を計上させていただいております。この大規模事業費を除いた予算額は約193億6400万円で、前年度比約7億8600万円、3.9%の減となっております。

それでは、お手元の平成18年度福生市一般会計予算書及び当初予算資料に基づきましてその内容の説明を申し上げます。恐れ入りますが、薄い方の当初予算資料の1ページ目をお開きいただきたいと存じます。

平成18年度福生市一般会計予算総額は217億9600万円で、平成17年度と比較いたしますと12億7800万円、率で6.2%の増といたそうとするものでご

ございます。増加分の主なものとしたしましては新庁舎建設事業、拝島駅自由通路整備事業、生活扶助費、児童手当等が増となっております。

続きまして、当初予算資料の2ページをお開きいただきたいと存じます。まず、歳入でございますが、市税の総額は78億3772万円で、前年度と比較いたしますと6978万9000円の増額、率で0.9%の増となっております。これは主に税制改正に伴う個人市民税の増、評価替えに伴う固定資産税の減少などによるものでございます。なお、市税の予算に占める割合は36.0%となっております。

次の地方譲与税から自動車取得税交付金までにつきましては国、あるいは東京都からの情報に基づいて予算計上させていただいております。地方譲与税につきましては5億6966万6000円で、対前年度比63.3%の増となっております。これは主に国の三位一体の改革による国庫補助負担金の一般財源化に伴う財源移譲の増に伴う所得譲与税の増額によるものでございまして、児童扶養手当、児童手当の国負担率変更などに伴い増額となったものでございます。

次の利子割交付金につきましては、4921万1000円で、対前年度比20.2%の増、次の配当割交付金につきましては2568万4000円で、対前年度比40.6%の増、次の株式等譲渡所得割交付金につきましては2433万3000円で、対前年度比76.7%の増、次の地方消費税交付金につきましては6億6099万4000円で、対前年度比4.2%の増、次の自動車取得税交付金につきましては1億4833万円で対前年度比9.1%の増となっております。

次の国有提供施設等所在市町村助成交付金等、いわゆる基地交付金でございますが、13億7479万6000円、対前年度比0.5%の増で計上させていただきました。

次の地方特例交付金につきましては、従来からの恒久減税に伴う住民税の減収額の一部を補てんするための減税補てん特例交付金分に、児童手当の対象拡大、所得制限緩和にかかる財源措置として児童手当特例交付金分が新たに加わってきております。児童手当特例交付金の追加分は900万円ほどの増でございますが、定率減税2分の1の廃止に伴い減税補てん特例交付金の減額により地方特例交付金は対前年度比16.0%の減、2億5941万9000円で計上させていただきました。

次の地方交付税につきましては、23億2500万円、対前年度比3.5%の減で計上させていただきました。このうち普通交付税につきましては地方財政計画により、17年度の当初交付実績額から5.9%の減の18億2500万円で計上、一方特別交付税につきましては平成17年度交付額が各地での大雪の被害等による影響が不確定ではございますが、18年度も平成17年度予算と同額の5億円で計上させていただきました。

次の交通安全対策特別交付金につきましては1650万円で、対前年度比10.0%の増、次の分担金及び負担金につきましては2億3349万7000円で、対前年度比0.7%の減でございます。

次の使用料及び手数料につきましては、4億7970万5000円で、対前年度比2.6%の減で、これは主に指定管理者制度導入に伴う福生駅西口市営駐車場使用料の減額などによるものでございます。

次の国庫支出金につきましては30億1482万5000円で、対前年度比1.0%の増でございますが、これは事業の完了に伴い市民会館等リニューアル事業、原ヶ谷戸緑地新設事業、中福生公園拡張事業等に対する補助金が減額となっておりますが、新庁舎建設事業と拝島駅自由通路整備事業に対する補助金の増額によるものでございます。なお、防衛施設庁関係の補助金等につきましては、6億8397万9000円の計上をさせていただいております。

次の都支出金につきましては、21億4085万1000円で、対前年度比6.7%の増で、これは主に三位一体の改革に伴う負担率変更等に伴う児童手当負担金の増加、東京都調整交付金及び振興交付金の統合により創設された、市町村総合交付金の増額などによるものでございます。

次の財産収入につきましては、1140万2000円で、対前年度比2.0%の増、次の寄附金につきましては1000円の科目存置をするものでございます。

次の繰入金につきましては、12億8973万6000円で、対前年度比99.0%の増、額で6億4178万円の増額で、主な内容といたしましては基金繰入金でございまして、主に新庁舎建設基金繰入金を、11億4973万3000円を繰り入れております。

次の繰越金につきましては、前年度と同額の1億円で計上させていただいております。

次の諸収入につきましては1億3913万円で、対前年度比34.2%の増でございます。これはペットボトルの売り払いによる資源売払収入の増額、精神障害者地域生活支援センター事業羽村市負担金及び福生南公園管理棟損害保険金の計上などによるものでございます。

次の市債につきましては、10億9520万円で、対前年度比25.0%の増、額で2億1910万円の増となっておりますが、内容といたしましては新庁舎建設事業に3億4320万円、拝島駅自由通路整備事業に2億1000万円を充当させていただき、住民税の恒久的な減税に伴う減収見込額の一部を補てんするための住民税等減税補てん債は、対前年度2500万円減の9200万円で、また地方交付税の不足を補てんする措置として導入されております臨時財政対策債につきましては、発行可能見込額約6億3000万円に対しまして、これを約1億8000万円下回ります4億5000万円で計上させていただいております。なお、前年度当初予算額との比較では1億1000万円の減額でございます。

続きまして、歳出について御説明を申し上げます。性質別にその主な内容の説明をさせていただきたいと存じますので、ただいまごらんになっていただいておりますお手元の当初予算資料の3ページ、下の段の表をごらんいただきたいと思います。

まず、人件費でございますが、42億5603万2000円で、対前年度比3.2%の減、予算に占める割合は19.5%でございます。そのうち児童手当を除く一般職の職員人件費は37億1660万円で、対前年度比3.3%、1億2750万2000円の減でございまして、これは退職不補充等に伴う職員数の減によるものでございます。

次に、物件費でございますが、31億5080万5000円で、対前年度比0.4%の増、予算に占める割合は14.5%でございます。これは容器包装プラスチック選別圧縮梱包委託料等の増によるものでございます。

次の維持補修費につきましては、6391万7000円で、対前年度比5.4%の増、次の扶助費につきましては51億5781万4000円で、対前年度比4.0%の増、予算に占める割合は23.7%でございます。これは主に生活保護扶助費、児童手当等の増によるものでございます。

次の補助費等につきましては、27億2608万1000円で、対前年度比1.2%の増、予算に占める割合は12.5%でございます。これは主に西多摩衛生組合負担金等の増加によるものでございます。

次の公債費につきましては、起債の元金及び利子の償還費でございますが、12億5232万3000円で、対前年度比2.2%の増となっておりますが、これは主に臨時財政対策債及び住民税等減税補てん債元金償還額の増加によるものでございます。

次の積立金につきましては524万6000円で、対前年度比51.7%の減で、これは主に市営住宅等管理基金積立金の減額によるものでございます。

次の出資金貸付金につきましては700万1000円で、前年度と同額でございます。

次の繰出金につきましては、18億7417万1000円で、対前年度比4.2%の減で、これは主に下水道事業特別会計への繰出金の減によるものでございまして、平成18年度は国民健康保険特別会計へ6億2160万8000円、老人保健医療特別会計へ2億3008万5000円、介護保険特別会計へ3億5247万8000円、下水道事業会計へ6億7000万円の繰出金をいたそうとするものでございます。

次の普通建設事業費につきましては、32億5031万7000円で、対前年度比61.2%の増、額で12億3370万3000円の増額でございます。増額の主な理由といたしましては新庁舎建設事業費、拝島駅自由通路整備事業費の増によるものでございまして、このほか平成18年度の主な普通建設事業といたしまして、福生病院組合建設費負担金、第四小学校防音機能復旧復機事業、中央体育館耐震補強等事業を実施いたす予定でございます。なお、主要な建設事業につきましては、この当初予算資料の28、29ページに主要建設事業一覧表として掲載しておりますので、御参照いただければと存じます。

次の予備費につきましては5229万3000円を計上させていただいております。

大変恐縮でございますが、今度は予算書をごらんになっていただきたいと思っております。予算書の6ページをお願いいたします。第2表の地方債でございますが、先ほど歳入の市債のところの説明をさせていただきました内容と同様でございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては前年度と同様でございます。なお、一時借入金につきましては前年度と同額の10億円を限度額とさせていただいております。

続きまして、恐縮でございますが、予算書の最終ページ、245ページをお願いいたします。平成17年度末の市債の現在高見込額はこの表の左から3列目の合計額1

26億5097万4000円でございますが、これに平成18年度中の起債見込額を加え元金償還見込額を差し引きますと、平成18年度末の市債の現在高見込額は、一番表の右の列の合計額でございます127億5964万7000円となりまして、昨年度末現在高見込額と比較いたしまして1億867万3000円の増額となるものでございます。

次に、資料はございませんが、財政指標の目安でございますが、本予算段階で申し上げますと公債費比率につきましては7.7%でございますが、前年度当初と比較し0.9ポイントの増、経常収支比率につきましては100.0%でございますが、前年度当初と比較し0.8ポイントの増となっております。ただし、臨時財政対策債及び住民税等減税補てん債を除いた数字は104.4%でございますが、前年度当初と比較し0.4ポイントの減となっております。

さらに、財政力指数につきましては0.779でございますが、前年度当初と比較いたしますと0.004ポイントの増となっております。

以上、御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第26号は、21人の委員をもって構成する平成18年度福生市一般会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第26号については、21人の委員をもって構成する平成18年度福生市一般会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました平成18年度福生市一般会計予算審査特別委員会委員の選任については委員会条例第8条第1項の規定により加藤育男君、串田金八君、田村昌巳君、増田俊一君、大野聰君、前田正蔵君、中森富久君、阿南育子君、高橋章夫君、原島貞夫君、森田昌巳君、田村正秋君、大野悦子君、羽場茂君、青海俊伯君、今林昌茂君、沼崎満子君、松山清君、清水信作君、遠藤洋一君、小野沢久君、以上21人の皆さんを、平成18年度福生市一般会計予算審査特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 暫時休憩いたします。

午後2時44分 休憩

~~~~~

午後3時15分 開議

○議長（石川和夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、報告事項がありますので、事務局長より報告いたします。

（小林議会事務局長報告）

- 1 平成18年度福生市一般会計予算審査特別委員会委員長及び同副委員長の互選結果報告について（別添参照）

○議長（石川和夫君） 以上で報告は終わりました。

ただいま報告いたしましたとおり、特別委員会の正副委員長の互選結果が参っております。

ここで、正副委員長になられた方々からごあいさつ願います。

まず、委員長大野悦子君。

（平成18年度福生市一般会計予算審査

特別委員長 大野悦子君登壇）

○平成18年度福生市一般会計予算審査特別委員長（大野悦子君） このたび、平成18年度福生市一般会計予算審査特別委員会委員長を仰せつかりました大野悦子でございます。

例年ですと3日間の予算審査が行われるわけですがけれども、施政方針、あるいは先ほど助役からの説明にもありましたようにレベルアップ、あるいは新規事業も大変盛りだくさんな予算のようです。十分な審議がされ、またかつ委員会が円滑に進みますよう議員の皆様のお協力を切にお願いをいたしまして、一言あいさつとさせていただきます。よろしく願いいたします。（拍手）

○議長（石川和夫君） 次に、副委員長田村昌巳君。

（平成18年度福生市一般会計予算審査

特別副委員長 田村昌巳君登壇）

○平成18年度福生市一般会計予算審査特別副委員長（田村昌巳君） ただいま、平成18年度福生市一般会計予算審査特別委員会副委員長に、互選により推挙されました田村昌巳でございます。

大野悦子委員長を補佐し、3日間皆様と一緒に、御協力を願ひまして委員会を進めさせていただきたいと思ひます。御指導、御鞭撻をよろしく願ひしましてやっていく所存でありますので、よろしく願ひします。（拍手）

○議長（石川和夫君） 以上で、正副委員長のあいさつは終わりました。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第28、議案第27号、平成18年度福生市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願ひます。

（市民部長 石川弘君登壇）

○市民部長（石川弘君） 御指名をいただきましたので、議案第27号、平成18年度福生市国民健康保険特別会計予算につきまして御説明申し上げます。

初めに、国民健康保険事業は国民皆保険制度の根幹であり、市民の健康増進と医療

の確保を保障する制度として大変重要な役割を担っております。しかしながら、この国保事業の財政運営は大変厳しい状況にあります。福生市におきましても、平成16年度は赤字決算という事態に陥り、17年度の歳入を財源として前年度の赤字を補てんする繰上充用をさせていただいたところでございます。

全国的に厳しいこのような状況から国では、医療制度構造改革に着手し、安心、信頼の医療の確保と予防の重視、医療費の適正化、超高齢化社会を展望した新たな高齢者医療制度の創設等を推進していこうとするものでございます。

さらに、都道府県単位での保険運営を推進するため保険者の再編統合を進めていくこととなっております。今後、早急な制度改正等の変化により議会にも御相談をさせていただくこともあるかと思いますが、よろしくお願いを申し上げます。

このような状況の中で、平成18年度予算編成に当たりましては、本事業の円滑な運営を行っていくため保険税の適正な賦課徴収に務め、財源確保と国・東京都等に対しまして補助金、交付金等の適正な配分と見直しを要望し、少しでも健全な事業運営となるよう努めていこうとするものでございます。

それでは、予算の内容について御説明をさせていただきます。予算書の1ページをお開きいただきます。総則でございますが、第1条歳入歳出予算につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ48億8280万4000円と定めようとするものでございます。

第2項におきまして、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

次に、第2条の一時借入金の最高額を2億円と定めようとするものでございます。

第3条の歳出予算の流用につきましては、保険給付費等に過不足が生じた場合、同一款内で各項の流用を認めようとするものでございます。

続きまして、2ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算でございます。初めに、歳入について御説明申し上げます。第1款第1項の国民健康保険税につきましては総額で16億2048万4000円、前年度対比7625万4000円、4.9%の増でございます。18年度も税率改正をお願い申し上げましたが、このうち7660万円を見込んでいるところでございます。加入者は増加しているものの、長期にわたる景気低迷の影響により、所得による保険税の伸びは見込めないところで、税率改定等のみの増加となっております。収納率につきましては現年度分88.7%、前年度比較0.33%ほどの上昇を見込んでございます。滞納繰越分につきましては18.36%を見込み、0.08%の増となっております。

次に、第2款国庫支出金、第1項国庫負担金11億8876万6000円は、前年度比較6208万1000円、5%の減額でございまして、療養給付費等負担金及び高額医療共同事業負担金の減でございます。

第2項の国庫補助金1億5419万5000円、前年度対比2468万2000円、13.8%の減額となっておりますが、これは三位一体改革によりまして財政調整交付金の財源を東京都へ移譲したのものによる減額となっております。

次に、第3款療養給付費等交付金8億8703万1000円は、前年度比較2864万6000円、3.3%の増額となっておりますが、退職被保険者数の増加に伴う

退職療養費、給付費等の増加が見込まれることから、これらに対する交付金の増額を見込んだところでございます。

次に、第4款都支出金につきましては、2億6834万2000円、前年度比較1億1051万8000円、70%の増額になっております。第1項の都負担金は2372万3000円、前年度比較14.4%の減額で、これは高額医療費共同事業負担金の減でございます。

第2項の都補助金は、2億4461万9000円は、前年度比較1億1449万8000円、88%の増額でございます。この増額につきましては、三位一体改革に伴いまして国から東京都に財源移譲し、東京都調整交付金として補助するため大幅な増額となっております。

次に、第5款第1項共同事業交付金9854万5000円は、前年度比較1927万1000円、16.4%の減額となっており、高額医療費共同事業交付金の減でございます。

次に、第6款繰入金、第1項他会計繰入金6億2160万8000円でございます。前年度比較833万円、1.3%の減額となっておりますが、一般会計も大変厳しい状況であることと、また独立した国保事業会計であることからできる限りこの会計の中で努力し、年度途中の状況等を見ながら財政的な相談等をさせていただき、進めていこうとするものでございます。

次の第7款第1項繰越金4000万円は、昨年と同額を計上させていただいております。

次に、第8款諸収入383万3000円は前年度比較6万4000円の減額でございます。

以上、歳入の合計では48億8280万4000円となりまして、前年度比較1億99万円、2.1%の増額でございます。

続きまして、3ページをお開き願います。歳出について御説明いたします。第1款第1目総務費は、1892万2000円は前年度比較430万8000円、18.6%の減額でございます。これは一般管理費のカード式被保険者証更新に要した経費が17年度に完了したことによる減額分と、平成18年度より新たに計上いたしました保険税収納専門員派遣事業による増額分との相殺による減額でございます。

次に、第2款保険給付費33億9666万1000円は、前年度比較2億9840万7000円、9.6%の増額となっておりますが、増額の主なものは療養諸費で一般被保険者療養給付費が1億8789万4000円の増額、退職被保険者等療養給付費が1億1053万8000円の増額で、今後も国保加入者の増加と受給対象者の増を見込んでいるところでございます。

次に、第3款老人保健拠出金は9億6438万3000円で、前年度比較1億8715万9000円、16.3%の減額となっております。減額の要因といたしましては老人保健医療の制度改正による老人保健医療対象者の減が主なものでございます。

次に、第4款介護給付費納付金3億8776万7000円は、前年度対比684万1000円、18%の増でございます。診療報酬支払基金の示す納付金額により精

算したところでございます。

次に、第5款共同事業拠出金9505万6000円は、前年度比較1596万4000円の減額となっておりますが、これは平成18年度制度改正に伴いまして対象件数の減によるものでございます。

次に、第6款保険事業費525万2000円、前年度比較251万8000円、92.1%の増額となっております。

次に、公債費22万7000円は前年度と同額でございます。

次に、第8款諸支出金430万4000円は前年度比較100万円、33.3%の増額でございます。これは一般被保険者保険税還付金の増額を見込んだものでございます。

次の第9款予備費につきましては、歳入歳出財源調整として1023万2000円を計上させていただきました。

以上、歳出合計は48億8280万4000円でございます、前年度比較1億99万円、2.1%の増額となっております。

以上、平成18年度福生市国民健康保険特別会計予算の説明とさせていただきますが、御審議賜りまして原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（石川和夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第27号は、市民厚生委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第29、議案第28号、平成18年度福生市老人保健医療特別会計予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（市民部長 石川弘君登壇）

○市民部長（石川弘君） 御指名をいただきましたので、議案第28号、平成18年度福生市老人保健医療特別会計予算につきまして御説明申し上げます。

老人保健医療制度につきましては、老人保健法による75歳以上及び65歳以上75歳未満の寝たきりの方等の状態にある高齢者を受給対象とした医療費等の特別会計でございます。なお、平成14年10月の制度改正に伴い受給対象年齢が75歳以上に引き上げられたことによりまして、平成19年9月までは受給対象者の減少となっております。

また、平成18年度の老人医療費につきましては制度改正による影響とともに過去の実績等を考慮いたしまして、医療費のみの増額では31億8195万8000円、前年度比較7478万4000円、2.3%の減を見込んだところでございます。

このような状況から、平成18年度福生市老人保健医療特別会計予算につきましては総額で31億9866万9000円、前年度比較7508万4000円、2.3%

の減で編成したところでございます。

それでは、予算書の49ページをお開き願います。総則でございますが、歳入歳出予算につきましては歳入歳出の予算総額を、歳入歳出それぞれ31億9866万9000円と定めようとするものでございます。

次に、予算書の50、51ページをお開き願います。第1表歳入歳出予算につきまして御説明申し上げます。まず、歳入でございますが、第1款第1項支払基金交付金につきましては、18億1843万1000円を計上するものでございまして、前年度対比1億6553万4000円、8.3%の減でございます。内訳といたしまして医療費交付金で18億202万4000円と、審査支払手数料交付金1640万7000円の合計額でございます。

次に、第2款国庫支出金、第1項国庫負担金でございます。9億1995万8000円につきましては、前年度比較6030万1000円、7%の増でございます。これは医療費に伴う国の負担金の増となっております。

次に、第3款都支出金、第1項都負担金2億2998万9000円につきましては、前年度対比1507万4000円、7%の増でございます。同じく医療費に伴う都の負担金の増でございます。

次に、第4款第1項他会計繰入金2億3008万5000円につきましては、前年度比較1507万5000円、7%の増でございます。これは一般会計繰入金で、負担割合につきましては都支出金と同様でございます。

次の第5款第1項繰越金1000円につきましては、前年度繰越金に対します科目存置でございます。

また、第6款諸収入20万5000円につきましては、第1項延滞金及び加算金と、第2項預金利子並びに第3項雑入の第1目第三者納付金及び第3目雑入のそれぞれ1000円は科目存置でございます。なお、第3項返納金20万円につきましては前年度と同額でございます。

以上、歳入予算総額を31億9866万9000円と定めようとするものでございます。

次に、歳出につきまして御説明申し上げます。初めに第1款第1項医療諸費31億9836万5000円は、前年度比較7508万4000円、2.3%の減でございます。これはいわゆる医療給付費現物給付分31億846万円と、医療費支給費、いわゆる現金支給分7349万8000円、さらに審査支払手数料1640万7000円の合計額でございます。

なお、医療費につきましては冒頭申し上げましたように、平成14年10月の制度改正、あるいは過去の実績等を考慮する中で見込んだところでございますが、特に制度改正に伴う受給対象年齢が75歳に引き上げられたことにより、平成19年9月までは受給対象者の減少が見込まれることから、18年度の受給対象者数につきましては4853人、前年度と比較いたしまして219人の減を見込んでおります。このようなことから、医療費の額そのものも前年度に比べ減額となっているところでございます。

次に、第2款諸支出金20万4000円につきましては、前年度と同額でございます。

次に、第3款予備費10万円につきましては、歳入歳出によります財源調整額で、前年度と同額でございます。

以上、歳出予算総額を31億9866万9000円と定めようとするものでございます。

以上、御審議賜りまして原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第28号は、市民厚生委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第30、議案第29号、平成18年度福生市介護保険特別会計予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（福祉部長 木住野佑治君登壇）

○福祉部長（木住野佑治君） 御指名をいただきまして、議案第29号、平成18年度福生市介護保険特別会計予算の提案理由並びにその内容につきまして御説明申し上げます。

本予算につきましては、介護保険法による第1号被保険者及び16種類の特定疾病に罹患している第2号被保険者を対象とした介護給付費等の特別会計でございまして、歳入歳出予算の総額を25億8433万5000円、前年度と比較して3億295万7000円、13.3%の増と見込みまして編成したところでございます。

介護保険制度につきましては、これまで平成15年度に策定いたしました第2期介護保険事業計画に基づき事業運営をしてきたところでございますが、制度開始から6年が経過しますことから地域福祉推進委員会の答申を踏まえ、平成18年度から平成20年度を計画期間とする第3期介護保険事業計画をここで策定いたしましたので、平成18年度以降の事業運営を円滑に進めていこうとするものでございます。この事業計画では計画の基本理念を初め今後3年間の介護サービスの利用者数、介護サービス量、介護総費用額の推計、あるいは今後3年間の介護保険料見込額、介護保険料の基礎となります所得段階別の被保険者見込み数と保険料基準額4593円などを設定しております。

なお、今回の制度改正では新たに地域支援事業の中に介護予防特定高齢者施策事業の創設を図りまして、介護予防の事業に取り組むこととしております。

それでは、本予算の内容につきまして説明申し上げます。特別会計予算書の73ページをお開き願いたいと存じます。最初に総則でございまして、第1条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億8433万5000円と定めようとするも

のでございます。

第2条地方債では、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法は、「第2表 地方債」により定めるものでございます。

第3条は、円滑な資金運用を図るため一時借入金の最高額を1億円と定めるものでございます。

第4条につきましては、歳出予算の流用でございまして、介護給付費に計上した予算額に過不足を生じた場合に、同一款内で各項の間の流用ができることを定めようとするものでございます。

次に、予算書の74ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算でございまして、まず、歳入でございますが、第1款介護保険料5億3413万1000円は、前年度比1億4520万7000円、37.3%の増でございます。これは現年度分保険料5億2997万2000円と、滞納繰越分保険料415万9000円との合計額でございまして、収納率につきましては現年度分97.0%、滞納繰越分20%と見込んだところでございます。

第2款国庫支出金6億511万円は、前年度比5809万8000円、10.6%の増でございます。内訳として第1項国庫負担金4億9002万5000円は、介護給付費負担金で、歳出における介護給付費24億5012万6000円の20%を見込んだものでございます。

第2項国庫補助金1億1508万5000円は、調整交付金9727万円と、地域支援事業交付金1781万5000円で、調整交付金は介護給付費の3.97%を計上したところでございます。

次の第3款支払基金交付金7億6354万5000円は、前年度比4791万1000円、6.7%の増でございます。介護給付費の31%を見込んだものでございまして、地域支援事業支援交付金との合計額でございます。

次に、第4款都支出金3億1517万3000円は、前年度比3562万8000円、12.7%の増でございます。内訳といたしまして第1項都負担金3億626万5000円は、介護給付費の12.5%を見込んだものでございます。また、第2項財政安定化基金交付金1000円は科目存置でございます。

第3項都補助金は、890万7000円でございます。

次の第5款財産収入1000円につきましては、介護給付費準備基金積立金利子でございます。

第6款繰入金3億5247万8000円は、前年度比3024万3000円、9.4%の増でございます。これは一般会計からの介護給付費繰入金3億627万1000円と、地域支援事業繰入金890万7000円、事務費繰入金3730万円との合計額でございまして、介護給付費繰入金につきましては、介護給付費の12.5%を見込んだところでございます。

第7款繰越金1000円につきましては、前年度繰越金で、科目存置でございます。

第8款市債は、財政安定化基金貸付金で、1150万円の貸し付けを東京都から受けようとするものでございます。これは平成18年度の介護保険料の激変緩和措置に

より、平成18年度においては保険料財源の不足が生じますことから補てんするもの
でございます。

次に、第9款諸収入239万6000円は、第1項延滞金、加算金及び過料で1万
円、第2項預金利子で4000円、第3項雑入で配食サービス利用者負担金など23
8万2000円、それぞれの合計額でございます。

以上、歳入合計は25億8433万5000円となるものでございます。

次に、予算書の75ページ、歳出でございます。第1款総務費3519万9000
円は前年度比540万1000円、13.3%の減でございます。これは事業運営に
要する事務費でございます。内訳としましては第1項総務管理費794万7000
円、第2項賦課徴収費257万3000円、第3項認定審査会費2467万9000
円となっております。

次に、第2款介護給付費24億5012万6000円は、前年度比2億1376万
7000円、9.6%の増でございます。第1項介護サービス等諸費23億1226
万5000円は、要介護者を対象とする介護サービス等給付費で20億4368万5
000円、要支援者を対象とする介護予防サービス等給付費で2億6529万500
0円、さらに審査支払手数料328万5000円の合計額、また、第2項高額介護サ
ービス費2286万円は、要介護者を対象とする高額介護サービス費2285万90
00円と、要支援者を対象とする高額介護予防サービス費の科目存置1000円との
合計額でございます。いずれも第3期介護保険事業計画の平成18年度分の介護給
付見込額により計上いたしたところでございます。

次に、第2款介護給付費第3項は特定入所者介護サービス等費で、1億1500万
1000円は介護保険法改正により、平成17年10月より介護保険施設等における
居住費及び食費の見直しにより、低所得者の負担軽減を図るため新たに創設された制
度でございます。居住費及び食費が自己負担となるため、低所得者の方に過重な負担
とならないよう基準費用額が設定され、所得区分及び居室の種類により限度額が規定
され、その補足分を施設へ給付するものでございます。特定入所者介護サービス費と
して1億1500万円、特定入所者介護予防サービス費1000円は科目存置とさせ
ていただき、計上いたしたものでございます。

次の第3款は、新たに創設されました地域支援事業費5131万6000円でござ
いまして、第1項介護予防事業費で1530万5000円、第2項包括的支援事業・
任意事業費で3601万1000円の新設でございます。介護予防事業では配食サー
ビス、筋力向上トレーニング、口腔機能向上指導などの委託料を計上しております。
包括的支援事業・任意事業では介護予防ケアマネジメントや地域包括支援センター
運営にかかる人件費を計上しております。

次に、第4款財政安定化基金拠出金77万5000円は、前年度に比較して122
万5000円の減額でございます。これは介護給付費の財源不足などが生じた場合、
その貸し付け等を受けるための東京都への拠出金でございます。第3期介護保険事
業計画により平成18年度から20年度までの3年間の介護給付見込額と、地域支援
事業の合計額77億4261万4000円の0.03%に相当する額の3分の1を計

上したものでございます。

第5款基金積立金1000円につきましては、科目存置でございます。

第6款公債費4461万4000円は、第1項公債費の一時借入金の償還利子11万4000円と、第2項財政安定化基金償還金4450万円でございます。第2期で借り入れた1億3350万円の財政安定化基金借入金で、第3期に均等払いで償還を行うものでございます。

次に、第7款諸支出金30万4000円は、第1項償還金及び還付金30万3000円と第2項他会計繰出金1000円との合計額で、いずれも前年度と同額を計上いたそうとするものでございます。

最後に、第7款予備費でございますが、前年度と同額の200万円でございます。

これらによりまして、歳出合計は25億8433万5000円となるものでございます。

次に、76ページ、第2表地方債でございますが、起債の目的としては介護保険事業でございます。限度額は1150万円、起債の方法は証書借入、利率は0%、償還の方法は平成21年度から23年度までの3年間の均等割で償還をするものでございます。

以上で、議案第29号、平成18年度福生市介護保険特別会計予算につきましての提案理由並びにその内容の説明とさせていただきます。御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（石川和夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第29号は、市民厚生委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第31、議案第30号、平成18年度福生市下水道事業会計予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（都市建設部長 清水喜久夫君登壇）

○都市建設部長（清水喜久夫君） 御指名をいただきましたので、議案第30号、平成18年度福生市下水道事業会計予算の提案理由とその内容につきまして御説明させていただきます。

本年度の予算につきましては、汚水の維持管理が主なものでございますが、昨年7月から改定させていただきました下水道使用料の数年分を計上させていただきましたことと、多摩川排水区の雨水管の支線工事が前年度で完了したことにより、前年度比で1億8718万5000円の減額、率では8.8%の減となっております。

本市の公共下水道の整備につきましては、既に汚水管渠の整備は完了し、雨水管渠の幹線の整備率は93.8%でございます。今後、雨水の未整備地区の解消につきましては計画的に支線の整備及び道路改修工事など面的整備を図って、快適で風水害に

強く、安心して住めるまちづくりの一助となるための事業を進めてまいります。

それでは、予算書の内容について御説明させていただきます。恐れ入りますが、予算書の133ページをお開きいただきたいと思います。総則でございますが、第1条におきまして歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億2926万2000円と定めようとするものでございます。内容につきましては、「第1表 歳入歳出予算」で後ほど御説明させていただきます。

第2条につきましては、地方債について定めようとするものでございますが、内容につきましては「第2表 地方債」のところで御説明させていただきます。

第3条では、一時借入金の借り入れの最高額を5億円と定めようとするものでございます。

次に134、135ページをお開きいただきたいと思います。第1表歳入歳出予算につきましては御説明させていただきます。歳入でございますが、第1款分担金及び負担金、第1項負担金の40万2000円は、下水道事業受益者負担金及び西住宅地区周辺排水路維持管理負担金でございまして、前年度と同額でございます。

次に、第2款使用料及び手数料、第1項使用料の10億1495万5000円は、前年度比6256万9000円の増額で、率で6.6%の増でございます。下水道使用料を昨年7月より平均で13.7%の改定分を見込んで、現年度分の使用料の通年分と滞納繰越分の下水道使用料及び下水道施設占用料でございます。なお、下水道使用料全体に占める基地使用料は54.4%の割合を見込んでおります。

次に、第3款国庫支出金の1453万9000円は、前年度比6708万9000円の減額、率では82.2%の減でございます。内容といたしましては多摩川排水区の幹線に接続する支線の工事が完了したことによるものでございます。

第1項国庫負担金は1386万4000円で、流域下水道防衛施設負担金でございます。

第2項国庫補助金67万5000円は、地域住宅交付金で、雨水浸透施設設置助成金に対しまして、国土交通省からの補助金でございます。

次に、第4款財産収入でございますが、財産売払収入で1000円の科目存置でございます。

次に、第5款繰入金、第1項他会計繰入金の6億7000万円は、前年度比1億2000万円の減額、率では15.2%の減でございます。これは一般会計からの繰入金でございます。

次に、第6款繰越金につきましては、4000万円を計上させていただきました。

次に、第7款諸収入の2366万5000円は、前年度比256万円の増額、率では12.1%の増額でございます。主な内容といたしましては、第3項雑入で消費税還付金、多摩川上流雨水幹線青梅市協力金などがございます。

次に、第8款市債、第1項市債の1億6570万円は前年度比8370万円の減額、率では33.6%の減でございます。内訳といたしまして公共下水道事業債で8750万円、流域下水道事業債で7820万円でございます。これは公共下水道事業債で雨水管の補助対象事業などが減少したことによる減額と、流域下水道事業債で多摩川

上流水再生センターの更新事業などに伴うものでございます。

以上、歳入合計19億2926万2000円と定めようとするものでございます。

次に、135ページで歳出でございますが、第1款総務費、第1項総務管理費の5億8430万1000円は、前年度比613万4000円の減額、率では1%の減でございます。減額の理由といたしましては、下水道使用料の改定に伴いますシステム改良委託料、維持管理保守工事及び軽貨物自動車の購入などの減によるものでございます。主な内容を申し上げますと、職員人件費7名分、下水道使用料徴収費、また管渠清掃、管渠調査等委託料、人孔ふた高調整及び管渠内面補修工事等の維持管理保守工事費及び多摩川上流流域下水道維持管理負担金などでございます。なお、本年度から新たに雨水管渠の調査を2キロメートル実施いたします。

次に、第2款事業費、第1項下水道整備費の1億9440万9000円は前年度比1億5218万2000円の減額、率では43.9%の減でございます。減額の理由といたしましては、多摩川排水区の幹線に接続する支線の工事が完了したことによるものでございます。主な内容を申し上げますと、睦橋通り拡幅工事に伴い汚水管理設の工事費、また昭島市残堀2号幹線築造工事に伴う負担金、汚水ます設置及び雨水ます浸透施設設置事業費等でございます。また、流域下水道費では多摩川上流流域下水道建設事業負担金でございます。

次に、第3款公債費、第1項公債費の11億3663万3000円は、前年度比3051万6000円の減額、率で2.6%の減でございます。これは公共下水道事業債と流域下水道事業債の元利償還費利子、償還費及び一時借入金の利子でございます。

次に、第4款予備費でございますが、1391万9000円を計上させていただきました。

以上、歳出合計19億2926万2000円と定めようとするものでございます。

次に、136ページをお開きいただきたいと思っております。第2表地方債でございますが、公共下水道事業債として限度額を8750万円に、また流域下水道事業債として限度額を7820万円と定め、起債の方法、利率、償還の方法につきましては前年度と同様でございます。

以上、議案第30号の説明とさせていただきます。御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。提案理由とその内容の説明とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第30号は、建設環境委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第32、議案第31号、平成18年度福生市受託水道事業会計予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

(都市建設部長 清水喜久夫君登壇)

○都市建設部長(清水喜久夫君) 御指名をいただきましたので、議案第31号、平成18年度福生市受託水道事業会計予算につきまして御説明させていただきます。

本年度の予算につきましては、前年度と比較いたしまして総額で4742万9000円の減額となり、率にいたしまして10.1%の減となっております。この理由といたしましては17年度に浄水予算の事務委託を廃止したための減額が主なものでございます。

それでは、予算書の内容について御説明させていただきます。予算書の171ページをお開きいただきたいと思います。まず、総則でございますが、第1条で歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億1986万2000円と定めようとするものでございます。内容につきましては、第1表の歳入歳出予算で説明させていただきます。

それでは172、173ページをお開きいただきたいと思います。第1表歳入歳出予算につきまして御説明いたします。まず、歳入でございますが、東京都から受託水道事業収入として4億1986万2000円と定めようとするものでございます。

次に、歳出でございますが、第1款受託水道事業費4億1986万2000円の第1項水道管理費は、3億2127万7000円でございます。前年度と比較いたしまして7537万5000円の減額となり、率といたしまして19%の減となっております。事業内容につきましては、第1項の水道管理費では、17年度に浄水費の業務を東京都に移管した関係で動力費の減額と工事請負費の減額が主なものでございます。その他につきましては昨年とほぼ同様でありまして、17名の人件費を含め給水、配水にかかります工事請負費、設計委託料等でございます。

次に、第2項建設改良費9858万5000円は、前年度と比較いたしまして2794万6000円の増額となり、率といたしまして39.6%の増となっております。主な理由といたしましては、配水管新設工事費及び設計委託料等の増額でございます。本年度につきましても、安定給水を図る上で私道に個人的に引いた連合管を配水管に切り替えていく工事、また消火栓の設置工事等となっております。

以上、歳出合計4億1986万2000円と定めようとするものでございます。

以上、議案第31号の説明とさせていただきます。御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。内容の説明とさせていただきます。

○議長(石川和夫君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石川和夫君) 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第31号は、建設環境委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長(石川和夫君) 4時10分まで休憩いたします。

午後4時1分 休憩

~~~~~

午後4時10分 開議

○議長（石川和夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、署名議員の一部に欠員がありますので、2番串田金八君を補充いたします。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第33、議案第32号、不動産の譲与についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明をお願いします。

（総務部長 吉沢英治君登壇）

○総務部長（吉沢英治君） 御指名をいただきましたので、議案第32号、不動産の譲与につきまして提案理由並びにその内容につきまして、説明申し上げます。

より効率的で、柔軟な保育サービスを推進するため平成8年度から保育運営を委託しております社会福祉法人不動福祉会へ、熊川保育園園舎を行政財産から普通財産へ分離移管後に、平成18年4月1日に譲与いたそうとするもので、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき議決をいたごうとするものでございます。

別紙に資料といたしまして、案内図及び建物位置図を添付してございますので、御参照いただきたいと思います。

譲与しようとする建物は、所在地が福生市大字熊川字北597番地1、名称が熊川保育園園舎、構造が鉄筋コンクリート造り2階建て、延べ床面積603.56平方メートルでございます。

譲与の相手方は、福生市大字福生2143番地11、社会福祉法人不動福祉会、理事長 田村市郎でございます。なお、民間移管に際しましては「熊川保育園の移管に関する基本協定書」を取り交わすとともに、建物、工作物及び物品につきましては「建物等譲与契約書」、また、土地につきましては「土地使用貸借契約書」により無償で貸し付ける契約を締結する予定をいたしております。

以上、御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○5番（大野聰君） 細かくは委員会で審議されると思うのですが、一つだけ確認をさせていただきたいのですが、今回、建物を譲与されるということですが、先ほど協定を結んでということでしたが、具体的な付帯的譲与と言いますか、条件をつけた譲与になるのかどうかということだけちょっと確認をしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○福祉部長（木住野佑治君） 大野議員さんの御質問にお答えいたします。

基本的には、総務部長から説明がありました基本協定書を交わしまして、建物につきましては建物譲与契約書を結びます。その譲与契約書の中に指定用途という第5条がございまして、そこで児童福祉法に基づく民間保育園の用途に供しなければならぬと、ですから引き続き保育園事業を運営していくというふうな条件を付しております。

○議長（石川和夫君） よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(石川和夫君) ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石川和夫君) 以上で、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第32号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長(石川和夫君) 日程第34、議案第33号、損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

(都市建設部長 清水喜久夫君登壇)

○都市建設部長(清水喜久夫君) 御指名をいただきましたので、議案第33号、損害賠償の額を定めることにつきまして、提案理由並びにその内容につきまして御説明させていただきます。

提案理由でございますが、市の下水道施設による事故の損害賠償の額を定めるため、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決をお願いしようとするものでございます。

それでは、内容につきまして御説明させていただきます。1の相手方ではありますが、新宿区西新宿六丁目5番1号 新宿アイランドタワー 日本マクドナルド株式会社でございます。

2の事故の概要であります。平成17年8月27日午後11時40分ごろ、福生市東町3番1先の福生駅東口交差点内の汚水本管が完全閉塞したことによりまして、福生市東町3番5の日本マクドナルド株式会社福生店の汚水排水ができなくなり、汚水が地下事務室、休憩室等に約20センチメートル浸水し、損害を与えたものでございます。

3の損害賠償額は、1352万5940円でございます。なお、この賠償額は全額保険金で賄われることとなります。

以上、議案第33号の説明とさせていただきます。御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。

○議長(石川和夫君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○22番(小野沢久君) 今、部長の方から説明があったのですけれども、原因が、一般家庭で我々が起こす原因ではないのですよ。どう見てもこれは関係者、限られた人しか起こすことができない原因です、工事に関係する部分があり。

一般の家庭から出たものが詰まるというならそれなりなことなのでしょうけれども、今回の原因をもう少しきちんと認定して、二度とこういうことが起こらないように。保険で済むからいいという問題ではないと思うのです。そのことに一言も今の説明は触れていないので、どういう気持ちでいるのかお聞かせ願いたいと思います。

○都市建設部長(清水喜久夫君) 大変説明不足で申しわけございません。この事故が発生したときに原因を調査したわけでございますけれども、管の止水栓、アデカウ

ルトラ止水栓というものがございまして、管が25センチメートルでございしますが、24センチの止水栓がありまして、それが何らかの原因で詰まってしまったと。事故の発生した数カ月前の工事の関係の業者を呼びまして、原因究明をしたわけですが、その業者の工事の作業による原因ではなかったと。何社か呼びまして原因究明をしたわけですが、それぞれなかったということです。私どもとしても保険会社と交渉するに当たって——今回幸いにして保険は全額になったわけですが、業者が特定されれば業者の方の何割かの責任も発生するのではないかとということで、その間につきましては業者を呼びまして何回も調整をしたわけですが、業者の原因が判明しなかったと、こういうことでございまして、保険会社の方に損害の請求額がマクドナルドから行きましたので、それに基づきまして保険会社と調整をさせていただいたと、こういう状況でございまして。

今後、このようなことがないようにしたいと思います。福生市内の中で今までこういった、この止水栓によつての事故というのは初めてではないかと思うのですが、対応といたしましては事故を未然に防ぐ方策も検討させていただきまして対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○22番(小野沢久君) 何かすっきりしないのですが、これは保険でできなかつたら大事件ですよ。保険で済むということだから、まあそんなに事件にしていませんけれども、しかし原因があつたはずですよ。ですから、もう少し管理をしっかりするとかという答弁があつてもしかるべきだと思つていますが、「わからなかつた」と、わからなかつたというのはやはり責任です、と思つて。もう少ししっかりした管理をしていただいて、2度とこういう事故の起きないような取り組みをしていただきたいと思います。終わります。

○議長(石川和夫君) ほかにございしますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石川和夫君) 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第33号は、建設環境委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長(石川和夫君) 日程第35、議案第34号、福生市介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願ひます。

(福祉部長 木住野佑治君登壇)

○福祉部長(木住野佑治君) 御指名をいただきましたので、議案第34号、福生市介護保険条例の一部を改正する条例につきまして提案理由並びにその内容につきまして、御説明申し上げます。

例規集につきましては1665ページでございまして。

まず、本条例の提案理由でございまして、第3期介護保険事業計画における第1号被保険者の保険料基準額の設定に伴いまして、平成18年度から20年度までの各年度における所得段階別の保険料率の額を定めようとするものでございまして。また、あわせて介護保険法の一部改正により地域包括支援センターの設置に伴い、新たに地域

包括支援センター運営協議会を設置しようとするものでございます。

第1号被保険者の介護保険料につきましては、3年ごとに介護保険事業計画において設定いたします保険料基準額をもとに条例で定めることになっておりますが、ここで策定いたしました平成18年度から20年度までの3年間の計画期間とする第3期の介護保険事業計画において、保険料基準額を4593円と設定し、これをもとに介護保険法施行令第38条第1項による6段階の所得段階別にそれぞれの保険料率の額、いわゆる保険料の年額を定めるものでございます。

なお、保険料基準額4593円につきましては平成18年度から20年度までの介護サービス見込み量から推計した総費用額をもとに、3年間の標準給付費見込額に地域支援事業費を加え、所得段階別の被保険者の推計により設定したものでございまして、現行の保険料基準額3383円と比較して1210円、35.8%の増となっております。

また、今回の改正に伴い、新たな低所得者の負担軽減の観点から現行の第2段階を細分化いたしまして、市民税世帯非課税であり、かつ課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の者を新第2段階とし、それ以外の者を新第3段階とする6段階の所得段階別に保険料の年額を定めるものでございます。

それでは次に、本条例の内容につきまして説明を申し上げます。最初に、第2条の第2項は、現行第3条に規定している認定審査会の規則への委任条項を繰り上げるものでございます。

次に、第3条につきましては、新たに地域包括支援センター運営協議会の委員の定数を定めるものでございまして、委員定数を6人と定めようとするものでございます。

次に、同条第2項は、運営協議会に関し必要な事項を市規則で定めようとするものでございます。地域包括支援センターは、介護保険法改正により予防重視型システムの中軸として設置され、地域包括支援センター運営協議会はセンターの設置、運営等に関して公正、中立性の確保を図るため設置しようとするものでございます。委員構成は介護保険の被保険者、介護サービス医療者や事業者、権利擁護や相談を担う関係者、保健医療福祉関係者、学識経験者等でございます。

次に、第4条の改正でございます。現行は平成15年度から17年度までの保険料率の額を所得段階別に定めておりますが、今回の保険料基準額4593円をもとに、平成18年度から20年度までの保険料率の額として所得段階別に、第4条第1号から第6号までに定めようとするものでございます。

恐縮でございますが、お手元に配付させていただきました本会議資料も参照していただきたいと存じます。第4条第1号は、生活保護受給者及び老齢福祉年金受給者で、市民税世帯非課税者を対象とする所得段階別の第1段階の保険料率の額でございまして、現行の第4条第1号の2万300円を2万7600円に改めるものでございます。この2万7600円につきましては、介護保険法施行令第38条第1項第1号の規定により、保険料基準額4593円に0.5を乗じた額、2297円の12カ月分、いわゆる保険料の年額でございます。なお、保険料の年額は10円単位を切り上げまして100円単位としておりまして、同条第2号以下につきましても同様でございます。

次に、同条第2号につきましては世帯全員が市民税非課税者であり、かつ課税年金収入額と合計所得金額の合計が、80万円以下の者を対象とする所得段階別の第2段階の保険料の額でございまして、現行の第4条第2号の3万400円を、2万7600円に改めるものでございます。この2万7600円は法施行例第38条第1項第2号の規定により、保険料基準額4593円に0.5を乗じた額、2297円の12カ月分で、保険料の年額でございます。

次に、同条第3号は、世帯全員が市民税非課税者で、第2段階に該当しないものを対象とする所得段階別の第3段階の保険料率の額でございまして、現行の第4条第2号の3万400円を4万1400円に改めるものでございます。この4万1400円につきましては保険料基準額に0.75を乗じた額の12カ月分で、保険料の年額でございます。

次の同条第4号につきましては、市民税世帯課税者を対象とする所得段階別の第4段階の保険料率の額でございまして、現行の第4条第3号の4万600円を5万5200円に改めるものでございます。この5万5200円は保険料基準額4593円に1.0を乗じた額の12カ月分で、保険料の年額でございます。

次の同条第5号につきましては、本人が市民税課税者で、所得金額が200万円未満の者を対象とする所得段階別の第5段階の保険料率の額でございまして、現行の第4条第4号の5万700円を6万9000円に改めるものでございます。この6万9000円は保険料基準額4593円に1.25を乗じた額の12カ月分の保険料の年額でございます。

同条第6号は、本人が市民税課税者で、所得金額が200万円以上の者を対象とする所得段階別の第6段階の保険料率の額でございまして、現行の第4条第5号の6万900円を8万2700円に改めるものでございます。この8万2700円につきましては保険料基準額4593円に1.5を乗じた額、6890円の12カ月分で保険料の年額でございます。

最後に附則でございしますが、附則第1条は、本条例の施行期日を平成18年4月1日からとし、附則第2条では、平成17年度までの保険料率の額についての経過措置を規定するものでございます。

次に、附則第3条につきましては平成17年度税制改正による激変緩和措置に伴い、保険料率の急激な増額を勘案していくために、平成18年度及び平成19年度における保険料率の特例を定めるものでございます。

大変、非常にややこしくて恐縮ですけれども、資料の丸2の右側の表をごらんいただきたいと思います。言葉で説明いたしますと、非常にわかりづらいので読ませていただきます。

附則第3条第1項第1号から第3号については、平成18年度における第1、第2、第3段階から第4段階に該当した者、附則第3条第1項第4号から第7号については平成18年度における第1、第2、第3、第4段階から第5段階に該当した者の激変緩和措置による保険料率を定めたものでございます。

附則第3条第2項第1号から第3号については、平成19年度における第1、第2、

第3段階から第4段階に該当した者。

附則第3条第2項第4号から第7号については、平成19年度における第1、第2、第3、第4段階から第5段階に該当する者の激変緩和措置による保険料率を定めたものでございます。

以上、御審議を賜りまして原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○15番（羽場茂君） 1点お願いします。この基準額4593円、アップ率が35%ですが、東京都、26市、あるいは都内を含めましてこの動向と言いますか、他市の動向というのがわかりましたらお願いいたしたいと思います。

○福祉部長（木住野佑治君） 現在、私どもがつかんでおります情報ですと、2月の中旬の都政新報で東京都におきましては現在高齢者保健福祉計画を策定しております、その中間のまとめの中で、都内の平均では4186円という金額が出ておるようでございます。東京都内の平均では現行が3273円でございます、9.13円上昇、27.9%という状況でございます。

○議長（石川和夫君） よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第34号は、市民厚生委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第36、議案第35号、市庁舎建設工事（建築）請負契約を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（企画財政部長 野崎隆晴君登壇）

○企画財政部長（野崎隆晴君） 御指名をいただきまして、議案第35号、市庁舎建設工事（建築）請負契約につきまして提案理由並びにその内容について、説明を申し上げます。

本件は、現在の市庁舎が昭和38年に建設されて以来老朽化が進み、平成7年度に実施をいたしました耐震構造調査結果では補強が必要であり、耐震面での安全性に支障があること、また行政事務量の増加に伴い手狭となり、庁舎の分散化が市民サービスや事務効率の低下を招いていること、加えてエレベーターがないことから高齢者や障害者等の方々に御不便をおかけしていることなどから建て替えをさせていただき、平成16年度に策定をいたしました新庁舎建設基本計画の基本方針でございます防災拠点としての市庁舎、経済面で環境に配慮した市庁舎、市民サービスの充実、将来変化への対応、ユニバーサルな利用を促す市庁舎、周辺市街地環境への貢献と外部空間の充実、このことを基本といたしまして現在の市庁舎を2棟方式として平成18年度

には現在の庁舎前駐車場に第1棟目を建設し、19年度には現庁舎跡地に第2棟目を建設いたそうとするものでございます。

この市庁舎建設工事は、昨年12月、債務負担行為補正の議決をいただき、平成17年度から19年度にわたり施行をいたそうとするものでございまして、その予定価格が1億5000万円以上となりますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、議会の御同意をいただきたく提案を申し上げます。

次に、本工事の概要につきまして説明を申し上げます。恐れ入りますが、議案書に添付されております資料2をお願いいたします。工事場所は、福生市本町5番地外でございまして、工期は契約締結日の翌日から平成20年3月20日まででございます。工事種別は市庁舎及び公用車置場の新築工事でございます。構造は、市庁舎が鉄筋コンクリート造及びプレキャストコンクリート造、一部鉄骨鉄筋コンクリート造となっております。公用車置場は鉄筋コンクリート造及び鉄骨造でございます。

次に、規模でございますが、敷地面積は市庁舎が4757.94平方メートル、公用車置場が1062.69平方メートル、建築面積は市庁舎が3200.75平方メートル、公用車置場が310.81平方メートル、延べ床面積は市庁舎が1万228.77平方メートル、公用車置場が310.81平方メートルでございます。

内容は、市庁舎が地下1階、地上6階で、この6階は建築基準法の階数でございまして、屋上の機械室関係の塔屋部分を含んだ階数でございます。地下駐車場の駐車台数は76台が収容可能でございまして、エレベーターは各棟に1基ずつ2基を設置する予定でございます。公用車置場は27台収容の駐車場及び機械室等を設置する予定でございます。

なお、本件の付帯工事といたしましては、後ほど提案を申し上げますが、別途に分離発注をしております電気設備工事、空調設備工事、給排水衛生設備工事を予定いたしております。

次に、契約の関係でございますが、恐れ入りますが議案書にちょっと戻っていただきまして、議案書をお願いいたします。1の契約の目的は市庁舎建設工事(建築)で、2の契約の方法につきましてはあらかじめ資格要件及び制限を定めまして事業者を募る、制限つき一般競争入札による契約でございます。

また、本件の入札参加資格要件及び制限についてでございますが、入札参加資格要件は、代表構成員及び第2構成員の2者で構成される特定建設工事共同企業体とし、さらにこの構成員につきましては福生市競争入札参加名簿登録者で、建築工事の業種登録者のうち、第1順位にあっては東京都内に本店、支店、または営業所を有し、経営事項審査における経営規模等評価結果の総合評価値が1300点以上、資本金が20億円以上、技術職員数200人以上であること、また第2順位者でございますが、資本金が20億円未満で、福生市内に本店、支店、または営業所を有している事業者にあつては経営規模等評価結果の総合評価値が700点以上1300点未満であること。福生市以外の多摩地区に本店、支店、または営業所を有している事業者にあつては、経営規模等評価結果の総合評価値が800点以上1300点未満であることなど

の資格要件及び制限を設けて実施をいたしました。

なお、応募のあった有資格参加者は五つの特定建設工事共同企業体でございまして、このうち一特定建設工事共同企業体については入札を辞退をいたしております。

次に、3の契約の金額は22億4700万円でございます。この金額は消費税1億700万円が含まれたものでございます。本件の入札結果につきましては、議案書に添付しております資料1の入札の経過を示す調書のとおりでございますので、御参照していただきたいと存じます。なお、落札比率は94.53%でございます。

次に、議案書の4の工期でございますが、契約締結日の翌日から平成20年3月20日までといたしております。

次に、5の契約の相手方は、東京都立川市柴崎町三丁目9番6号、大豊・森田特定建設工事共同企業体で、構成員代表者は東京都中央区新川一丁目24番4号、大豊建設株式会社代表取締役、内田興太郎。構成員は東京都羽村市羽東三丁目20番3号、森田木材工業株式会社代表取締役、森田治郎でございます。

なお、本工事の施工監理につきましては、本年度に実施設計をいたしました神奈川県横浜市西区北幸二丁目7番10号高見澤ビル、株式会社山本理頭設計工場と委託契約をいたす予定でございます。

以上、議案第35号、市庁舎建設工事（建築）請負契約の提案理由並びにその内容の説明とさせていただきます。御審議を賜りまして、原案について御同意くださいますようお願いを申し上げまして、説明とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第35号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第37、議案第36号、市庁舎建設工事（電気設備）請負契約を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（企画財政部長 野崎隆晴君登壇）

○企画財政部長（野崎隆晴君） 御指名をいただきまして、議案第36号、市庁舎建設工事（電気設備）請負契約につきまして、提案理由並びにその内容について説明を申し上げます。

本件は、議案第35号で説明申し上げました市庁舎建設工事（建築）の付帯工事として実施をいたそうとするものでございまして、その予定価格が1億5000万円以上となりますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、議会の御同意をいただきたく提案申し上げます。

まず、本工事の概要につきまして説明申し上げます。恐れ入りますが、議案書に添付されております資料の2をお願いいたします。工事場所は、福生市本町5番地外、

工期は契約締結日の翌日から平成20年3月20日まででございまして、工事種別は市庁舎及び公用車置場の新築に伴う電気設備工事でございます。

内容は、市庁舎建築工事の新築に伴う受変電設備一式、電灯設備一式、電力設備一式、テレビ共聴設備一式、放送設備一式、構内情報設備一式、電話設備一式、自動火災報知設備一式でございます。

次に、契約の関係でございますが、恐れ入りますが、議案書をお願いいたします。

1の契約目的は、市庁舎建設工事（電気設備）で、2の契約の方法につきましてはあらかじめ資格要件及び制限を定めまして事業者を募る制限つき一般競争入札による契約でございます。

また、本件の入札参加資格要件及び制限についてでございますが、入札参加資格要件は、代表構成員及び第2構成員の2者で構成される特定建設工事共同企業体とし、さらにこの構成員につきましては福生市競争入札参加名簿登録者で、電気工事の業種登録者のうち、第1順位者にあつては東京都内に本店、支店、または営業所を有し、経営事項審査における経営規模等評定結果の総合評定値が1200点以上、資本金が3億円を超えていること。技術職員数が100人以上であること、また第2順位者でございますが、資本金が3億円以下で、福生市内に本店、支店、または営業所を有している事業者にあつては総合評定値が600点以上1200点未満であること。また、福生市以外の多摩地区に本店、支店、または営業所を有している事業者にあつては総合評定値が700点以上1200点未満であることなどの資格要件及び制限を設けて実施をいたしました。なお、応募のあつた有資格参加者は15の特定建設工事共同企業体でございます。

次に、3の契約の金額は3億9270万円でございますが、この金額は消費税1870万円が含まれたものでございます。本件の入札結果につきましては、議案書に添付しております資料1の入札の経過を示す調書のとおりでございますので、御参照していただきたいと存じます。なお、落札比率は83.31%でございます。

次に、議案書の4の工期でございますが、契約締結日の翌日から平成20年3月20日までといたしております。

次に、5の契約の相手方は、東京都港区芝四丁目1番23号、JFE電制・細谷特定建設工事共同企業体で、構成員代表者は兵庫県神戸市中央区北本町通一丁目1番28号、JFE電制株式会社代表取締役社長、古川九州男。構成員は東京都福生市加美平三丁目1番3号、株式会社細谷電機代表取締役、細谷義高でございます。

なお、本工事の施工監理につきましては、株式会社山本理顕設計工場と委託契約をいたす予定でございます。

以上、議案第36号、市庁舎建設工事（電気設備）請負契約の提案理由並びにその内容の説明とさせていただきます。御審議を賜りまして、原案について御同意くださいますようお願いを申し上げまして、説明とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第36号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第38、議案第37号、市庁舎建設工事（空調設備）請負契約を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（企画財政部長 野崎隆晴君登壇）

○企画財政部長（野崎隆晴君） 御指名をいただきまして、議案第37号、市庁舎建設工事（空調設備）請負契約につきまして、提案理由並びにその内容について説明を申し上げます。

本件は、議案第35号で説明を申し上げました市庁舎建設工事（建築）の付帯工事として実施をいたそうとするものでございます。その予定価格が1億5000万円以上となりますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、議会の御同意をいただきたく提案申し上げるものでございます。

まず、本工事の概要につきまして、説明申し上げます。恐れ入りますが、議案書に添付しております資料の2をお願い申し上げます。工事場所は、福生市本町5番地外、予定工期は契約締結日の翌日から平成20年3月20日まででございまして、工事種別は市庁舎及び公用車置場の新築に伴う空調設備工事でございます。

内容は、市庁舎建設工事の新築に伴う冷暖房設備1式、換気設備1式の工事でございます。

次に、契約の関係でございますが、恐れ入りますが、議案書をお願いいたします。

1の契約の目的は、市庁舎建設工事（空調設備）で、2の契約の方法につきましてはあらかじめ資格要件及び制限を定めまして事業者を募る制限つき一般競争入札による契約でございます。

また、本件の入札参加資格要件及び制限についてでございますが、入札参加資格要件は、代表構成員及び第2構成員の2者で構成される特定建設工事共同企業体とし、さらにこの構成員につきましては福生市競争入札参加名簿登録者で、空調工事の業種登録者のうち、第1順位者にあつては東京都内に本店、支店、または営業所を有し、経営事項審査における経営規模等評定結果の総合評定値が1200点以上、資本金が3億円を超えていること。技術職員数が100人以上であること、また第2順位者でございますが、資本金が3億円以下で、福生市内に本店、支店、または営業所を有している事業者にあつては総合評定値が600点以上1200点未満であること。また、福生市以外の多摩地区に本店、支店、または営業所を有している事業者にあつては、総合評定値が700点以上1200点未満であることなどの資格要件及び制限を設けて実施をいたしました。なお、応募のあつた有資格参加者は五つの特定建設工事共同企業体でございます。

次に、3の契約の金額は3億8325万円でございますが、この金額は消費税1825万円が含まれたものでございます。本件の入札結果につきましては議案書に添付

をしておりますので、資料1の入札の経過を示す調書のとおりでございますので、御参照いただきたいと存じます。なお、落札比率は87.65%でございます。

次に、議案書の4、本工事の工期でございますが、契約締結日の翌日から平成20年3月20日までといたしております。

次に、5の契約の相手方は、東京都中央区日本橋本石町四丁目4番20号三井第2別館、新日空・八重洲特定建設工事共同企業体でございます。構成員の代表者は東京都中央区日本橋本石町四丁目4番20号三井第2別館、新日本空調株式会社代表取締役社長、岩崎彰宏。構成員は東京都立川市柴崎町二丁目25番3号、八重洲工業株式会社代表取締役社長、長谷川福夫でございます。

なお、本工事の施工監理につきましては、株式会社山本理顕設計工場と委託契約をいたす予定でございます。

以上、議案第37号、市庁舎建設工事（空調設備）請負契約の提案理由並びにその内容の説明とさせていただきます。御審議を賜りまして、原案について御同意くださいますようお願いを申し上げます。説明とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第37号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第39、議案第38号、市庁舎建設工事（給排水衛生設備）請負契約を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（企画財政部長 野崎隆晴君登壇）

○企画財政部長（野崎隆晴君） 御指名をいただきまして、議案第38号、市庁舎建設工事（給排水衛生設備）請負契約につきまして、提案理由並びにその内容について説明を申し上げます。

本件は、電気設備、空調設備と同様、議案第35号で説明を申し上げました市庁舎建設工事（建築）の付帯工事として実施をいたそうとするものでございます。その予定価格が1億5000万円以上となりますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、議会の御同意をいただきたく提案申し上げるものでございます。

まず、本工事の概要につきまして、説明申し上げます。恐れ入りますが、議案書に添付しております資料の2をお願いを申し上げます。工事場所は、福生市本町5番地外でございます。工期は契約締結日の翌日から平成20年3月20日まででございます。工事種別は市庁舎及び公用車置場の新築に伴う給排水衛生設備工事でございます。

内容は、市庁舎建設工事の新築に伴う給水設備工事、排水設備工事、雨水利用設備一式、給湯設備一式、衛生設備一式の工事でございます。

次に、契約の関係でございますが、恐れ入りますが、議案書をお願いいたします。1の契約目的は、市庁舎建設工事（給排水衛生設備）で、2の契約の方法につきましてはあらかじめ資格要件及び制限を定めまして事業者を募る制限つき一般競争入札による契約でございます。

また、本件の入札参加資格要件及び制限についてでございますが、入札参加資格要件は、代表構成員及び第2構成員の2者で構成される特定建設工事共同企業体とし、さらにこの構成員につきましては福生市競争入札参加名簿登録者で、給排水衛生工事の業種登録者のうち、第1順位者にあつては東京都内に本店、支店、または営業所を有し、経営事項審査における経営規模等評定結果の総合評定値が1100点以上、資本金が3億円を超えていること。技術職員数が100人以上であること、また第2順位者でございますが、資本金が3億円以下で、福生市内に本店、支店、または営業所を有している事業者にあつては総合評定値が600点以上1100点未満であること。また、福生市以外の多摩地区に本店、支店、または営業所を有している事業者にあつては、総合評定値が700点以上1100点未満であることなどの資格要件及び制限を設けて実施をいたしました。なお、応募のあつた有資格参加者は四つの特定建設工事共同企業体でございます。

次に、3の契約の金額は1億6170万円でございますが、この金額は消費税770万円が含まれたものでございます。本件の入札結果につきましては、議案書に添付をしております資料1の入札の経過を示す調書のとおりでございますので、御参照いただきたいと思います。なお、落札比率は95.24%でございます。

次に、議案書の4の工期でございますが、契約締結日の翌日から平成20年3月20日までといたしております。

次に、5の契約の相手方は、東京都港区赤坂四丁目8番14号、川本・桑林特定建設工事共同企業体で、構成員の代表者は神奈川県横浜市中区寿町二丁目5番1号、川本工業株式会社代表取締役、川本守彦。構成員につきましては東京都福生市志茂200番地、株式会社桑林工業所代表取締役、桑林貞雄でございます。

なお、本工事の施工監理につきましては、株式会社山本理頭設計工場と委託契約をいたす予定でございます。

以上、議案第38号、市庁舎建設工事（給排水衛生設備）請負契約の提案理由並びにその内容の説明とさせていただきます。御審議を賜りまして、原案について御同意をくださいますようお願いを申し上げまして、説明とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第38号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第40、陳情第18-1号、患者・国民負担増計画の中止と「保険で安心してかかれる医療」を求める陳情書を議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第18-1号については、市民厚生委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第41、陳情第18-2号、障害者自立支援法に関する陳情書を議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第18-2号については、市民厚生委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第42、陳情第18-3号、サービス利用や負担など介護保険の改善を求める陳情書を議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第18-3号については、市民厚生委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 日程第43、陳情第18-4号、患者負担増の計画の中止を求める陳情書を議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第18-4号については、市民厚生委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会審査のため明4日から27日までの24日間、休会とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 御異議なしと認めます。よって明4日から27日までの24日間を休会とすることに決定いたしました。

なお、次回本会議は3月28日、午前10時より開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

午後4時59分 散会

写

福総文発第 198 号

平成 18 年 3 月 1 日

福生市議会議長

石川和夫様

福生市長 野澤久人 閣

追加議案の送付について

平成 18 年第 1 回福生市議会定例会に提案するため、次の議案を追加して送付します。

- 1 議案第 34 号 福生市介護保険条例の一部を改正する条例
- 2 議案第 35 号 市庁舎建設工事（建築）請負契約
- 3 議案第 36 号 市庁舎建設工事（電気設備）請負契約
- 4 議案第 37 号 市庁舎建設工事（空調設備）請負契約
- 5 議案第 38 号 市庁舎建設工事（給排水衛生設備）請負契約

議案第 34 号

福生市介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 18 年 3 月 2 日

福生市長 野 澤 久 人

(提案理由)

平成 18 年度から平成 20 年度までの各年度の介護保険の保険料率の額を定めるとともに、介護保険法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 77 号）による介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の一部改正に伴い、新たに地域包括支援センター運営協議会を設置したいので、本条例を改正する必要がある。

福生市介護保険条例の一部を改正する条例

福生市介護保険条例(平成12年条例第25号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 法令及びこの条例に定めるもののほか、認定審査会に関し必要な事項は、市規則で定める。

第3条を次のように改める。

(地域包括支援センター運営協議会の委員の定数)

第3条 福生市地域包括支援センター運営協議会(以下「運営協議会」という。)の委員の定数は、6人とする。

- 2 この条例に定めるもののほか、運営協議会に関し必要な事項は、市規則で定める。

第4条中「平成15年度から平成17年度まで」を「平成18年度から平成20年度まで」に改め、同条第1号中「20,300円」を「27,600円」に改め、同条第2号中「30,400円」を「27,600円」に改め、同条第3号中「40,600円」を「41,400円」に改め、同条第4号中「50,700円」を「55,200円」に改め、同条第5号中「60,900円」を「69,000円」に改め、同条に次の1号を加える。

(6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 82,700円

第7条第3項中「又は第4号口」を「、第4号口又は第5号口」に、「第4号まで」を「第5号まで」に改める。

第14条中「法31条第1項後段、法34条第1項後段」を「法第31条第1項後段、法第33条の3第1項後段、法第34条第1項後段」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の福生市介護保険条例第4条の規定は、平成18

年度以後の年度分の介護保険の保険料率の額から適用し、平成17年度までの介護保険の保険料率の額については、なお従前の例による。

(平成18年度及び平成19年度における保険料率の特例)

第3条 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令(平成18年政令第28号。以下この条において「平成18年介護保険等改正令」という。)附則第4条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成18年度の保険料率は、第4条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 第4条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市民税(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)が課されていないものとした場合、第4条第1号に該当するもの 36,400円
- (2) 第4条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による市民税が課されていないものとした場合、第4条第2号に該当するもの 36,400円
- (3) 第4条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による市民税が課されていないものとした場合、第4条第3号に該当するもの 45,800円
- (4) 第4条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(地方税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第5号)附則第6条第2項の適用を受けるもの(以下この項において「第2項経過措置対象者」という。))に限る。)が平成18年度分の地方税法

の規定による市民税が課されていないものとした場合、第4条第1号に該当するもの 41,400円

(5) 第4条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第2項経過措置対象者に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市民税が課されていないものとした場合、第4条第2号に該当するもの 41,400円

(6) 第4条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第2項経過措置対象者に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市民税が課されていないものとした場合、第4条第3号に該当するもの 50,200円

(7) 第4条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第2項経過措置対象者に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市民税が課されていないものとした場合、第4条第4号に該当するもの 59,600円

2 平成18年介護保険等改正令附則第4条第1項第3号又は第4号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成19年度の保険料率は、第4条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 第4条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市民税が課されていないものとした場合、第4条第1号に該当するもの 45,800円

(2) 第4条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市民税が課されていないものとした場合、第4条第2号に該当するもの 45,800円

- (3) 第4条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市民税が課されていないものとした場合、第4条第3号に該当するもの 50,200円
- (4) 第4条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（地方税法等の一部を改正する法律附則第6条第4項の適用を受けるもの（以下この項において「第4項経過措置対象者」という。）に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市民税が課されていないものとした場合、第4条第1号に該当するもの 55,200円
- (5) 第4条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第4項経過措置対象者に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市民税が課されていないものとした場合、第4条第2号に該当するもの 55,200円
- (6) 第4条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第4項経過措置対象者に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市民税が課されていないものとした場合、第4条第3号に該当するもの 59,600円
- (7) 第4条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第4項経過措置対象者に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市民税が課されていないものとした場合、第4条第4号に該当するもの 64,000円

議案第 35 号

市庁舎建設工事（建築）請負契約

上記の議案を提出する。

平成 18 年 3 月 2 日

福生市長 野 澤 久 人

市庁舎建設工事（建築）請負契約

次のとおり請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 市庁舎建設工事（建築）
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札による契約
- 3 契約の金額 金 22 億 4,700 万円
- 4 工 期 契約締結日の翌日から平成 20 年 3 月 20 日まで
- 5 契約の相手方 東京都立川市柴崎町三丁目 9 番 6 号

大豊・森田特定建設工事共同企業体

構成員（代表者）東京都中央区新川一丁目 24 番 4 号

大豊建設株式会社

代表取締役 内 田 興太郎

構成員 東京都羽村市羽東三丁目 20 番 3 号

森田木材工業株式会社

代表取締役 森 田 治 郎

(提案理由)

市庁舎建設工事（建築）を施工する必要がある。

資料 1 市庁舎建設工事 (建築)
入札の経過を示す調書

入札日 平成18年2月24日

有 資 格 業 者					入札結果
共同企業体名	事務所の所在地	業 者 名	資本金 (千円)	所 在 地	第 1 回 (千円)
浅沼・塩田 特定建設工事 共同企業体	東京都立川市曙 町1-11-9	株式会社浅沼組	8,419,105	大阪府大阪市天王寺区 東高津町12番6	2,145,000
		株式会社塩田組	100,000	東京都福生市大字福生 2033	
大林・白石 特定建設工事 共同企業体	東京都港区港南 2-15-2	株式会社大林組	57,752,000	大阪府大阪市中央区北 浜東4番33	辞退
		白石建設株式会社	200,000	東京都三鷹市下連雀3 -4-29	
大日本・中村 特定建設工事 共同企業体	東京都立川市柴 崎町2-12-20	大日本土木株式会社	2,000,000	岐阜県岐阜市宇佐南1 -6-8	2,250,000
		中村建設株式会社	70,000	東京都立川市錦町2- 8-18	
大豊・森田 特定建設工事 共同企業体	東京都立川市柴 崎町3-9-6	大豊建設株式会社	5,100,450	東京都中央区新川1 -24-4	◎2,140,000
		森田木材工業株式会社	20,000	東京都羽村市羽東3 -20-3	
東急・井戸鉄建 特定建設工事 共同企業体	東京都渋谷区渋 谷1-16-14	東急建設株式会社	28,401,500	東京都渋谷区渋谷1 -16-14	2,180,000
		井戸鉄建株式会社	50,000	東京都青梅市今井3- 6-17	

注1 金額は、消費税及び地方消費税を除いた金額である。

2 ◎印は、落札価格である。

3 入札予定価格は、2,263,860千円である。

施工監理

本工事の施工監理については、実施設計を委託した次の業者と委託契約する予定である。

神奈川県横浜市西区北幸二丁目7番10号 高見澤ビル

株式会社山本理顕設計工場

代表取締役 山 本 理 顕

資料 2

市庁舎建設工事（建築）工事概要

- 1 工事場所 福生市本町5番地外
- 2 予定工期 契約締結日の翌日から平成20年3月20日まで
- 3 工事種別 市庁舎及び公用車置場の新築工事
- 4 構造 市庁舎 鉄筋コンクリート造、プレキャストコンクリート造、一部鉄骨鉄筋コンクリート造
公用車置場 鉄筋コンクリート造、鉄骨造

5 規模

	市庁舎 m ²	公用車置場 m ²
敷地面積	4,757.94	1,062.69
建築面積	3,200.75	310.81
延床面積	10,228.77	310.81

6 内容

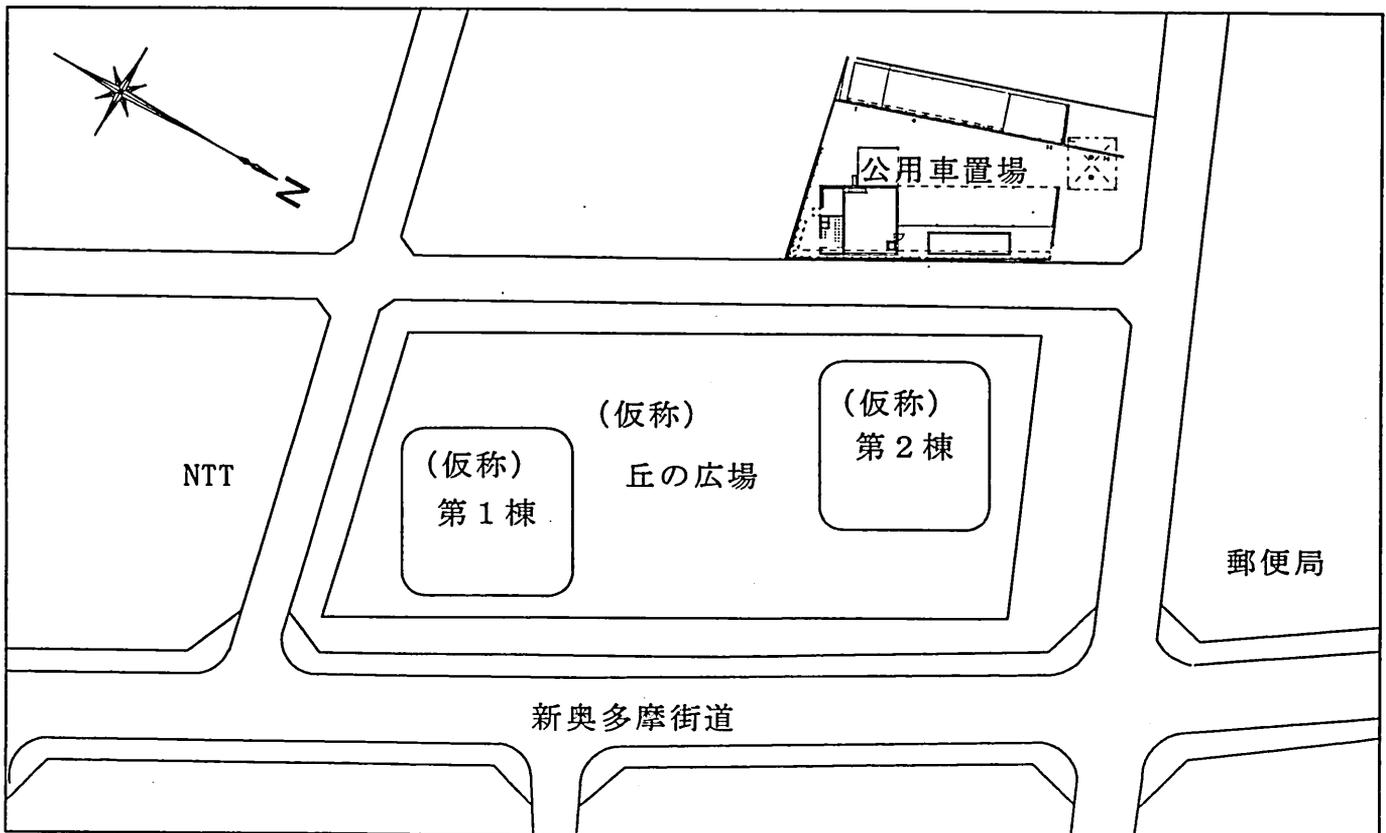
市庁舎 地下1階 地上6階建（塔屋階含む。）

地下駐車場（76台） エレベーター 2基

公用車置場 駐車場（27台） 機械室等

- 7 関連工事 電気設備、空調設備、給排水衛生設備 別途発注

8 工事場所位置図



議案第 36 号

市庁舎建設工事（電気設備）請負契約

上記の議案を提出する。

平成 18 年 3 月 2 日

福生市長 野 澤 久 人

市庁舎建設工事（電気設備）請負契約

次のとおり請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 市庁舎建設工事（電気設備）
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札による契約
- 3 契約の金額 金 3 億 9, 2 7 0 万円
- 4 工 期 契約締結日の翌日から平成 20 年 3 月 20 日まで
- 5 契約の相手方 東京都港区芝四丁目 1 番 23 号

J F E 電制・細谷特定建設工事共同企業体

構成員（代表者）兵庫県神戸市中央区北本町通一丁目

1 番 28 号

J F E 電制株式会社

代表取締役社長 古 川 九州男

構成員

東京都福生市加美平三丁目 1 番地 3

株式会社細谷電機

代表取締役 細 谷 義 高

(提案理由)

市庁舎建設工事（電気設備）を施工する必要がある。

資料 1 市庁舎建設工事 (電気設備)
入札の経過を示す調書

入札日 平成18年2月24日

有 資 格 業 者					入 札 結 果
共同企業体名	事務所の所在地	業 者 名	資 本 金 (千円)	所 在 地	第 1 回 (千円)
協和・宮崎 特定建設工事共 同企業体	東京都立川市羽 衣町3-14-24	株式会社協和エクシオ	6,888,731	東京都渋谷区渋谷3 -29-20	415,000
		宮崎電気株式会社	25,000	東京都福生市大字熊 川1068	
コムシス・大東 特定建設工事共 同企業体	東京都港区高輪 3-23-14	日本コムシス株式会社	31,140,519	東京都港区高輪3 -23-14	383,300
		大東電設株式会社	48,500	東京都新宿区中落合 4-4-3	
サンテック・モ リヤ 特定建設工事共 同企業体	東京都千代田区 二番町3番地13	株式会社サンテック	1,190,250	東京都千代田区二番 町3番地13	429,000
		有限会社モリヤ電気	4,000	東京都福生市大字熊 川754	
サンワ・志村 特定建設工事共 同企業体	東京都目黒区青 葉台3-6-17	サンワコムシスエンジ ニアリング株式会社	3,624,712	東京都目黒区青葉台 3-6-17	375,000
		志村電設株式会社	100,000	東京都青梅市東青梅 4-2-3	
JFE電制・細 谷 特定建設工事共 同企業体	東京都港区芝4 -1-23	JFE電制株式会社	400,000	兵庫県神戸市中央区 北本町通1-1-28	◎374,000
		株式会社細谷電機	20,000	東京都福生市加美平 3-1-3	
新生・アクティ ブ 特定建設工事共 同企業体	東京都港区東新 橋1-7-4	新生テクノス株式会社	1,091,900	東京都港区芝公園2- 4-1	406,000
		有限会社アクティブ電 設	3,000	東京都福生市大字福 生1029	
千歳・大東 特定建設工事共 同企業体	東京都北区西ヶ 原1-52-10	千歳電気工業株式会社	880,962	東京都北区西ヶ原1 -52-10	435,000
		株式会社大東電設	20,000	東京都調布市深大寺 東町8-20-4	
東電通・村山 特定建設工事共 同企業体	東京都立川市錦 町6-5-20	株式会社東電通	3,800,493	東京都港区東新橋2- 3-3	397,000
		村山電気株式会社	30,000	東京都東大和市南街 5-97-10	
東邦・ホーエイ 特定建設工事共 同企業体	東京都渋谷区恵 比寿1-19-23	東邦電気工業株式会社	2,204,000	東京都渋谷区恵比寿 1-19-23	429,000
		ホーエイ電設株式会社	15,000	東京都福生市大字福 生947-8	
トーエネック・ 三笠 特定建設工事共 同企業体	東京都豊島区巢 鴨1-3-11	株式会社トーエネック	7,680,785	愛知県名古屋市中区 栄1-20-31	410,000
		三笠株式会社	20,000	東京都立川市砂川町 3-41-15	

ハイテック・角田 特定建設工事共同企業体	東京都千代田区九段北4-2-5	株式会社J Pハイテック	500,000	東京都千代田区九段北4-2-5	430,000
		株式会社角田電業社	20,000	東京都東村山市久米川町5-26-2	
富士・日福 特定建設工事共同企業体	東京都品川区西五反田2-27-4	富士電機E&C株式会社	1,970,000	神奈川県川崎市幸区堀川町580	430,000
		有限会社日福電設	5,000	東京都福生市大字福生二宮2448	
北陸・小林 特定建設工事共同企業体	東京都文京区白山5-1-3東京富山会館ビル6階	北陸電気工事株式会社	3,328,699	富山県富山市東田地方町1-1-1	420,000
		有限会社小林電業	8,000	東京都福生市本町93	
北海・日創 特定建設工事共同企業体	東京都渋谷区笹塚1-48-3笹塚太陽ビル	北海電気工事株式会社	1,730,000	北海道札幌市白石区菊水2条1-8-21	420,000
		株式会社日創電設	10,000	東京都小平市上水本町2-9-25	
ユアテック・サンキデン 特定建設工事共同企業体	東京都台東区東上野2-18-10日本生命上野ビル	株式会社ユアテック	7,803,900	宮城県仙台市宮城野区榴岡4-1-1	444,000
		株式会社サンキデン	20,000	東京都青梅市東青梅1-7-6	

注1 金額は、消費税及び地方消費税を除いた金額である。

2 ◎印は、落札価格である。

3 入札予定価格は、448,900千円である。

施工監理

本工事の施工監理については、実施設計を委託した次の業者と委託契約する予定である。

神奈川県横浜市西区北幸二丁目7番10号 高見澤ビル

株式会社山本理顕設計工場

代表取締役 山本理顕

資料 2

市庁舎建設工事（電気設備）工事概要

- 1 工事場所 福生市本町 5 番地外
- 2 予定工期 契約締結日の翌日から平成20年3月20日まで
- 3 工事種別 市庁舎及び公用車置場の新築に伴う電気設備工事
- 4 構造 市庁舎 鉄筋コンクリート造、プレキャストコンクリート造、
一部鉄骨鉄筋コンクリート造
公用車置場 鉄筋コンクリート造、鉄骨造
- 5 規模

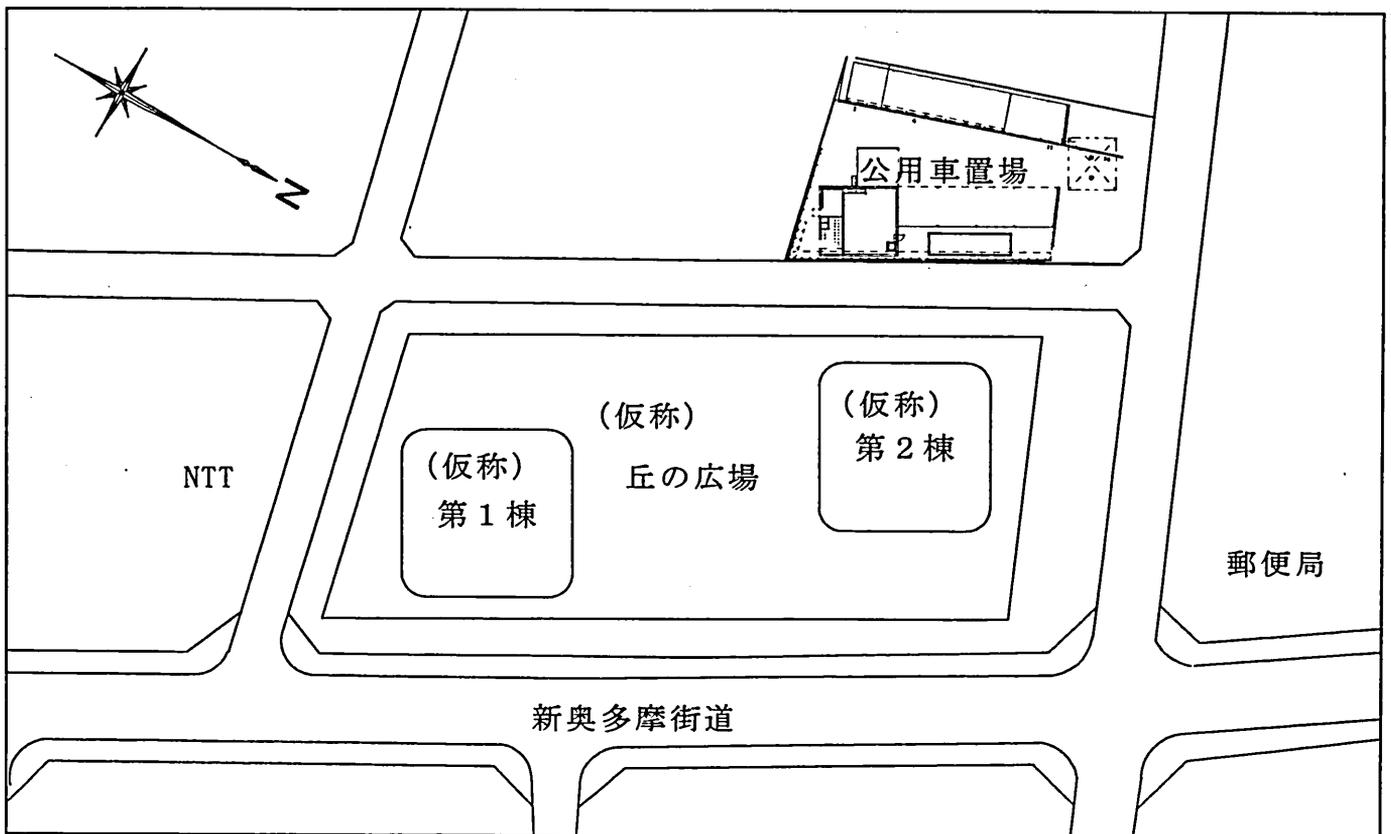
	市庁舎 m ²	公用車置場 m ²
敷地面積	4,757.94	1,062.69
建築面積	3,200.75	310.81
延床面積	10,228.77	310.81

6 内 容

- | | | |
|----------|------------|-------------|
| 受変電設備 一式 | テレビ共聴設備 一式 | 電話設備 一式 |
| 電灯設備 一式 | 放送設備 一式 | 自動火災報知設備 一式 |
| 電力設備 一式 | 構内情報設備 一式 | |

7 関連工事 建築、空調設備、給排水衛生設備 別途発注

8 工事場所位置図



議案第 37 号

市庁舎建設工事（空調設備）請負契約

上記の議案を提出する。

平成 18 年 3 月 2 日

福生市長 野 澤 久 人

市庁舎建設工事（空調設備）請負契約

次のとおり請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 市庁舎建設工事（空調設備）
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札による契約
- 3 契約の金額 金 3 億 8, 3 2 5 万円
- 4 工 期 契約締結日の翌日から平成 20 年 3 月 20 日まで
- 5 契約の相手方 東京都中央区日本橋本石町四丁目 4 番 20 号 三井第 2 別館

新日空・八重洲特定建設工事共同企業体

構成員（代表者）東京都中央区日本橋本石町四丁目 4

番 20 号 三井第 2 別館

新日本空調株式会社

代表取締役社長 岩 崎 彰 宏

構成員

東京都立川市柴崎町二丁目 25 番 3 号

八重洲工業株式会社

代表取締役社長 長谷川 福 夫

(提案理由)

市庁舎建設工事（空調設備）を施工する必要がある。

資料 1 市庁舎建設工事（空調設備）
入札の経過を示す調書

入札日 平成18年2月24日

有 資 格 業 者					入 札 結 果
共同企業体名	事務所の所在地	業 者 名	資本金 (千円)	所 在 地	第 1 回 (千円)
一設・田村 特定建設工事共 同企業体	東京都中央区新 川1-22-3	第一設備工業株式会社	400,000	東京都中央区新川1 -22-3	405,000
		田村設備工業株式会社	20,000	東京都武蔵野市境2 -10-21	
新日空・八重洲 特定建設工事共 同企業体	東京都中央区日 本橋本石町4- 4-20 三井第2 別館	新日本空調株式会社	5,158,000	東京都中央区日本橋 本石町4-4-20 三 井第2別館	◎365,000
		八重洲工業株式会社	35,000	東京都立川市柴崎町 2-25-3	
須賀・安藤 特定建設工事共 同企業体	東京都台東区上 野5-18-10	須賀工業株式会社	1,950,000	大阪府大阪市西区土 佐堀1-2-30	406,000
		安藤設備株式会社	10,000	東京都福生市志茂 175	
高砂・羽村 特定建設工事共 同企業体	東京都千代田区 神田駿河台4- 2-8	高砂熱学工業株式会社	13,134,000	東京都千代田区神田 駿河台4-2-8	370,000
		羽村設備株式会社	20,000	東京都羽村市羽西1 -1-2	
テクノ菱和・新和 特定建設工事共 同企業体	東京都立川市曙 町1-18-2 一清 ビル	株式会社テクノ菱和	2,746,800	東京都豊島区南大塚 2-26-20	381,000
		株式会社新和	30,000	東京都八王子市長房 町1529-5	

注1 金額は、消費税及び地方消費税を除いた金額である。

2 ◎印は、落札価格である。

3 入札予定価格は、416,420千円である。

施工監理

本工事の施工監理については、実施設計を委託した次の業者と委託契約する予定である。

神奈川県横浜市西区北幸二丁目7番10号 高見澤ビル

株式会社山本理頭設計工場

代表取締役 山 本 理 頭

市庁舎建設工事（空調設備）工事概要

- 1 工事場所 福生市本町5番地外
- 2 予定工期 契約締結日の翌日から平成20年3月20日まで
- 3 工事種別 市庁舎及び公用車置場の新築に伴う空調設備工事
- 4 構造 市庁舎 鉄筋コンクリート造、プレキャストコンクリート造、
一部鉄骨鉄筋コンクリート造
公用車置場 鉄筋コンクリート造、鉄骨造
- 5 規模

	市庁舎 m ²	公用車置場 m ²
敷地面積	4,757.94	1,062.69
建築面積	3,200.75	310.81
延床面積	10,228.77	310.81

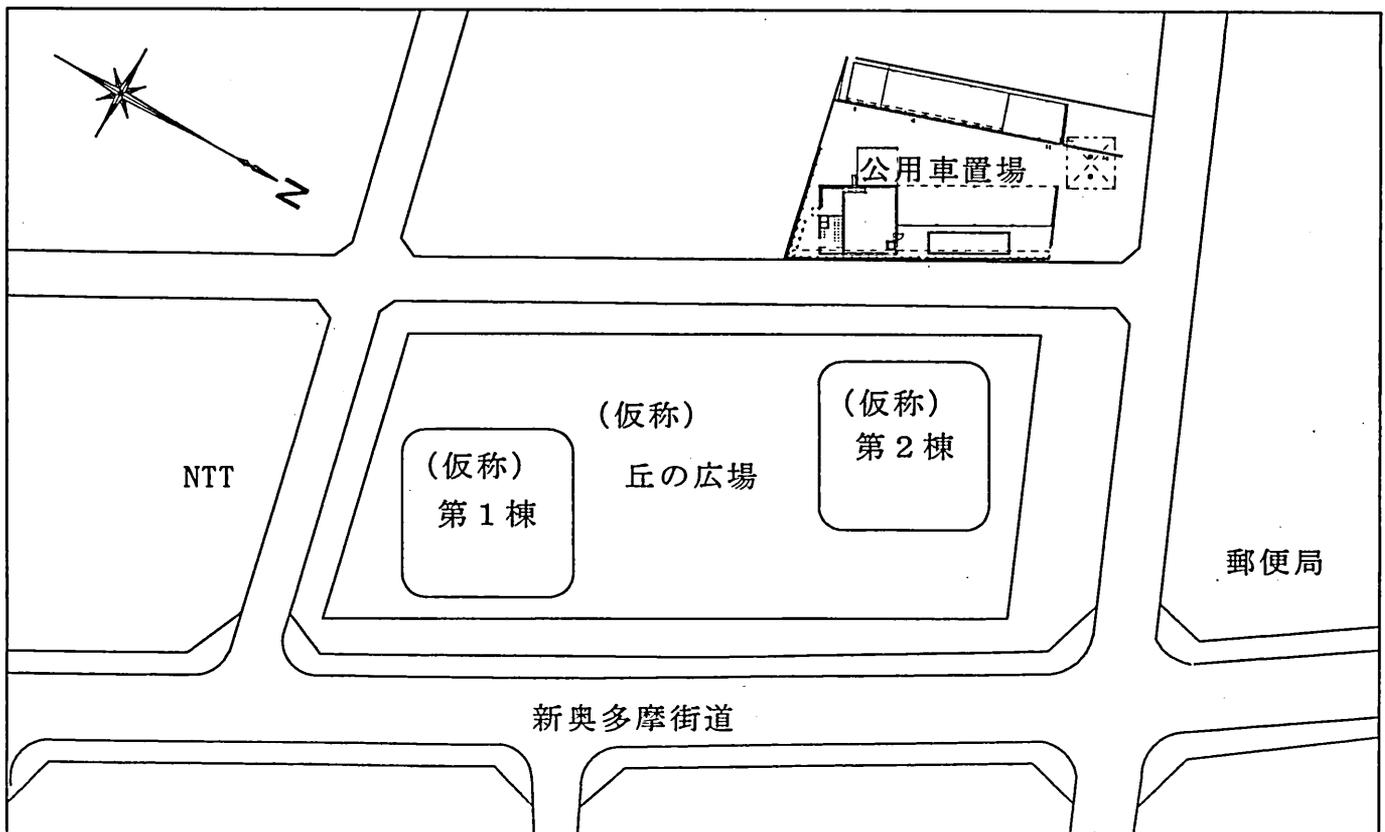
6 内容

冷暖房設備 一式

換気設備 一式

- 7 関連工事 建築、電気設備、給排水衛生設備 別途発注

8 工事場所位置図



議案第 38 号

市庁舎建設工事（給排水衛生設備）請負契約

上記の議案を提出する。

平成 18 年 3 月 2 日

福生市長 野 澤 久 人

市庁舎建設工事（給排水衛生設備）請負契約

次のとおり請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 市庁舎建設工事（給排水衛生設備）
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札による契約
- 3 契約の金額 金 1 億 6, 1 7 0 万円
- 4 工 期 契約締結日の翌日から平成 20 年 3 月 20 日まで
- 5 契約の相手方 東京都港区赤坂四丁目 8 番 14 号

川本・桑林特定建設工事共同企業体

構成員（代表者）神奈川県横浜市中区寿町二丁目 5 番

地の 1

川本工業株式会社

代表取締役 川 本 守 彦

構成員

東京都福生市志茂 200 番地

株式会社桑林工業所

代表取締役 桑 林 貞 雄

(提案理由)

市庁舎建設工事（給排水衛生設備）を施工する必要がある。

資料 1 市庁舎建設工事（給排水衛生設備）
入札の経過を示す調書

入札日 平成18年2月24日

有 資 格 業 者					入 札 結 果
共同企業体名	事務所の所在地	業 者 名	資本金 (千円)	所 在 地	第 1 回 (千円)
川本・桑林 特定建設工事 共同企業体	東京都港区赤坂 4-8-14	川本工業株式会社	500,000	神奈川県横浜市中区 寿町2-5-1	◎154,000
		株式会社桑林工業所	10,000	東京都福生市志茂200	
斎久・吉田 特定建設工事 共同企業体	東京都千代田区 大手町2-6-2 日本ビル	斎久工業株式会社	1,481,250	東京都千代田区大手 町2-6-2日本ビル	155,300
		株式会社吉田工務店	10,000	東京都福生市大字福 生1132	
太平・森田 特定建設工事 共同企業体	東京都文京区本 郷1-19-6	株式会社太平エンジニ アリング	520,000	東京都文京区本郷1 -19-6	157,800
		株式会社森田工業所	10,000	東京都福生市大字熊 川741	
西原・山本設備 特定建設工事 共同企業体	東京都港区芝浦 3-6-18	株式会社西原衛生工業 所	700,000	東京都港区芝浦3-6 -18	155,400
		株式会社山本設備	10,000	東京都福生市南田園 2-6-16	

注1 金額は、消費税及び地方消費税を除いた金額である。

2 ◎印は、落札価格である。

3 入札予定価格は、161,699千円である。

施工監理

本工事の施工監理については、実施設計を委託した次の業者と委託契約する予定である。

神奈川県横浜市西区北幸二丁目7番10号 高見澤ビル

株式会社山本理顕設計工場

代表取締役 山 本 理 顕

資料 2

市庁舎建設工事（給排水衛生設備）工事概要

- 1 工事場所 福生市本町5番地外
- 2 予定工期 契約締結日の翌日から平成20年3月20日まで
- 3 工事種別 市庁舎及び公用車置場の新築に伴う給排水衛生設備工事
- 4 構造 市庁舎 鉄筋コンクリート造、プレキャストコンクリート造、一部鉄骨鉄筋コンクリート造
公用車置場 鉄筋コンクリート造、鉄骨造

5 規模

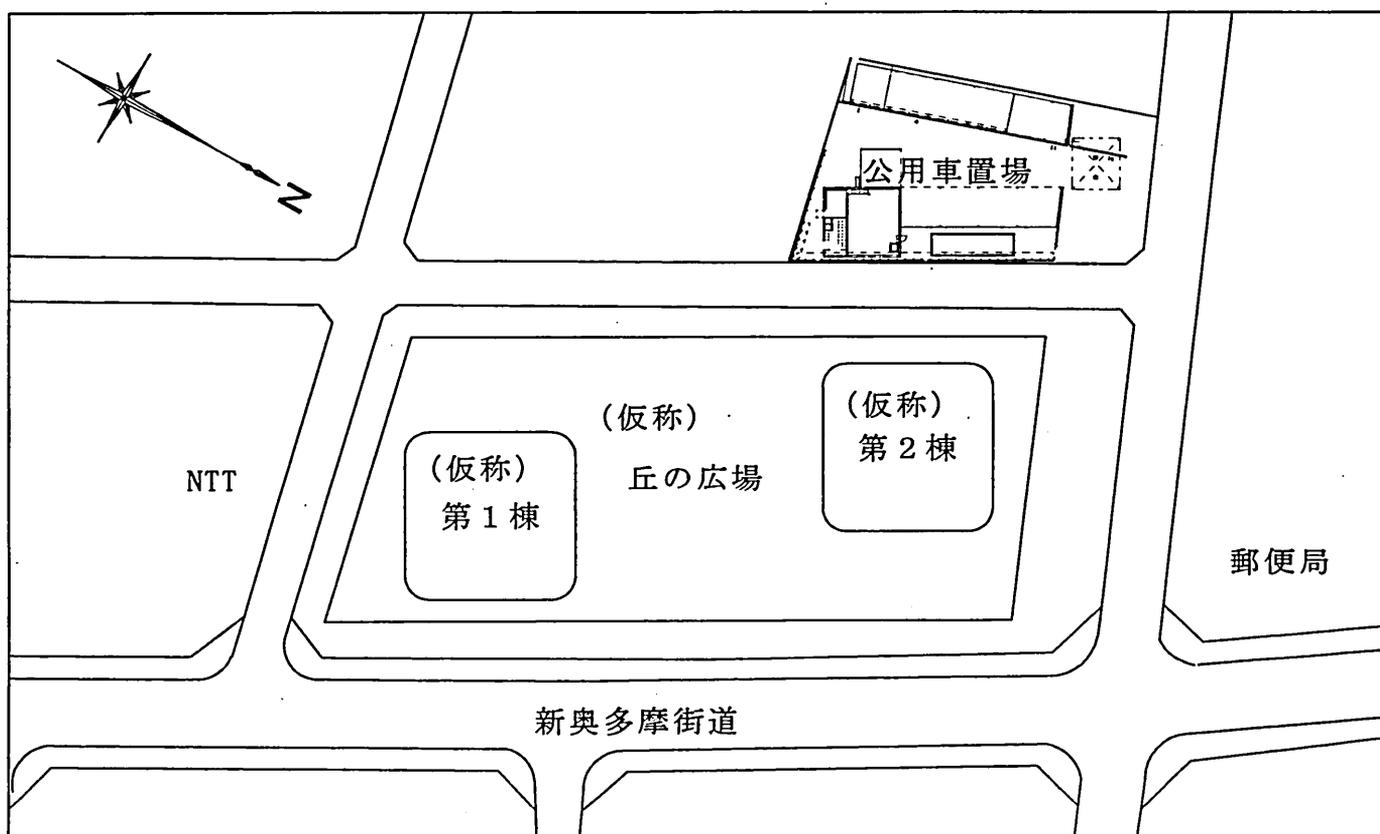
	市庁舎 m ²	公用車置場 m ²
敷地面積	4,757.94	1,062.69
建築面積	3,200.75	310.81
延床面積	10,228.77	310.81

6 内容

- 給水設備 一式
- 給湯設備 一式
- 排水設備 一式
- 衛生設備 一式
- 雨水利用設備 一式

7 関連工事 建築、電気設備、空調設備 別途発注

8 工事場所位置図



写

福総文発第 204 号

平成 18 年 3 月 3 日

福生市議会議長

石川和夫様

福生市長 野澤久人 閣

議案の正誤について

このことについて、次のとおり訂正いたしたいので、よろしくお取り計らいくださるようお願いいたします。

議案第 11 号 福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例の正誤表

訂 正 箇 所	誤	正
条例改正案 第 8 条第 2 項中	第 1 条第 3 項	第 1 条第 3 号

第3期（平成18年度～20年度）所得段階別保険料額

本会議資料
平成18年3月3日

① 第3期（平成18年度～20年度）所得段階別保険料額

単位：円

所得段階	負担割合	月額	年額
第1段階 生活保護被保護者、市民税世帯非課税で 老齢福祉年金受給者	基準額×0.50	2,297	27,600
第2段階 市民税世帯非課税で合計所得金額と課 税年金収入額の合計が80万円以下の者	基準額×0.50	2,297	27,600
第3段階 市民税世帯非課税で第2段階に該当しな い者	基準額×0.75	3,445	41,400
第4段階 市民税世帯課税者	基準額×1.00	4,593	55,200
第5段階 本人が市民税課税で前年の合計所得金 額が200万円未満の者	基準額×1.25	5,742	69,000
第6段階 本人が市民税課税で前年の合計所得金 額が200万円以上の者	基準額×1.50	6,890	82,700

※ 第4段階が基準額となります。

○参考 第2期（平成15年度～17年度）所得段階別保険料額

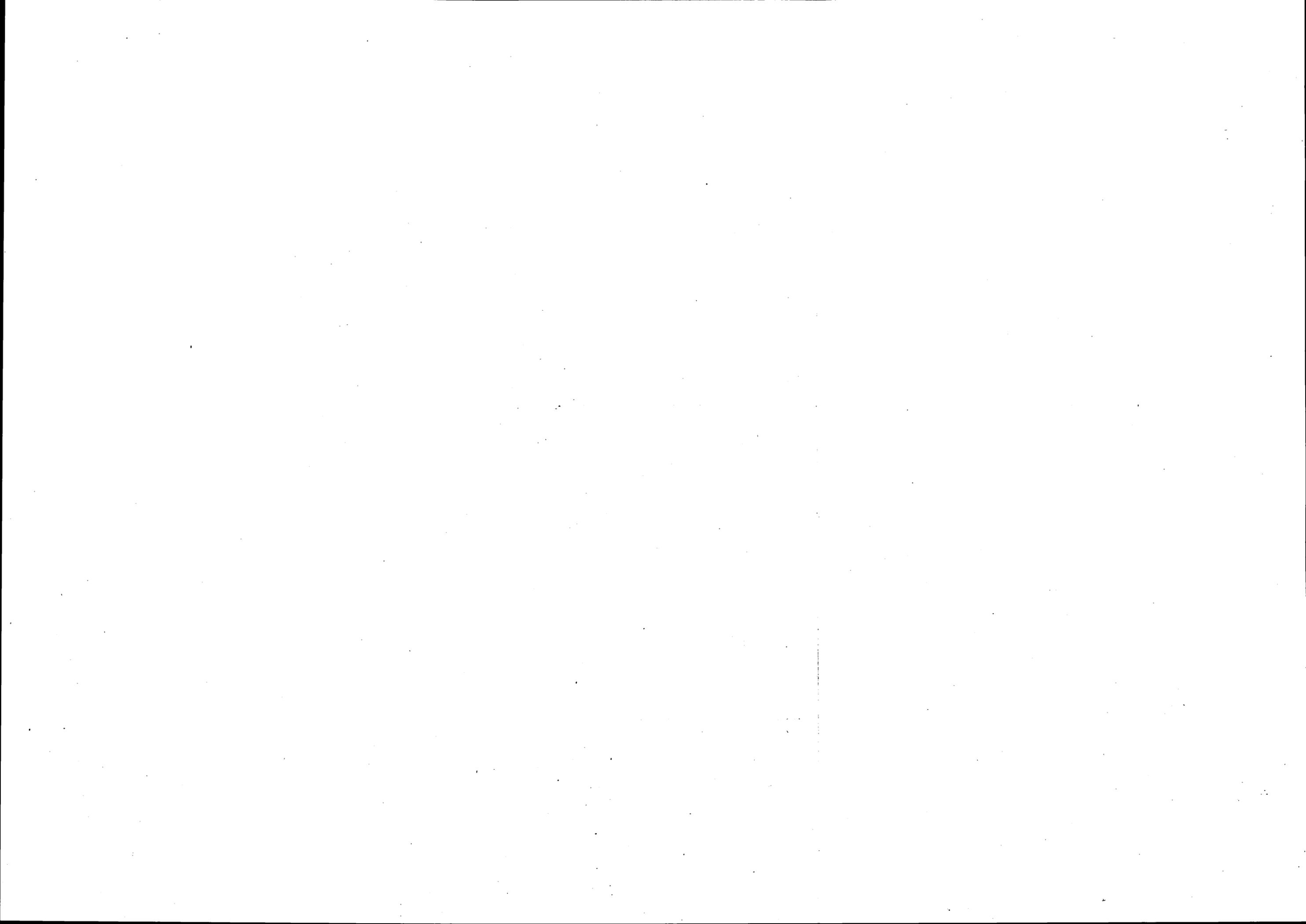
単位：円

所得段階	負担割合	月額	年額
第1段階 生活保護被保護者、市民税世帯非課税で 老齢福祉年金受給者	基準額×0.50	1,692	20,300
第2段階 市民税世帯非課税者	基準額×0.75	2,537	30,400
第3段階 市民税世帯課税者	基準額×1.00	3,383	40,600
第4段階 本人が市民税課税で前年の合計所得金 額が200万円未満の者	基準額×1.25	4,229	50,700
第5段階 本人が市民税課税で前年の合計所得金 額が200万円以上の者	基準額×1.50	5,075	60,900

※ 第3段階が基準額となります。

② 激変緩和措置による所得段階別保険料額

所得段階	平成18年度			平成19年度			平成20年度		
	負担割合 (%)	月額 (円)	年額 (円)	負担割合 (%)	月額 (円)	年額 (円)	負担割合 (%)	月額 (円)	年額 (円)
第1段階被保険者	0.50	2,297	27,600	0.50	2,297	27,600	0.50	2,297	27,600
第2段階被保険者	0.50	2,297	27,600	0.50	2,297	27,600	0.50	2,297	27,600
第3段階被保険者	0.75	3,445	41,400	0.75	3,445	41,400	0.75	3,445	41,400
第4段階被保険者	1.00	4,593	55,200	1.00	4,593	55,200	1.00	4,593	55,200
税制改正に伴う「第1段階からの激変緩和措置の対象者」	0.66	3,032	36,400	0.83	3,813	45,800			
税制改正に伴う「第2段階からの激変緩和措置の対象者」	0.66	3,032	36,400	0.83	3,813	45,800			
税制改正に伴う「第3段階からの激変緩和措置の対象者」	0.83	3,813	45,800	0.91	4,180	50,200			
第5段階被保険者	1.25	5,742	69,000	1.25	5,742	69,000	1.25	5,742	69,000
税制改正に伴う「第1段階からの激変緩和措置の対象者」	0.75	3,445	41,400	1.00	4,593	55,200			
税制改正に伴う「第2段階からの激変緩和措置の対象者」	0.75	3,445	41,400	1.00	4,593	55,200			
税制改正に伴う「第3段階からの激変緩和措置の対象者」	0.91	4,180	50,200	1.08	4,961	59,600			
税制改正に伴う「第4段階からの激変緩和措置の対象者」	1.08	4,961	59,600	1.16	5,328	64,000			
第6段階被保険者	1.50	6,890	82,700	1.50	6,890	82,700	1.50	6,890	82,700



議会運営委員会資料

委員会付託件名表

平成18年3月3日第1回福生市議会定例会

付託委員会名	議案（請願・陳情）番号	付託件名
総務文教委員会	議案第35号	市庁舎建設工事（建築）請負契約
	議案第36号	市庁舎建設工事（電気設備）請負契約
	議案第37号	市庁舎建設工事（空調設備）請負契約
	議案第38号	市庁舎建設工事（給排水衛生設備）請負契約
市民厚生委員会	議案第34号	福生市介護保険条例の一部を改正する条例

